

江東区震災復興マニュアル

資料編

目 次（資料編）

共通	
資料 1 復興プロセス図	295
資料 2 震災復興の流れ（東京都震災復興マニュアル）	300

第 1 章 復興体制の構築	
資料 1-1 江東区震災復興事業の推進に関する条例	305
資料 1-2 江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規則	309
資料 1-3 江東区震災復興本部の設置に伴う分掌事務	314
資料 1-4 復興本部設置時行動要領の主な内容項目例	316
資料 1-5 災害に係る住家の被害認定の概要	317
資料 1-6 家屋被害概況調査（参考）	319
資料 1-7 家屋被害台帳（参考）	320
資料 1-8 民間住宅等の被害状況把握（家屋・住家の被災度調査）の流れ図（参考）	321
資料 1-9 建築物の応急危険度判定調査表	322
資料 1-10 住民被害等の実態調査体系（案）	325
資料 1-11 事業所災害被害調査票等	327
資料 1-12 区有施設（建築物）の被害状況把握（建築物被災度調査）の流れ図	330
資料 1-13 江東区公共施設被災建築物応急危険度判定等要綱	331
資料 1-14 震災時の行動フローシート	333
資料 1-15 災害復旧事業フロー図	334
資料 1-16 各調査の実施を依頼する部課の一覧（案）	335
資料 1-17 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	336
資料 1-18 り災証明発行に係る流れ（案）	338

資料 1-19	り災証明発行・総合相談窓口設営例	340
資料 1-20	江東区災害対策等緊急起工処理要綱	341
資料 1-21	緊急時における契約手続等について	345
資料 1-22	財団法人〇〇〇〇大震災復興基金（案）について	346
資料 1-23	財団法人〇〇〇〇大震災復興基金寄附行為（案）	348
資料 1-24	阪神淡路大震災復興基金事業の概要	352
資料 1-25	派遣職員の受入れの流れ	354
資料 1-26	オープンスペース等利用計画の策定	355
資料 1-27	事前用地調整方針	357
資料 1-28	震災対策に必要な用地の例	359
資料 1-29	「がれき処理」の基本的流れ	360
資料 1-30	震災時の相談体制	361
資料 1-31	ボランティア活動運営関連図	362

第2章 都市の復興

資料 2-1	区都市復興基本計画（骨子案）策定指針	365
資料 2-2	復興まちづくり計画等策定指針	366

第3章 住宅の復興

資料 3-1	大地震発生後の3つの建物被害調査の実施の流れ	371
資料 3-2	被災度区分判定の概要	372
資料 3-3	大地震の際に行われる3つの建物被害調査の関係	373
資料 3-4	被害認定基準運用指針と応急危険度判定及び被災度区分判定との関係	374
資料 3-5	東京都住宅復興計画のフレーム案	375
資料 3-6	被害認定フロー（地震による被害 非木造）	376

資料 3-7 被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）	377
資料 3-8 被害状況調査要領	378
資料 3-9 住家被害認定調査票（木造・プレハブ）	379
資料 3-10 住家被害認定調査票（非木造）	386
資料 3-11 判定基準例	389
資料 3-12 代替調査（応急危険度判定調査票からの被害状況判定基準）案	390
資料 3-13 代替調査票	391
資料 3-14 仮設住宅必要量概算シート	392
資料 3-15 応急修理のフローチャート	393
資料 3-16 東京都被災住宅応急修理基準	394
資料 3-17 被災住宅応急修理申込書	395
資料 3-18 被災住宅応急修理承諾書	396
資料 3-19 一時提供住宅リスト（発災後調査用）	397
資料 3-20 建設可能用地リストフォーマット（事前調査用）	398
資料 3-21 応急仮設住宅・一時提供住宅入居者選定基準（案）	399
資料 3-22 入居者名簿（案）	400
資料 3-23 一時提供住宅窓口の設置等案	401
資料 3-24 一時提供住宅の提供等に係る主な業務のフロー案	402
資料 3-25 復興住宅供給協議会について	403
資料 3-26 都・住宅相談所のイメージ	404

第4章 暮らしの復興

資料 4-1 江東区災害弔慰金の支給等に関する条例	407
資料 4-2 災害援護資金の貸付手続き	411
資料 4-3 災害援護資金申請者一覧	412

資料 4-4 災害援護資金の貸付対象一覧	414
資料 4-5 災害援護資金借入申込書	415
資料 4-6 災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続き	417
資料 4-7 災害弔慰金・災害障害見舞金申請者一覧	418
資料 4-8 災害弔慰金等の支給対象一覧	420
資料 4-9 災害弔慰金支給調査票	421
資料 4-10 被災者生活再建支援金支給事務の手続き	423

第5章 産業の復興

資料 5-1 災害復旧・復興時の事業再開等関連施策	427
資料 5-2 金融機関被害状況調査一覧等	432

図13 都市復興のプロセス

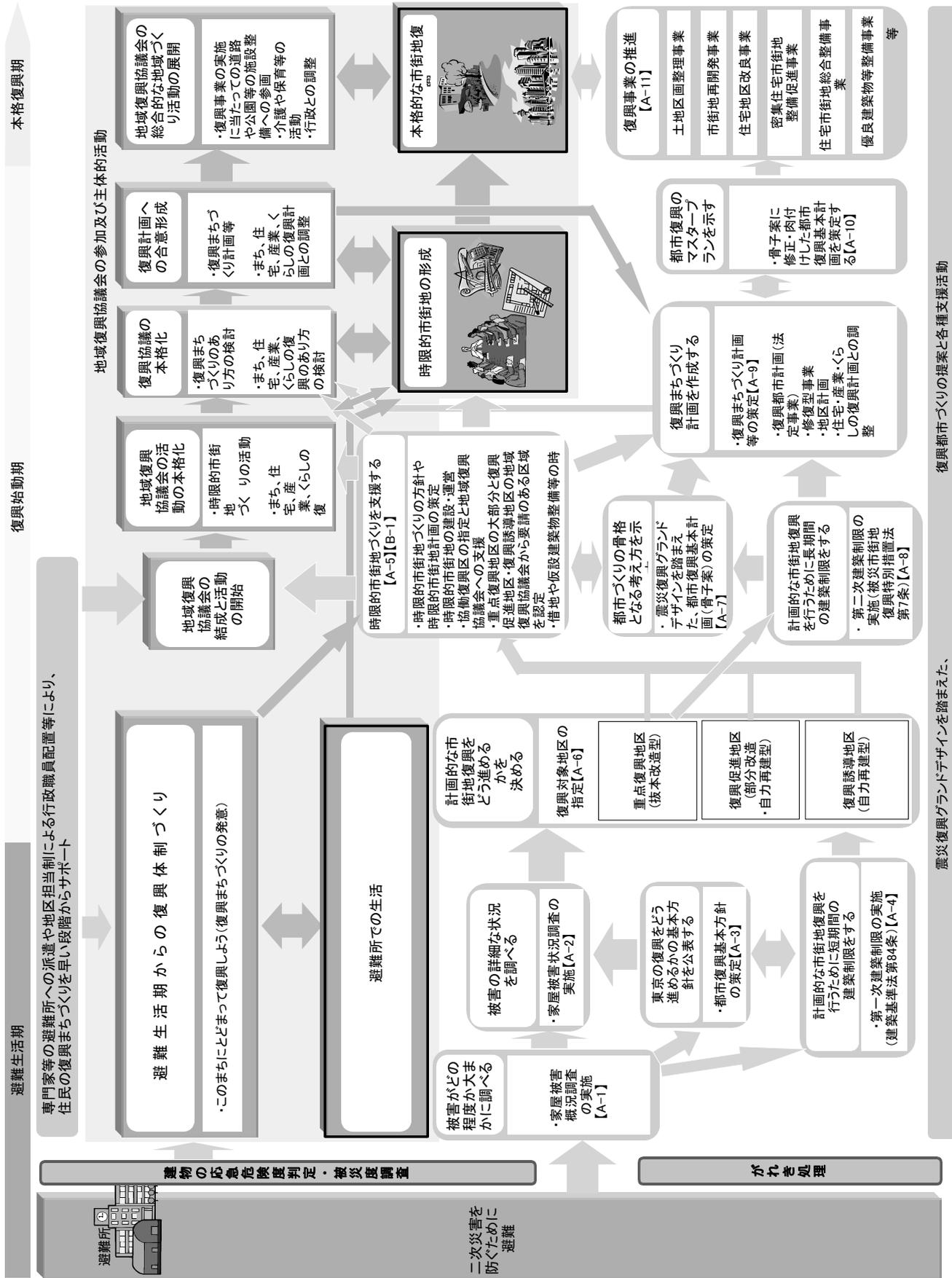


図14 住宅復興のプロセス

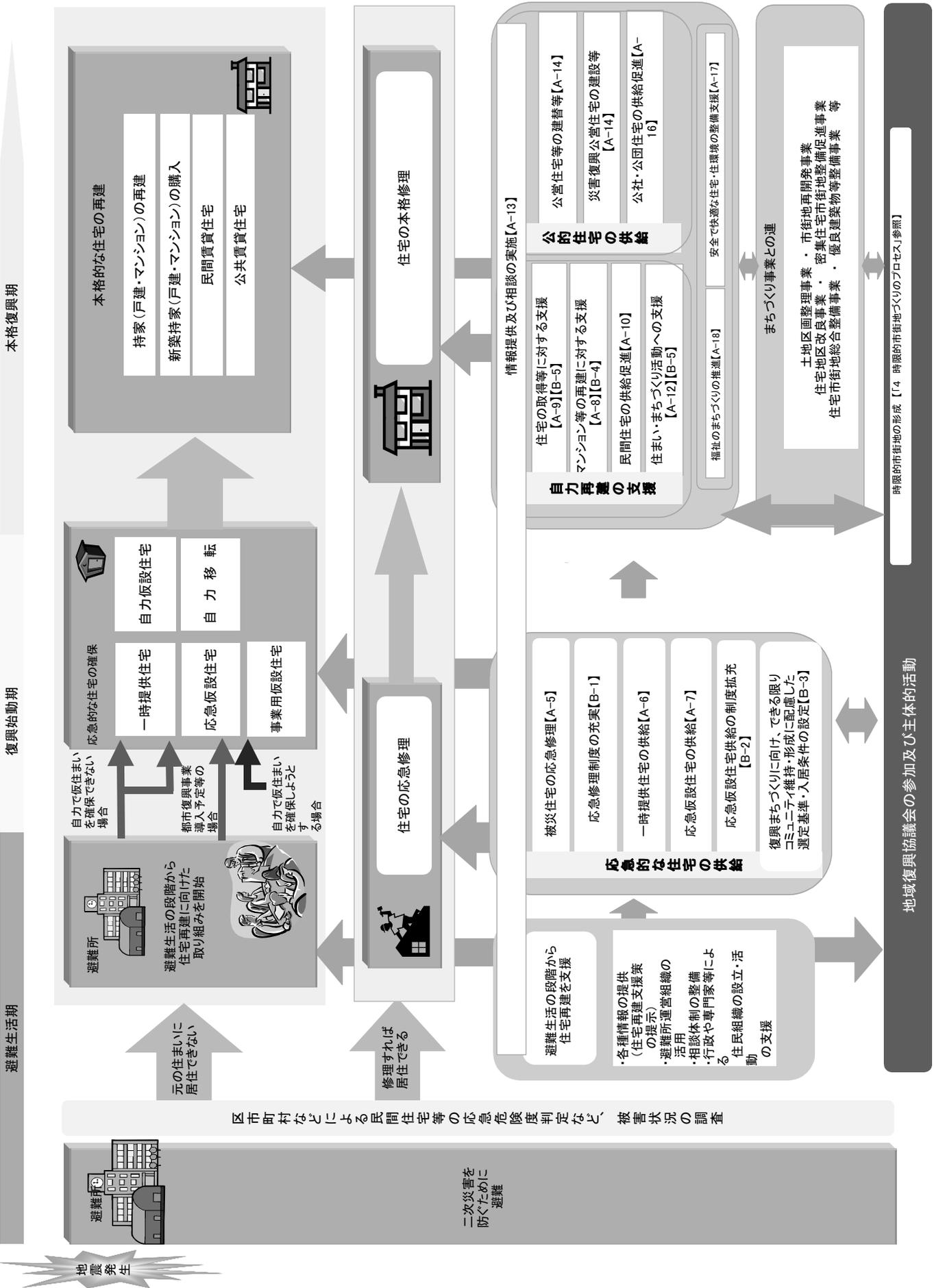


図 15-1 産業復興(商店街)のプロセス

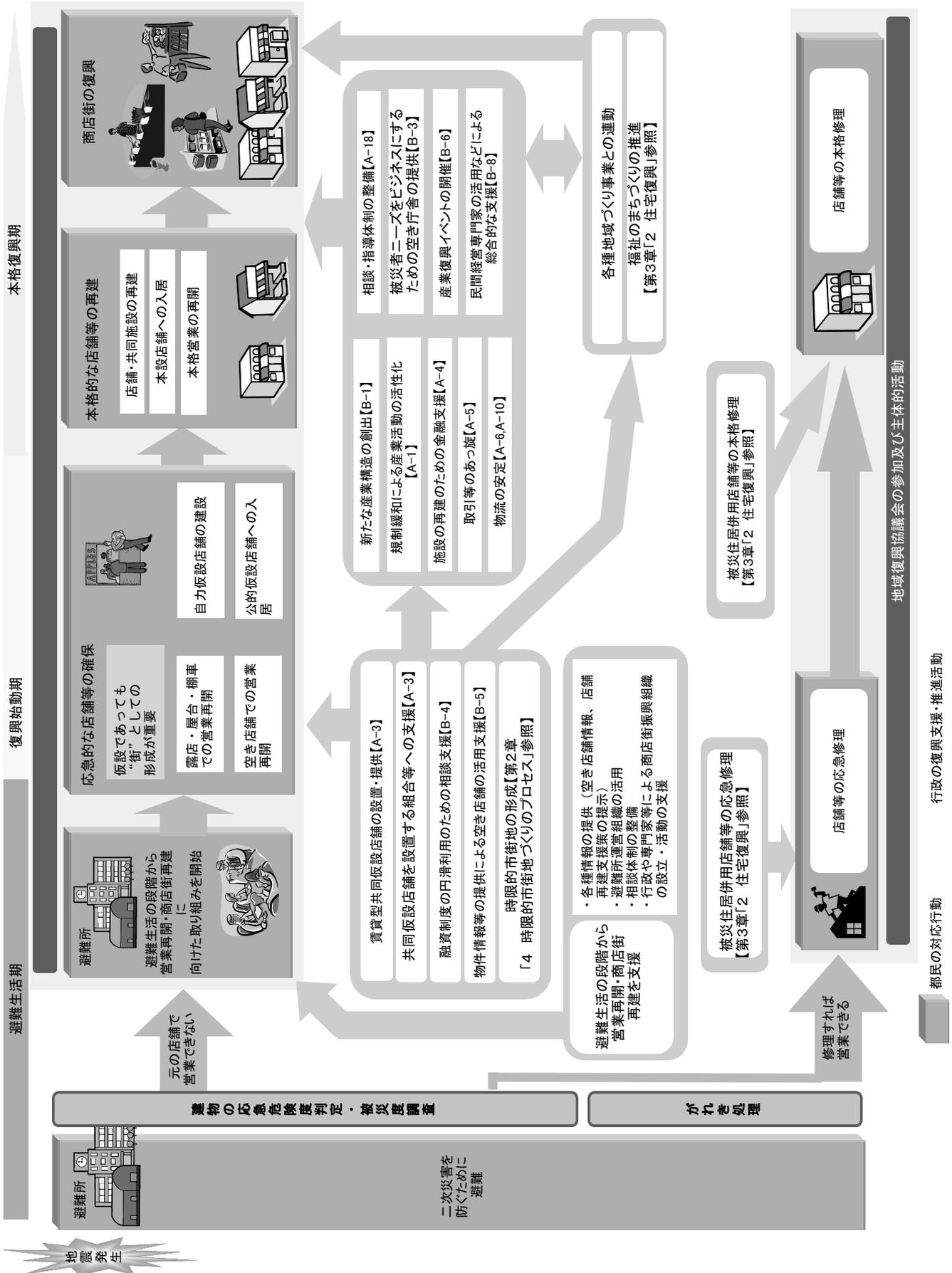


図15-2 産業復興(工業)のプロセス

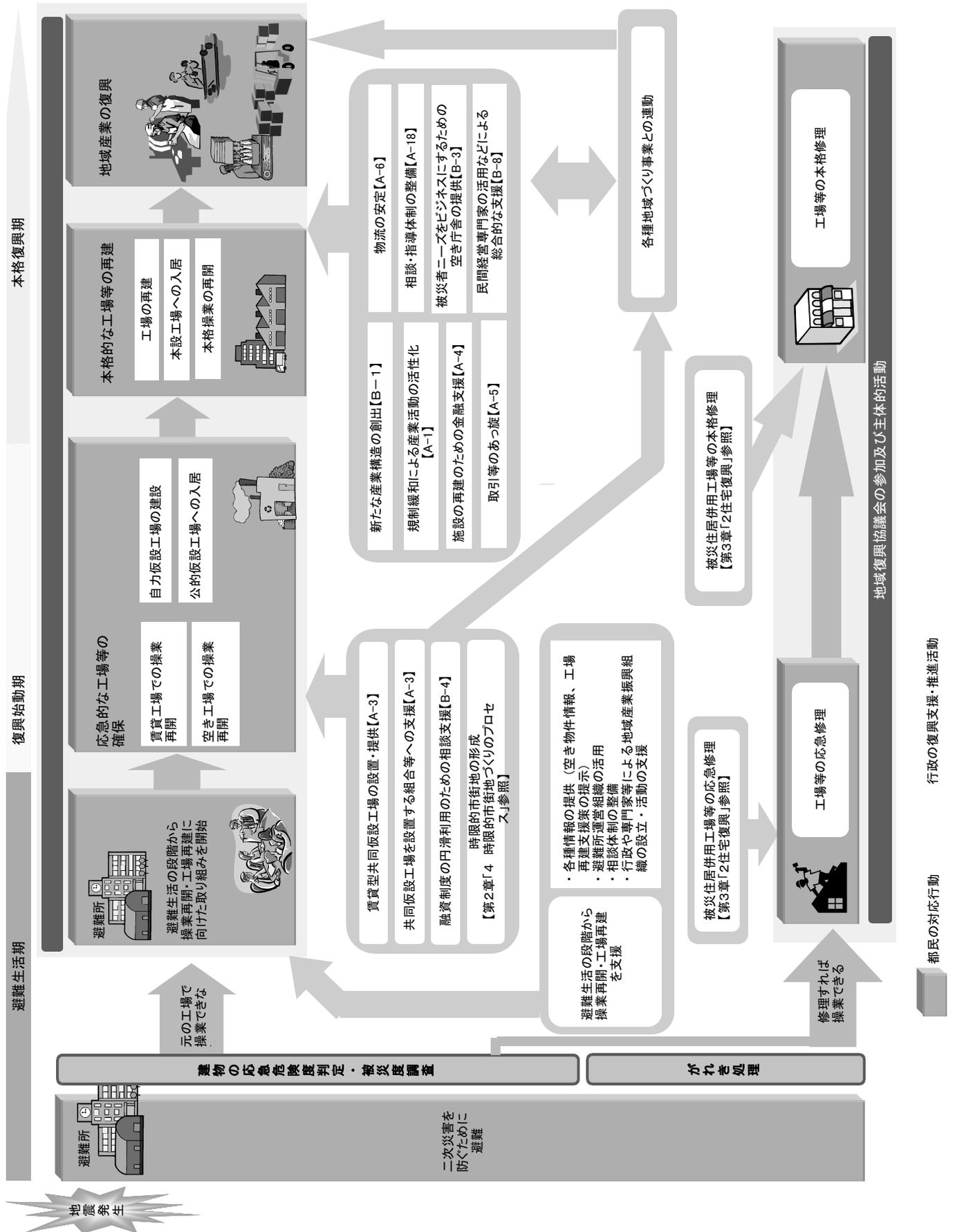
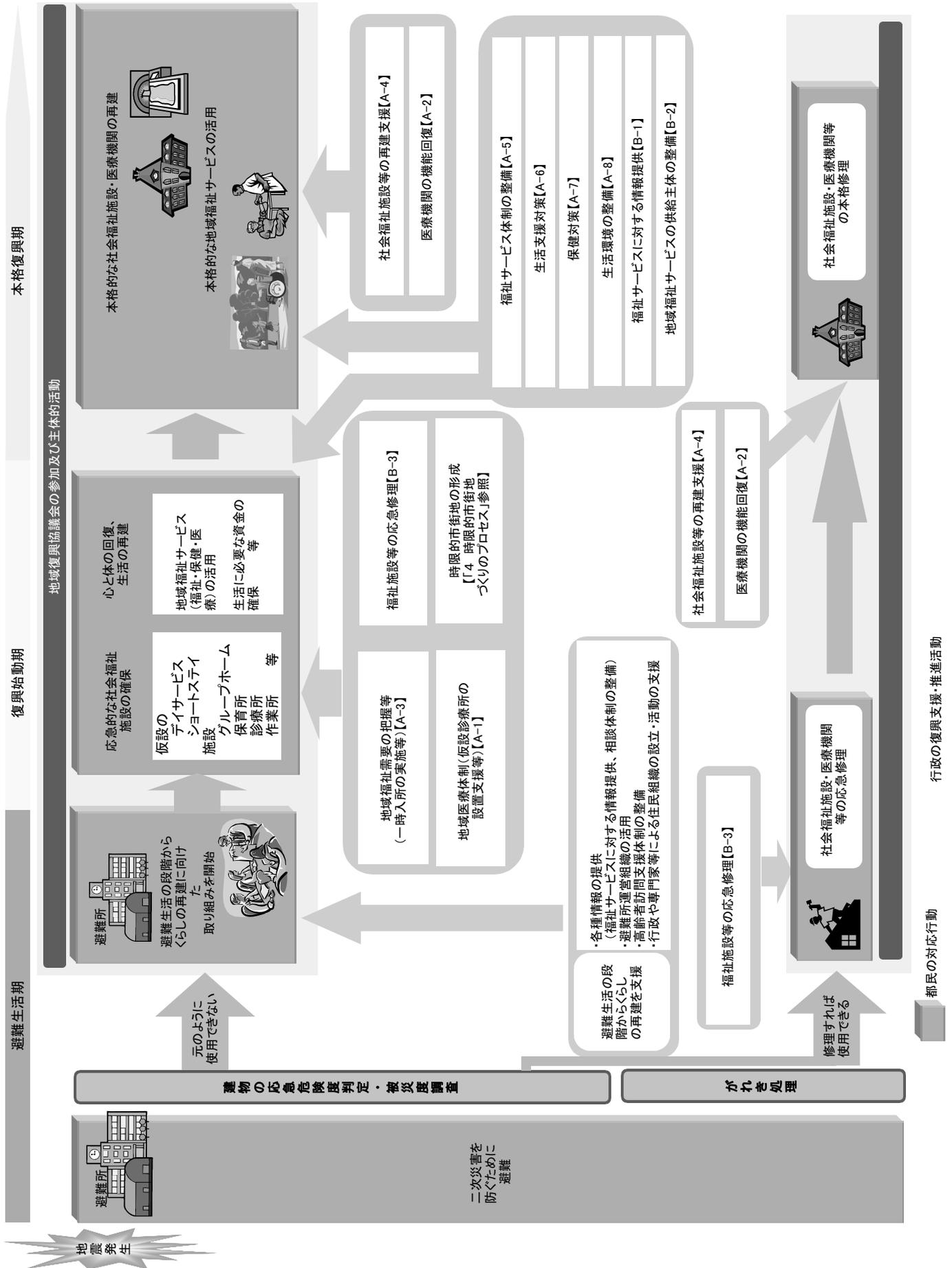
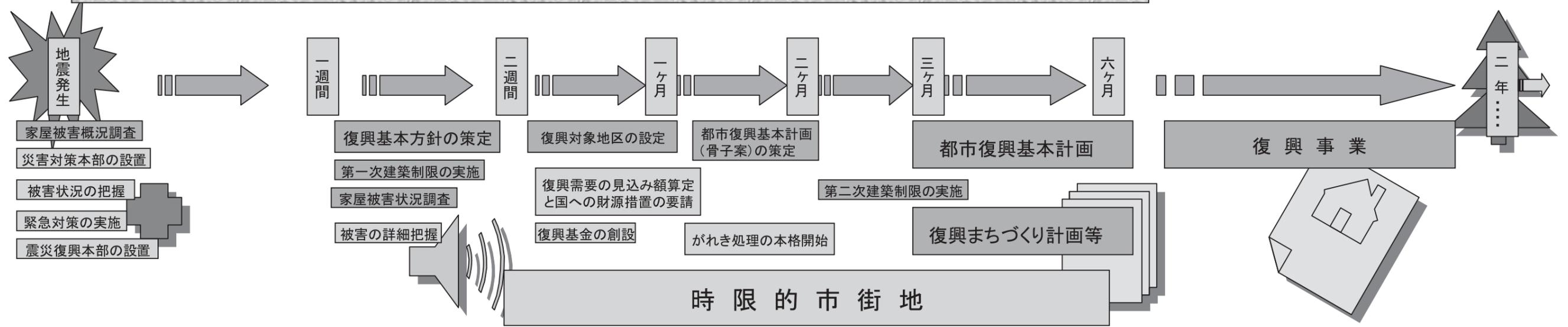


図16 くらしの復興のプロセス



震災復興の流れ（東京都震災復興マニュアル）



迅速・的確な被害状況の把握と適切な対応

速やかな生活の再建と「まち」の再生

行政と都民・事業者が協力・連携して・・・

都市復興を着実に推進する

第1段階 発災から1週間

第2段階 1週間から1か月

第3段階 1か月から6か月

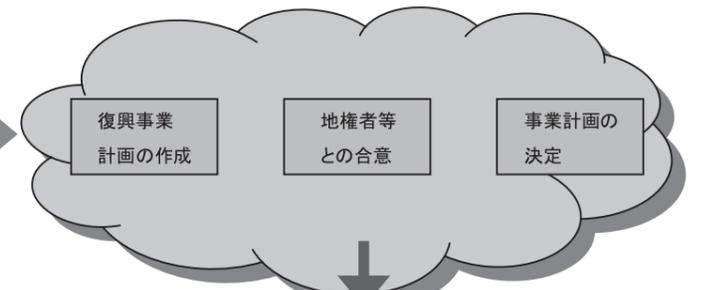
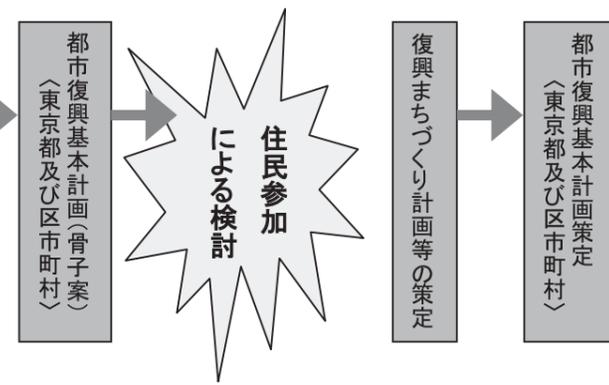
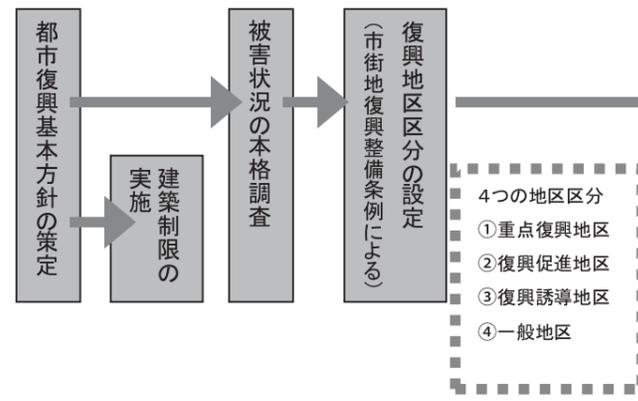
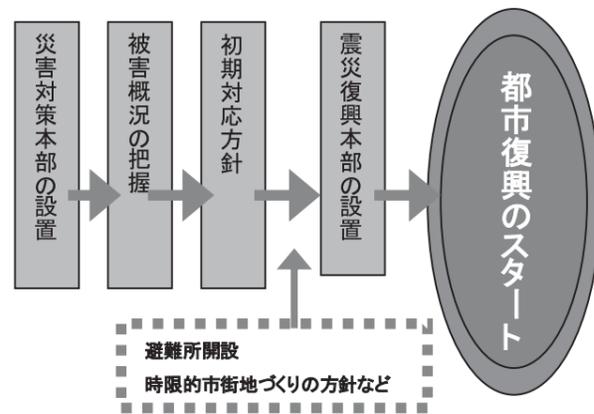
第4段階 6か月から1年

復興初動体制の確立

都市復興基本方針等の策定

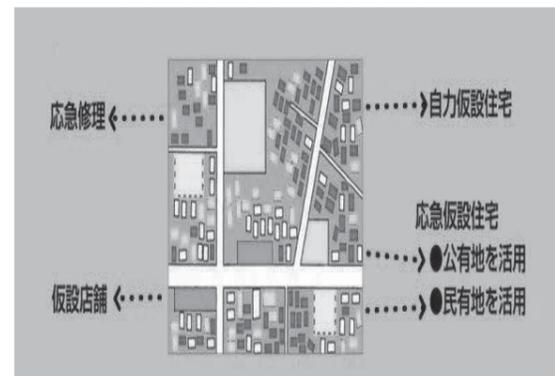
復興まちづくり計画等の策定

復興事業計画等の確定

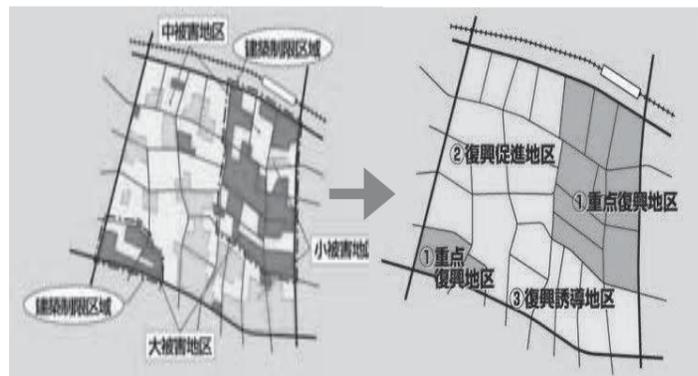


第5段階 1年以降

復興事業の推進



街を離れずに復興に取り組むために被災地の中に暫定的な生活の場をつくります。



被害の激しい地区には建築制限が行われます。



都市復興基本計画(骨子案)を都や区市町村が提案します。これを地域で検討し、参加型の復興まちづくりとしてスタートします。



「震災復興マニュアル」によって総合的な復興を進めます。

2-3-32(4)

資料編 第1章 復興体制の構築

江東区震災復興事業の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、江東区が大規模な地震による災害（以下「震災」という。）を受けた場合において、区民（区内の土地又は建物に関し権利を有する者を含む。以下同じ。）、事業者及び区が協働して、震災復興事業を総合的かつ計画的に推進することにより、震災に強い活力のある市街地を形成し、もって区民生活の安定と回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。

- (1) 建築物等 建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (2) 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。
- (3) 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。
- (4) 震災復興事業 震災を受けた市街地の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。

(復興の理念)

第3条 区民、事業者及び区は、市街地の復興に当たっては、協働して震災に強いまちづくりを促進するよう努めなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図り、被災後速やかに市街地の復興に関する基本的な方針（以下「江東区都市復興基本方針」という。）を策定し、これを公表するとともに、江東区都市復興基本方針に基づき、区民及び事業者と協働して、震災復興事業その他必要な事業の推進に最大の努力を払わなければならない。

(区民及び事業者の責務)

第5条 区民は、その日常生活において、震災に強いまちづくりについて理解を深め、被災後は、自らの生活の再建及び震災復興事業への協力に努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、震災に強いまちづくりについて理解を深め、被災後は事業活動を通じて市街地の復興及び震災復興事業への協力に努めなければならない。

(復興本部の設置)

第6条 区長は、震災復興事業を速やかに実施するため、江東区震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置することができる。

（組織）

第7条 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、復興本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長及び本部員は、職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

（部の設置）

第8条 復興本部に部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 部長は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

（復興対象地区の指定）

第9条 区長は、次に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

- (1) 重点復興地区 震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的被害を受け、震災復興のための建築物等の更新（震災に強い市街地の形成を促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うことをいう。以下同じ。）及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区
 - (2) 復興促進地区 震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区
 - (3) 復興誘導地区 震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区
- 2 前項各号に規定する復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。
 - 3 区長は、第1項の規定により復興対象地区を指定した場合は、その旨を告示しなければならない。

（復興対象地区の変更等）

第10条 区長は、震災復興事業の進捗状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を変更し、又は廃止することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(都市復興基本計画の策定)

第11条 区長は、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、江東区都市復興基本方針に基づき、区の震災復興事業を推進するための計画（以下「江東区都市復興基本計画」という。）を速やかに策定し、公表しなければならない。

2 区長は、前項の規定により、江東区都市復興基本計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を聴取し、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(震災復興事業の推進)

第12条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、江東区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、復興誘導地区において、江東区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、震災復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴取し、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、必要に応じ、震災復興事業を行う者に対し、江東区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第13条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区内において、土地の形質の変更又は建築物等の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第14条 重点復興地区及び復興促進地区（前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。）並びに復興誘導地区内において、建築物等の建築をしようとする建築主は、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

(1) 非常災害により必要な応急措置として建築するもの

(2) 国、地方公共団体等が震災復興事業として建築するもの

- (3) 都市計画事業の施行として建築するもの及び都市計画に適合して建築するもの
 - (4) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で、次に掲げる要件に該当するもの
 - ア 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
 - イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等
- 2 前項の規定による届出の義務は、第9条第1項の規定により復興対象地区の指定をした日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

（情報の提供及び協議）

第15条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、震災に強い市街地の形成を促進するために、必要に応じて、当該届出を行った建築主に対し、建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報提供を行うものとする。

2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主との間において震災に強い市街地の形成を促進するための協議を行うことができる。

（復興本部の廃止）

第16条 区長は、震災復興事業が進捗し、復興本部設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止するものとする。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区震災復興事業の推進に関する条例（平成25年3月江東区条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第1号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項に規定する工作物とする。

(副本部長)

第3条 条例第7条第4項の規定により副本部長に充てる者として職員のうちから本部長が指名する者は、副区長及び教育長とする。

2 条例第7条第5項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、前項に掲げる順序により代理し、副区長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、江東区長の職務代理順序に関する規則（平成24年4月江東区規則第34号）の定めるところによる。

(本部員)

第4条 条例第7条第4項の規定により本部員に充てる者として職員のうちから本部長が指名する者は、江東区組織規則（昭和48年5月江東区規則第19号）第8条第1項に規定する部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長、危機管理室長及び被災者支援担当部長とする。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、職員のうちから本部員を指名することができる。

(部)

第5条 条例第8条第1項に規定する部の名称及び分掌事務は、区長が別に定める。

(復興対象地区の指定基準)

第6条 条例第9条第2項に規定する規則で定める復興対象地区の指定の基準

は、別表のとおりとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる地区等の区域内に復興促進地区が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区に指定することができる。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定により東京都が定めた東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則した計画がある地区

(2) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項第2号の規定により定められた都市再開発の方針における再開発促進地区

(3) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的都市計画施設が未整備の地域

(4) 江東区都市計画マスタープランに則した計画がある地区

(5) 前各号に定めるもののほか、区長が特に必要と認める地区

（建築行為の届出）

第7条 条例第14条第1項に規定する建築物等の建築をしようとする建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認申請又は同法第18条第2項に規定する計画通知をしようとする30日前までに、建築行為届出書（別記様式）を区長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

重点復興地区	都市基盤施設の未整備地区であって大被害地区であるもの
復興促進地区	都市基盤施設の未整備地区であって中被害地区であるもの又は都市基盤施設の整備済地区であって大被害地区若しくは中被害地区であるもの
復興誘導地区	都市基盤施設の未整備地区又は整備済地区であって小被害地区であるもの

備考

- 1 「都市基盤施設の未整備地区」とは、被災前の都市基盤施設整備状況において、都市基盤施設の整備済地区に該当しない地区をいう。
- 2 「都市基盤施設の整備済地区」とは、被災前の都市基盤施設整備状況において、土地区画整理事業、市街地再開発事業若しくは開発許可による住宅地開発事業等により整備された地区又は区長が整備済みと判断した地区をいう。
- 3 「大被害地区」とは、おおむね8割以上の家屋が全壊若しくは半壊又は全焼若しくは半焼した街区が連担している地区をいう。
- 4 「中被害地区」とは、おおむね5割以上の家屋が全壊若しくは半壊又は全焼若しくは半焼した街区が連担している地区（大被害地区を除く。）をいう。
- 5 「小被害地区」とは、部分的に家屋が全壊若しくは半壊又は全焼若しくは半焼した街区が連担している地区（大被害地区及び中被害地区を除く。）をいう。

別記様式（第7条関係）

（表）

年 月 日

江東区長 殿

届出者（建築主）住所

氏名

電話

建築行為届出書（建築物・工作物）

江東区震災復興事業の推進に関する条例第14条及び江東区震災復興事業の推進に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 代理人の 住所氏名	() 級建築士 () 登録第 号 () 級建築士事務所 () 登録第 号 住所 氏名 電話
2 建築物等 の概要	(1) 地名地番 江東区
	(2) 住居表示 江東区
	(3) 用途地域 地域 防火・準防火地域（指定建ぺい率 %・指定容積率 %）
	(4) 工事種別 新築・増築・改築・移転・その他 ()
	(5) 主要用途
	(6) 敷地面積 m ²
	(7) 建築面積 m ² 建ぺい率 %
	(8) 延べ面積 m ² 容積率 %
	(9) 構造 SRC・RC・S・W・その他 ()
	(10) 階数・高さ 地上 階 地下 階・最高の高さ m
	(11) 工事予定期間 年 月 日～ 年 月 日
	(12) 確認申請（計画通知）予定日 年 月 日
3 備考	

※ 裏面に、建築予定地の付近見取図、建築物・工作物の配置図を記入してください。

※ 本書は、正副2部提出してください。

(裏)

付近見取図

配置図

江東区震災復興本部の設置に伴う分掌事務

平成25年3月29日 江総防第1244号

1 各部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

政策経営部

- (1) 復興本部の庶務及び復興事業に係る総合調整に関すること。
- (2) 復興本部会議の運営に関すること。
- (3) 復興基本方針及び計画の策定に関すること。
- (4) 復興事業に係る財政方針の策定に関すること。
- (5) 復興関係広報の実施及び相談体制の整備に関すること。
- (6) 国及び都への要望事項のとりまとめに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の部に属しないこと。

総務部

- (1) 被害情報の収集及び連絡調整に関すること。
- (2) 区有施設の復旧及び再建に関すること。
- (3) 復興事業に係る人的資源の確保に関すること。
- (4) 用地の確保・調整に関すること。
- (5) 防犯対策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、復興事業に係る総合調整への協力に関すること。

地域振興部

- (1) 区民活動の支援に関すること。
- (2) 外国人への支援に関すること。
- (3) 中小企業施策に関すること。
- (4) 産業復興事業に関すること。
- (5) 雇用・就業対策に関すること。
- (6) 消費者生活相談に関すること。
- (7) 文化・社会教育施設の再建に関すること。
- (8) 観光施策に関すること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、復興事業に係る地域振興に関すること。

区民部

- (1) 被害状況調査及び報告に関すること。
- (2) り災証明書の交付に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、復興事業に係る区民生活に関すること。

福祉部

- (1) 被災者生活状況の把握及び報告に関すること。
- (2) 生活支援対策に関すること。
- (3) 福祉サービス体制の整備に関すること。
- (4) 地域福祉需要の把握に関すること。
- (5) 福祉施設等の再建に関すること。
- (6) ボランティア等の活動支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、復興事業に係る福祉に関すること。

生活支援部

- (1) 生活支援対策（生活保護）に関すること。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、復興事業に係る生活支援対策への協力に関すること。

健康部

- (1) 被災住民の健康管理及び保健対策に関すること。
- (2) 生活環境の整備に関すること。
- (3) 地域医療体制の整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、復興事業に係る保健衛生に関すること。

こども未来部

- (1) 地域福祉需要の把握等に関すること。
- (2) 児童福祉施設等の再建に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、復興事業に係る児童福祉に関すること。

環境清掃部

- (1) がれき等の処理に関すること。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、復興事業に係る環境清掃事業に関すること。

都市整備部

- (1) 都市の復興に関すること。
- (2) まちづくり計画等に関すること。
- (3) 住宅の復興に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、復興事業に係る都市復興事業に関すること。

土木部

- (1) 土木施設の被害状況の把握に関すること。
- (2) まちの復旧・復興状況の把握に関すること。
- (3) 都市復興に関すること。
- (4) まちづくりに関すること。
- (5) 各号に掲げるもののほか、復興事業に係る土木事業に関すること。

会計管理室

- (1) 復興事業に係る公金の支出及び収入に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、復興事業に係る会計管理に関すること。

教育委員会事務局

- (1) 学校教育施設の再建に関すること。
- (2) 授業の再開等に関すること。
- (3) 所管施設の復興に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、震災復興事業に係る教育に関すること。

選挙管理委員会事務局

- (1) 他の部の応援に関すること。

監査事務局

- (1) 他の部の応援に関すること。

区議会事務局

- (1) 区議会との連絡調整に関すること。
- (2) 他の部の応援に関すること。
- 2 本部長が特に必要と認めたときは、前項に定める分掌事務の一部を臨時に変更することができる。
- 3 部に属すべき本部の職員は、通常の行政組織における機関に所属する職員のうちから総務部長が定める。
- 4 部長に事故ある場合は、部長があらかじめ指名した課長がその職務を代理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、部の編成に関して、必要な事項は、総務部長が定める。
- 6 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

復興本部設置時行動要領の主な内容項目例

- 1 復興本部設置時行動要領の取扱い
 - ・ 要領の内容
 - ・ 想定期間
 - ・ 対象
 - ・ 点検及び整備

- 2 復興本部復興部課構築の準備行動の流れ

- 3 復興本部復興部課の設置手順
 - ・ 復興本部復興部課を設置しない場合
 - ・ 復興本部復興部課を設置する場合

- 4 復興本部〇〇部課詳細手順等
 - ・ 参集及び復興本部復興部課等設置の判断基準
 - ・ 復興本部復興部課編成表
 - ・ 復興本部〇〇部課職員招集連絡網
 - ・ 復興本部〇〇部課室レイアウト想定図
 - ・ 必要物品等一覧
 - ・ 情報の収集及び整理方法
 - ・ 職員参集受付・職務担当・勤務状況表
 - ・ 復興本部〇〇部課電話番号簿
 - ・ 文書の取扱いについて
 - ・ 文書整理簿
 - ・ 復興本部〇〇部課プレス発表簿

- 5 参考資料
 - ・ 復興本部設置条例
 - ・ 同条例施行規則
 - ・ 復興本部組織要綱など

災害に係る住家の被害認定の概要

1. 被害認定基準

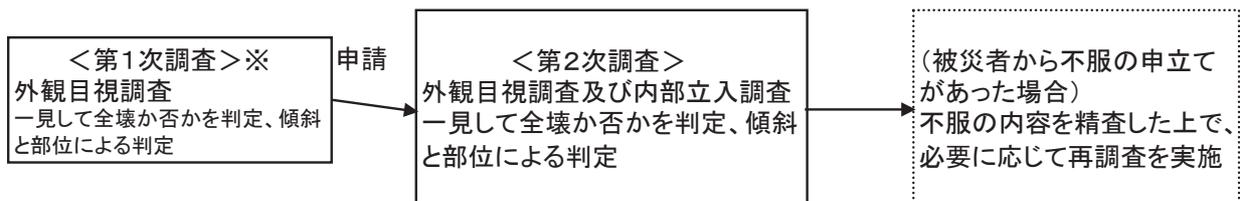
被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、区が下表の①又は②のいずれかによって行う。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

2. 災害ごとの被害認定方法(②損壊基準判定(経済的被害)で判定する場合)

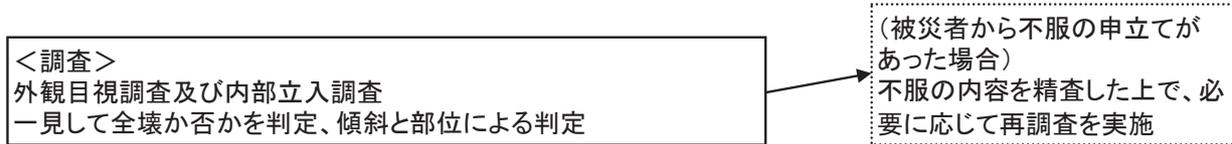
具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

(1)地震による住家被害に係る調査の流れ



※第1次調査は、外観から調査可能な部分の調査とする。

(2)水害又は風害による住家被害に係る調査の流れ



(3)住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。

$$\sum \left(\text{当該部位の損害の程度}(\ast) \times \text{当該部位の家屋全体に占める構成割合} \right) = \text{住家全体の損害割合}$$

運用指針により床、屋根等の部位毎に定められた構成割合

$$\ast \text{ 当該部位の損害の程度} = \sum \left(\text{当該部位の一部の損害の程度}(10\% \sim 100\%) \times \text{当該部位の一部の当該部位全体に占める割合} \right)$$

区による調査

(4)各部位毎の構成割合(木造・プレハブの場合)

地震による被害 (第1次調査)		地震による被害(第2次調査)、水害 による被害及び風害による被害	
屋根	10%	屋根	10%
壁(外壁)	80%	柱(又は耐力壁)	20%
		床(階段を含む)	10%
		外壁	10%
		内壁	15%
		天井	5%
基礎	10%	建具	10%
		基礎 設備	10%

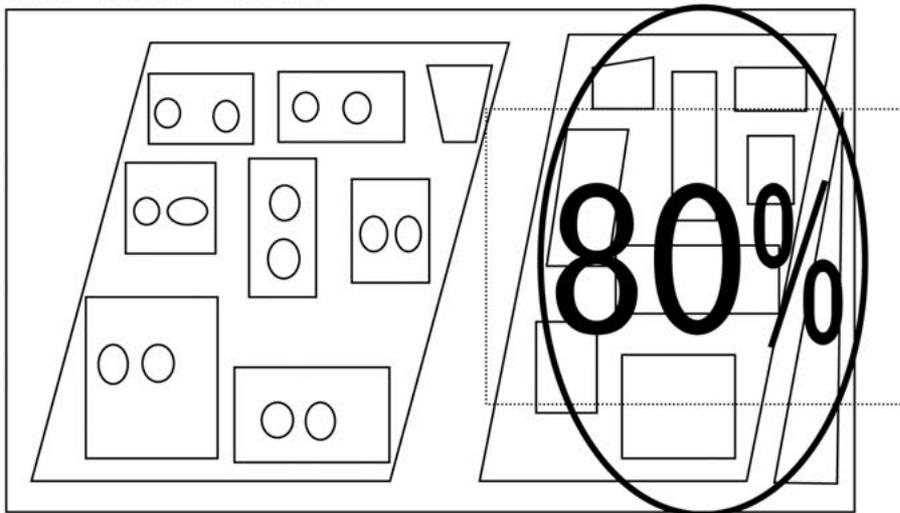
(5)損傷の例示(木造・プレハブの住家の屋根の場合(抜粋))

損傷の例示	損傷程度
・煉瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。	10%
・煉瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレートにひび割れが生じている。 ・浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。※1 ・屋根の一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。※2	25%
・煉瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・煉瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。※1 ・浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。※1 ・浸水により下地材の損傷が見られる。※1 ・金属板葺材の半分程度がはがれている。※2 ・屋根の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。※2	50%
・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋根の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損または落下している。 ・スレートのひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。 ・屋根の大半で多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※2 ・野地板の一部がはがれている。※2	75%
・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋根の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋根仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落がみられる。 ・屋根の全面にわたって多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※2 ・野地板の損傷が著しい。※2	100%

※1 水害による住家被害及び風害による住家被害の場合のみの例示

※ 風害による住家被害の場合のみの例示

■現場での住宅地図への記入方法



■地区別家屋被害概況の区分と判定基準

区分	判定基準
大被害地区	おおむね8割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる
中被害地区	おおむね5割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる
小被害・無被害地区	上記以外

■調査用資機材(例)

最低必要なもの	区市町全図/住宅地図(記入用)/筆記用具(赤ボールペン)/画板 ヘルメット、雨具、防寒具、水筒、マスク
あった方がよいもの	デジカメ/コンベックス(携帯巻尺)/軍手/携帯電話/ナップザック

■家屋被害台帳及び記載例

家屋被害台帳

(/ 頁)
江東区

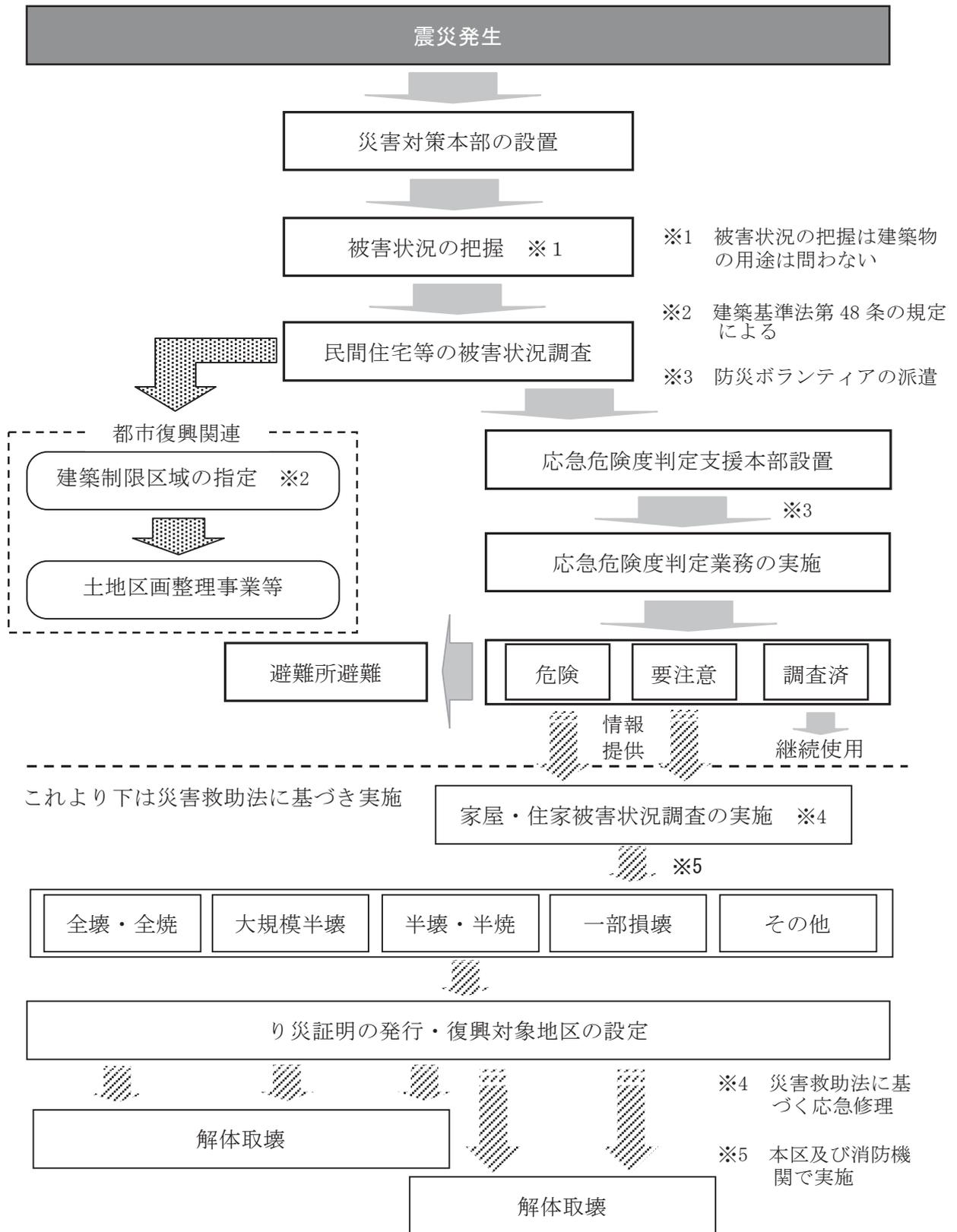
所在コード	所在 町丁目	建物 総棟数 a	被害概況			被害状況			
			被害割合 b	被害棟数 a×b	大(○)・ 中(△)被 害地区	全壊c	半壊d	全半焼e	被害度 (c+d+e)÷a
	〇〇1丁目	132	85%	112	○	20	5	87	85%
	〇〇2丁目	71	100%	71	○	12	6	53	100%
	〇〇3丁目	60	95%	57	○	14	2	41	95%
	××1丁目	129	60%	77	△	5	1	70	59%
	□〇4丁目	117	80%	94	○	7	0	87	80%
	□〇5丁目	60	45%	27		9	0	19	47%
	〇△2丁目	75	90%	68	○	34	0	35	92%
	〇△3丁目	104	80%	83	○	30	8	42	77%
	〇□1丁目	83	45%	37		12	21	5	46%

注1)「建物総棟数」は、最新の土地利用現況調査結果により記入する。

注2)都には、町丁目の被害概況を報告する。

注3)「本様式」及び「所在コード表」は、各区市町村都市復興担当課が保管する。

民間住宅等の被害状況把握（家屋・住家の被災度調査）の流れ図



鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定

RC

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
調査者氏名(都道府県/No) _____ (_____ / _____)
_____ (_____ / _____)

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
- 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
- 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他(_____)
- 4 構造種別 1.鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造(_____)と(_____)
- 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
- 6 建築物規模 1階寸法 約ア _____ m×イ _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3 _____
4 _____
地上 _____ 階
地下 _____ 階
ア _____ m
イ _____ m

調査 調査方法:(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他(_____)

調査方法

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
判定(1) ① ①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1.無し	2.あり	
判定 ② ②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険 ③ ③地盤破壊による建築物全体の沈下 ④ ④不同沈下による建築物全体の傾斜	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
	1. 0.2m以下	2. 0.2m~1.0m	3. 1.0m超
	1. 1/60以下	2. 1/60~1/30	3. 1/30超
	柱の被害 [下記⑤⑥の調査階(被害最大の階) _____ 階] (壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる)		
(2) ⑤ ⑤損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅴの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)	1. 1%以下	2. 1%~10%	3. 10%超
	⑥ ⑥損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅳの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)	1. 10%以下	2. 10%~20%
判定(2)	1.調査済全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1.調査済み(要内観調査)	2.要注意	3.危険

判定(1)
① _____

② _____

③ _____

④ _____

柱の被害最大の階

⑤ _____

⑥ _____

判定(2)

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他(_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

- 1. 調査済(緑)
- 2. 要注意(黄)
- 3. 危険(赤)

総合判定

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

RC造及CSRC造

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)
 _____ (_____ / _____)

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他 (_____)
 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 6 建築物規模 1階寸法 約^A _____ m × ^I _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3
 4
 地上 _____ 階
 地下 _____ 階
 A _____ m
 I _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 (_____)

調査方法

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/300以下	2.1/300~1/100	3.1/100超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1.1/100以下	2.1/100~1/30	3.1/30超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1.1/200以下	2.1/200~1/50	3.1/50超
被害最大の階 ④部材の座屈の有無	1.無し	2.局部座屈あり	3.全体座屈あるいは著しい局部座屈
⑤筋違の破断率	1.20%以下	2.20%~50%	3.50%超
⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1.無し	2.一部破断あるいは亀裂	3.20%以上の破断
⑦柱脚の破損	1.無し	2.部分的	3.著しい
⑧腐食の有無	1.ほとんど無し	2.各所に著しい錆	3.孔所が各所に見られる
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2.要注意 Bランクが3以内の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上

①

②

③

被害最大の階

 階

④

⑤

⑥

⑦

⑧

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剝離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

S
造

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)
 _____ (_____ / _____)

整理番号 _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造形式 1.在来(軸組)構法 2.枠組壁工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他 (_____)
 5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他 (_____)
 6 建築物規模 1階寸法 約ア _____ m × イ _____ m

建築物番号 _____

住宅地図整理番号 _____

3 _____

4 _____

5 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 (_____)

調査方法 _____

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60~1/20	3. 1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

判定 _____

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

⑦ _____

判定 _____

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

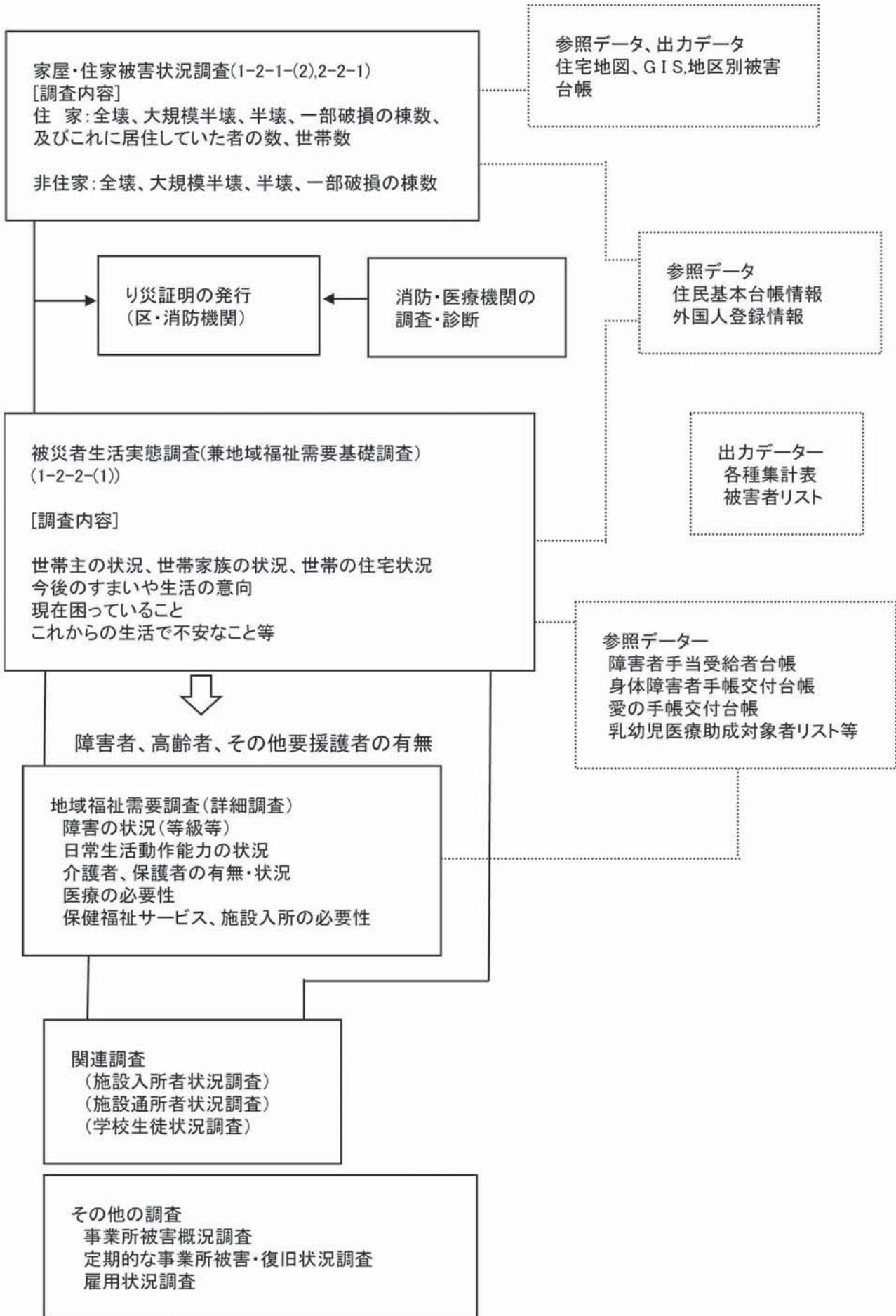
総合判定 _____

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

住民被害等の実態調査体系(案)



事業所被害状況調査票(現地調査)

【調査日】

【調査員氏名】

事業所名	
従業員数	
住所	
同所までの交通手段	
建物被害状況	
事業被害状況	
人身被害状況	
事業再開予定時期	
事業再開を妨げている要因	
必要と思われる支援内容 (緊急度)	
その他	

賃貸型仮設共同工場・店舗設置用地候補現地調査シート(案)

用地番号 _____	(調査日) 年 月 日 (調査者)
地盤状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 液状化
道路の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 亀裂・隆起 <input type="checkbox"/> 液状化
上水道の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
下水道の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
電気の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
電話の被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
ガスの被害状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 破損
備考	

(出典)東京都「震災復興マニュアル」平成15年3月

事業所被害・復旧状況分析表

【分析日】

【分析者氏名】

1 事業所被害状況分析表

		建物被害状況(件)				事業再開予定時期(件)				
		全壊(焼)	半壊(焼)	一部損壊	無被害	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内	3ヶ月以降	再開困難
業種別	製造業									
	卸売業									
	小売業									
	サービス業									
地域別	深川南部									
	深川北部									
	亀戸									
	大島									
	砂町									
	臨海部									

2 事業所復旧状況分析表

		事業再開率(%)	現在の景況						今後3ヶ月の見通し					
			業況(%)			売上高(震災前同月比)(%)			業況(%)			売上高(当月比)(%)		
			良い	普通	悪い	増加	同様	現象	良い	普通	悪い	増加	同様	現象
業種別	製造業													
	卸売業													
	小売業													
	サービス業													
地域別	深川南部													
	深川北部													
	亀戸													
	大島													
	砂町													
	臨海部													

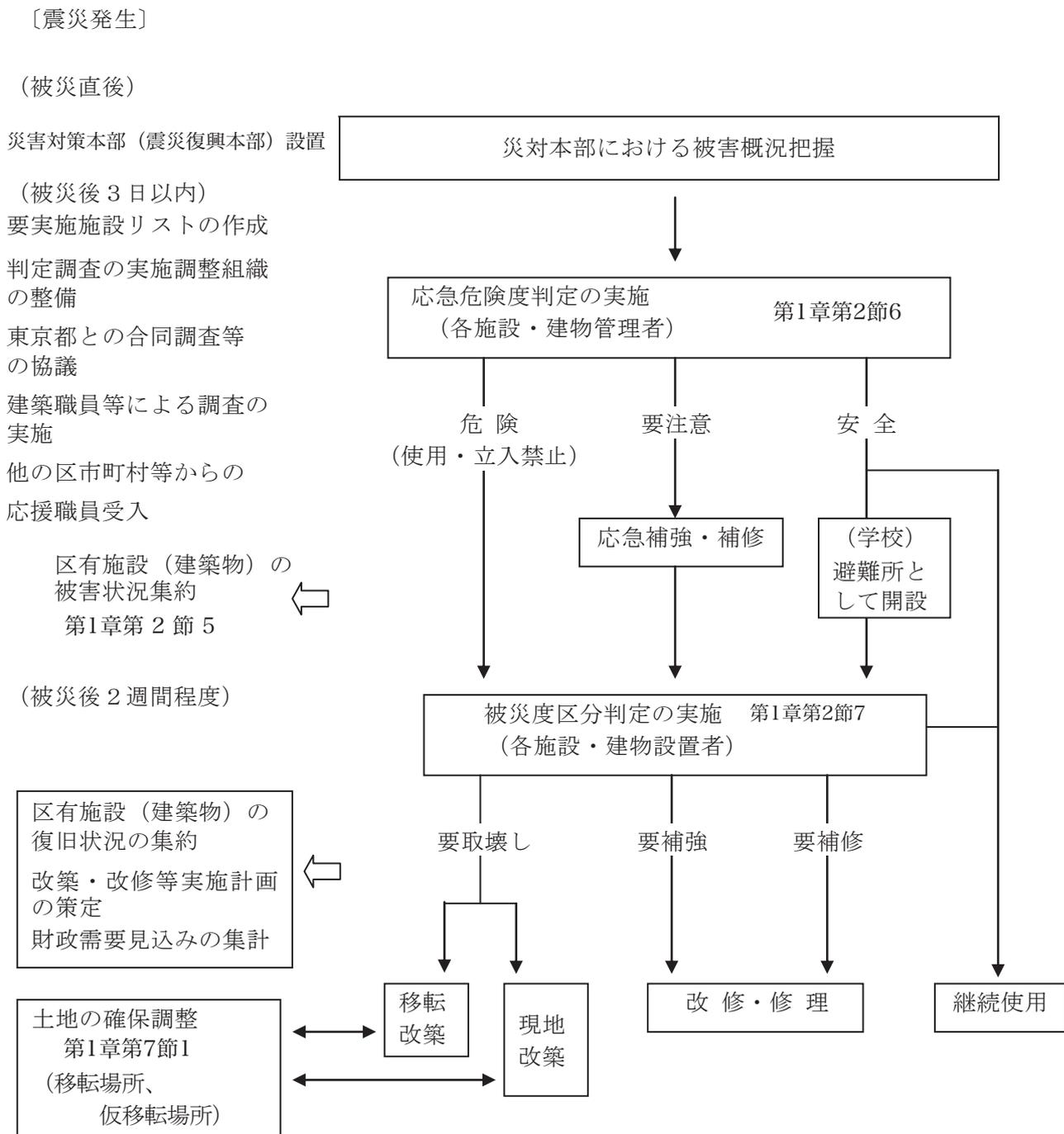
事業所災害被害状況調査票

1. 回答日	平成	年	月	日	（被災後	日目）
2. 回答者	団体名 担当者 連絡先					
3. 対象店舗	店名					
	連絡先					
	担当					
4. 被害状況	建物被害 （該当するところに○）	全壊 半壊 一部損壊 損壊なし	全壊 半壊 一部損壊 損壊なし	全壊 半壊 一部損壊 損壊なし	全壊 半壊 一部損壊 損壊なし	全壊 半壊 一部損壊 損壊なし
	その他被害 <具体的に記入してください>					
5. 復興目処	営業再開 予定日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		未定	未定	未定	未定	未定
6. その他	区に要望 すること					
	ご意見等					

※被災後2日以内にご提出ください。（災害規模によってはこの限りではありません）

江東区東陽4-11-28 江東区地域振興部経済課産業振興係 TEL3647-2332
 江東区地域振興部経済課商業振興係 TEL3647-9502

区有施設（建築物）の被害状況把握（建築物被災度調査）の流れ図



江東区公共施設被災建築物応急危険度判定等要綱

平成12年4月1日

改正：平成19年6月1日

第1 目的

この要綱は、地震により江東区の公共施設が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、施設利用者の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に係る必要な事項及び応急修理に係る必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、施設利用者の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことを云う。

2 応急修理

- 1) 公共施設を、とりあえず使用できるようにすること。
- 2) 被災した公共施設への進入禁止措置等二次災害防止に関すること。

3 判定等

この要綱において判定等とは判定及び応急修理を云う。

4 復旧等

公共施設を、改修、補強又は改築し、被災以前の機能まで回復させること及び取壊しを云う。

第3 作業班の召集等

総務部長は、江東区防災会議が定める「江東区地域防災計画」に基づき、作業班の召集、設置等に関する必要事項を定めておくものとする。

第4 判定等対象建築物などの決定

総務部長は、判定等の対象建築物等を定めておくものとする。

第5 判定等対象建築物の資料作成

総務部長は、判定等に必要となる建築物の基本的な資料を収集しておくものとする。

第6 判定等の方法

目視又は簡易な道具等を用い、建築物の沈下・傾斜、構造躯体の被害状況等を調査し、危険度の判定を行い必要により応急修理をする。

第7 判定結果の表示等

営繕課職員は判定に基づき、その結果を「調査済」、「要注意」、「危険」に区分し、当該施設管理者に通告するとともに、建築物の入口もしくは、外壁等の見やすい位置に表示するものとする。

第8 判定結果の報告

営繕課長は、判定等の結果を総務部長に報告する。

第9 判定員の養成、登録

営繕課長は、東京都ボランティア要綱に基づき判定員を養成し、その名簿を作成するものとする。また名簿は毎年更新をすること。

第10 判定資機材等の調達、備蓄

営繕課は、判定及び応急修理に関する資機材の調達、備蓄を行うものとする。

第11 他の地方公共団体に対する支援

江東区は、他の地方公共団体からの要請に応じ、判定員の派遣を行う。

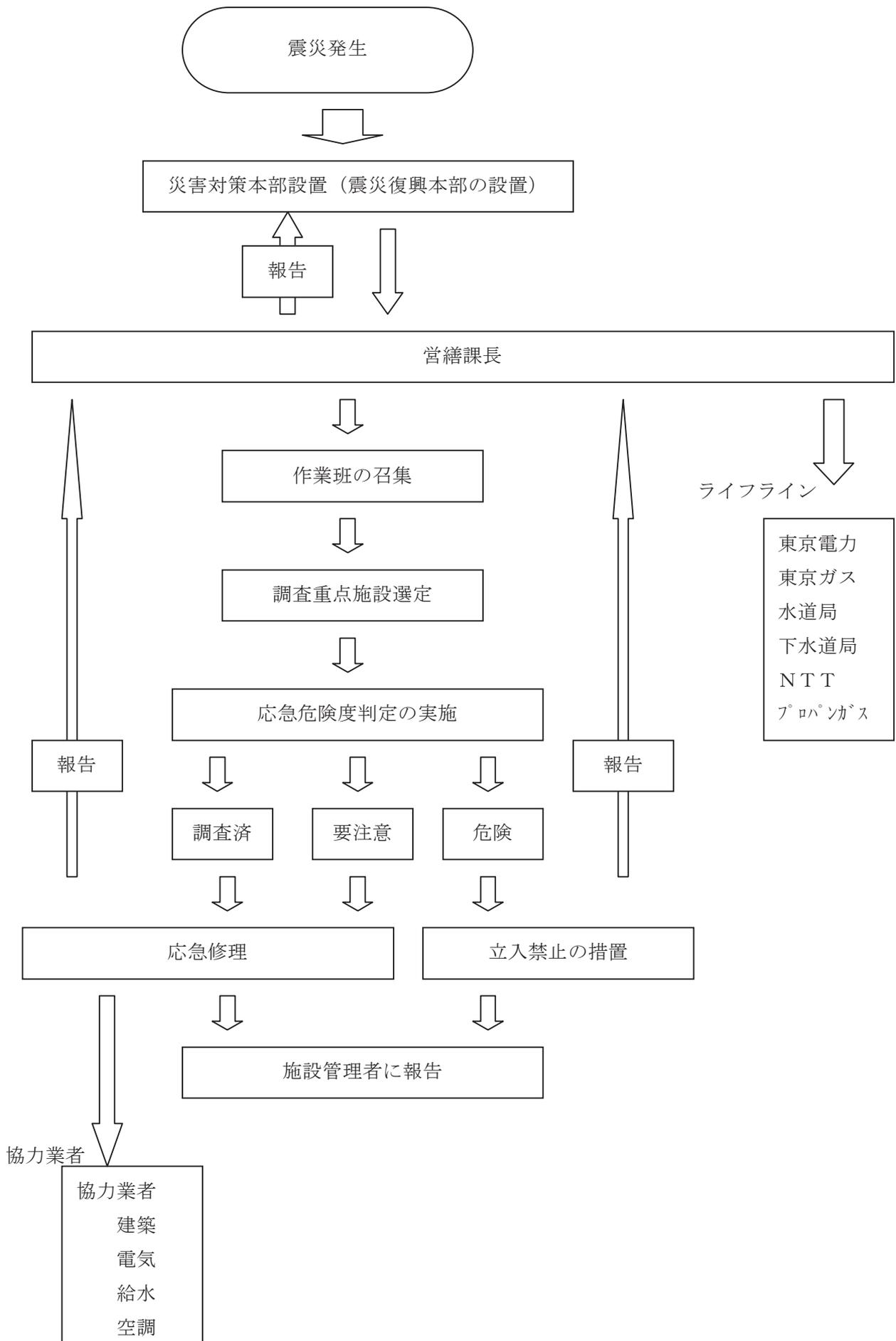
第12 建築関係団体等への協力要請

江東区長は、建築関係団体に災害時の作業員及び応急修理に関する資機材の確保等必要な協力要請をする。

第13 その他

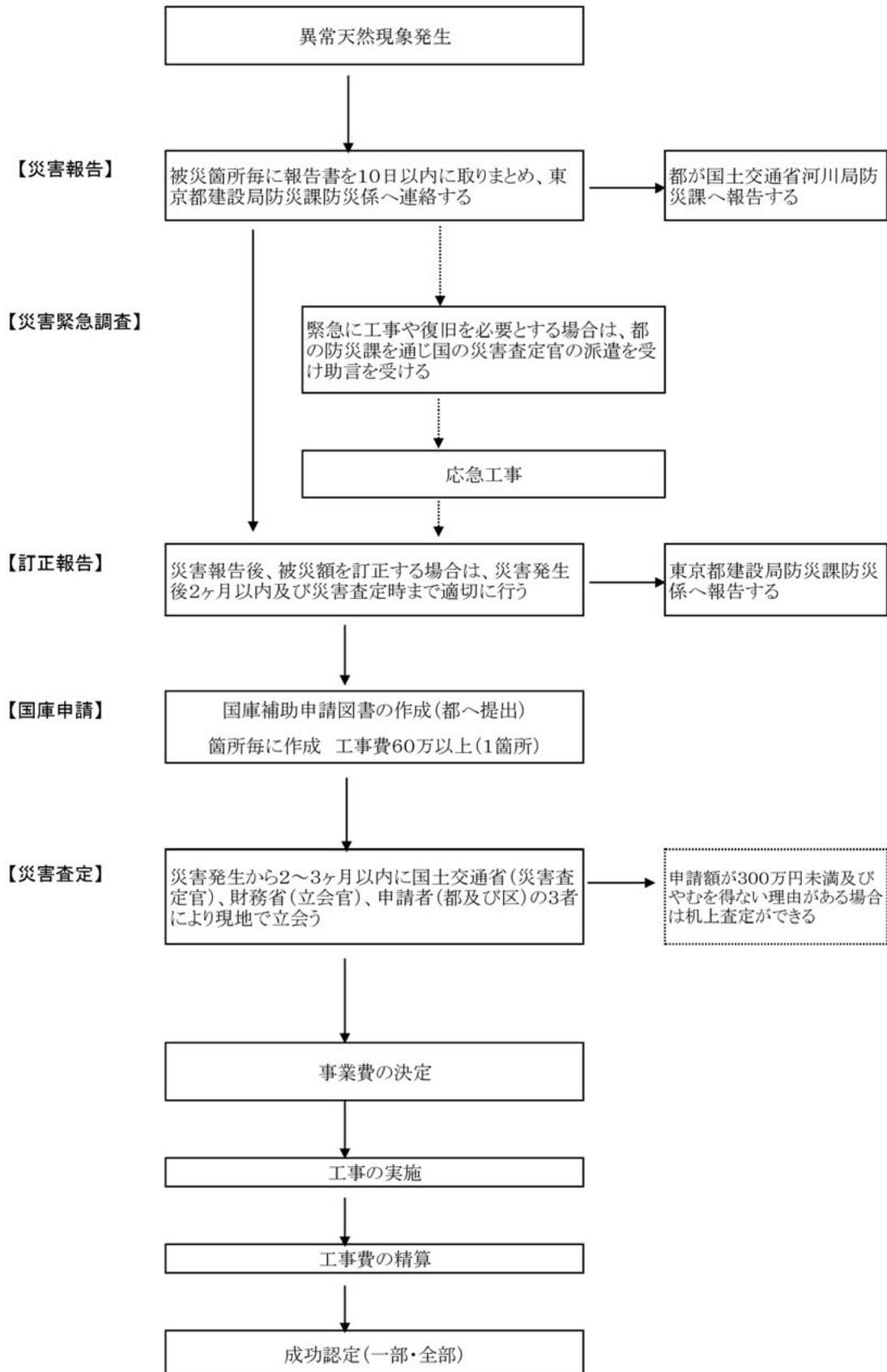
- 1 江東区長は、判定等の円滑な実施を図るため、必要な財政、契約上の措置を講ずるものとする。
- 2 復旧等については、施設管理者がこれを行う。

震災時の行動フローシート



災害復旧事業フロー図

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による)



注) 都市公園法に定めのない公園・緑地・児童遊園等、道路法に定めのない未供用道路等の公共土木施設にあっては、東京都の窓口が都市整備局になる。

各調査の実施を依頼する部課の一覧(案)

対象施設・建築物	所 管 部 課
家屋・住家	都市整備部全課、区民課
区有施設(建築物)	営繕課、建築調整課、各施設所管課
道路・橋梁・護岸・公園・河川	土木部全課
医療施設	健康推進課、保健予防課、生活衛生課
社会福祉法人等の福祉施設	福祉課、高齢者支援課、障害者支援課
社会福祉法人等の児童施設	こども政策課、保育課、子育て支援課、放課後支援課
生活衛生関係営業施設 (公衆浴場、理美容所、クリーニング所、 飲食店等)	生活衛生課、健康推進課、経済課
観光施設	文化観光課

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)

(平成十一年十二月二十二日改正)

(目的)

第一条 この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もつて公共の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。)ことを目的とするものをいう。

3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

4 この法律において「標準税収入」とは、地方公共団体(地方公共団体の組合を除く。以下本条、第四条及び第四条の二において同じ。)が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める当該地方公共団体の普通税(法定外普通税を除く。)について同法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めない地方税については、同法に定める税率とする。)をもつて、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)で定める方法により算定した地方税の収入見込額をいう。

(国庫負担)

第三条 国は、法令により地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む。以下第四条、第四条の二及び第六条第一項を除き同じ。)又はその機関の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、その事業費の一部を負担する。

- 一 河川
- 二 海岸
- 三 砂防設備
- 四 林地荒廃防止施設
- 五 地すべり防止施設
- 六 急傾斜地崩壊防止施設
- 七 道路
- 八 港湾
- 九 漁港
- 十 下水道
- 十一 公園

(国庫負担率)

第四条 前条の規定により地方公共団体に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当該地方公共団体について、その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害につき、第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を左の各号に定める額に区分して逐次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

- 一 当該地方公共団体の当該年度(災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。以下本条及び第八条の二において同じ。)の標準税収入の二分の一に相当する額までの額については、三分の二
 - 二 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二分の一をこえ二倍に達するまでの額に相当する額については、四分の三
 - 三 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二倍をこえる額に相当する額については、四分の四
- 2 前項の災害復旧事業費の総額には、前条各号に掲げる施設に関する災害復旧事業で、国が施行するもの(北海道における災害復旧事業で国がその費用の全額を負担するものを除く。)の事業費(二以上の地方公共団体がそれぞれ事業費の一部を負担する場合においては、それぞれの団体について、その負担割合に応じその負担に係る事業の事業費をあん分した額)及び地方公共団体の組合又は港務局の施行するものの事業費で、組合又は港務局を組織するそれぞれの地方公共団体の負担すべきものを含むものとする。
- 3 地方公共団体の組合又は港務局の行う災害復旧事業の事業費に対して国が前条の規定により費用の一部を負担する場合における当該事業費に対する国の負担率は、当該組合又は港務局を組織する地方公共団体が当該組合の規約又は港務局の定款で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第一項の規定により算定した当該地方公共団体に対する国の負担率に乗じたものの和とする。

(連年災害における国庫負担率の特例)

第四条の二 その年の十二月三十一日までの三年間に発生した災害について第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額がその三年間の各四月一日の属する会計年度の標準税収入の合計額をこえる地方公共団体について、その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害に係る災害復旧事業費に対する国の負担率を定める場合においては、前条第一項第二号中「二倍」とあるのは「標準税収入」と、同項第三号中「標準税収入の二倍」とあるのは「標準税収入」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。

(直轄事業に対する地方公共団体の負担率)

第五条 第三条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業費で、地方公共団体がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、他の法令の規定にかかわらず、当該地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で国が施行する当該災害復旧事業の原因となつた災害と同年に発生した災害に係るものに対し第四条(前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により国が負担すべき割合を除いた割合によるものとする。

(適用除外)

第六条 この法律は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

一 箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の市(以下「指定市」という。)(都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定市がその組織に加わつているものを含む。)に係るものにあつては百二十万円に、市(指定市を除く。以下同じ。)町村(市町村

の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。)に係るものにあつては六十万円に満たないもの

- 二 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
 - 三 維持工事とみるべきもの
 - 四 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
 - 五 甚しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
 - 六 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
 - 七 天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
 - 八 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
 - 九 直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの
- 2 前項第一号の場合において、一の施設について災害にかかつた箇所が百メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止その他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が百メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。

(災害復旧事業費の決定)

第七条 第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業及び第五条に規定する国が施行する災害復旧事業の事業費は、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

(国庫負担金の交付方法)

- 第八条 国は、前条の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第四条の規定による国の負担率により負担金を交付する。
- 2 前項の場合において、国は、第四条の規定による国の負担率が決定する前でも、予算の範囲内において、当該年度において施行される災害復旧事業の事業費の三分の二に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付することができる。
 - 3 国は、前項の規定により負担金を概算交付した場合において、第四条の規定による国の負担率が決定したときは、当該年度内に、その年度中に施行された当該災害復旧事業の事業費に対応する負担金との差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に対し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。

(緊要な災害復旧事業に対する政府の措置)

第八条の二 政府は、第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

(災害復旧事業の監督)

- 第九条 主務大臣は、災害復旧事業につきこの法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、又は報告を求めることができる。この場合において、災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認められるときは、事業の施行に関し必要な指示をすることができる。
- 2 前項に規定する主務大臣の権限に属する事務(市町村に対するものに限る。)の一部は、政令で定めるところにより、当該市町村の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うことができる。

(災害復旧事業費の精算)

第十条 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して主務大臣の成功認定を受けなければならない。

(負担金の還付)

- 第十一条 国の負担金の交付を受ける地方公共団体が、負担金に係る災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、主務大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。
- 2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。
 - 3 第九条第二項の規定は、第一項に規定する主務大臣の権限について準用する。

(剰余金の処分)

- 第十二条 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第四条の規定による国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。
- 2 前項の場合において、地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該剰余金を災害復旧事業に使用することができる。

(市町村の災害復旧事業費)

- 第十三条 国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより都道府県知事が行う。
- 2 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付しなければならない。

(主務大臣)

第十四条 この法律において主務大臣は、第三条各号に掲げる施設の主務大臣とする。

(権限の委任)

第十五条 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(事務の区分)

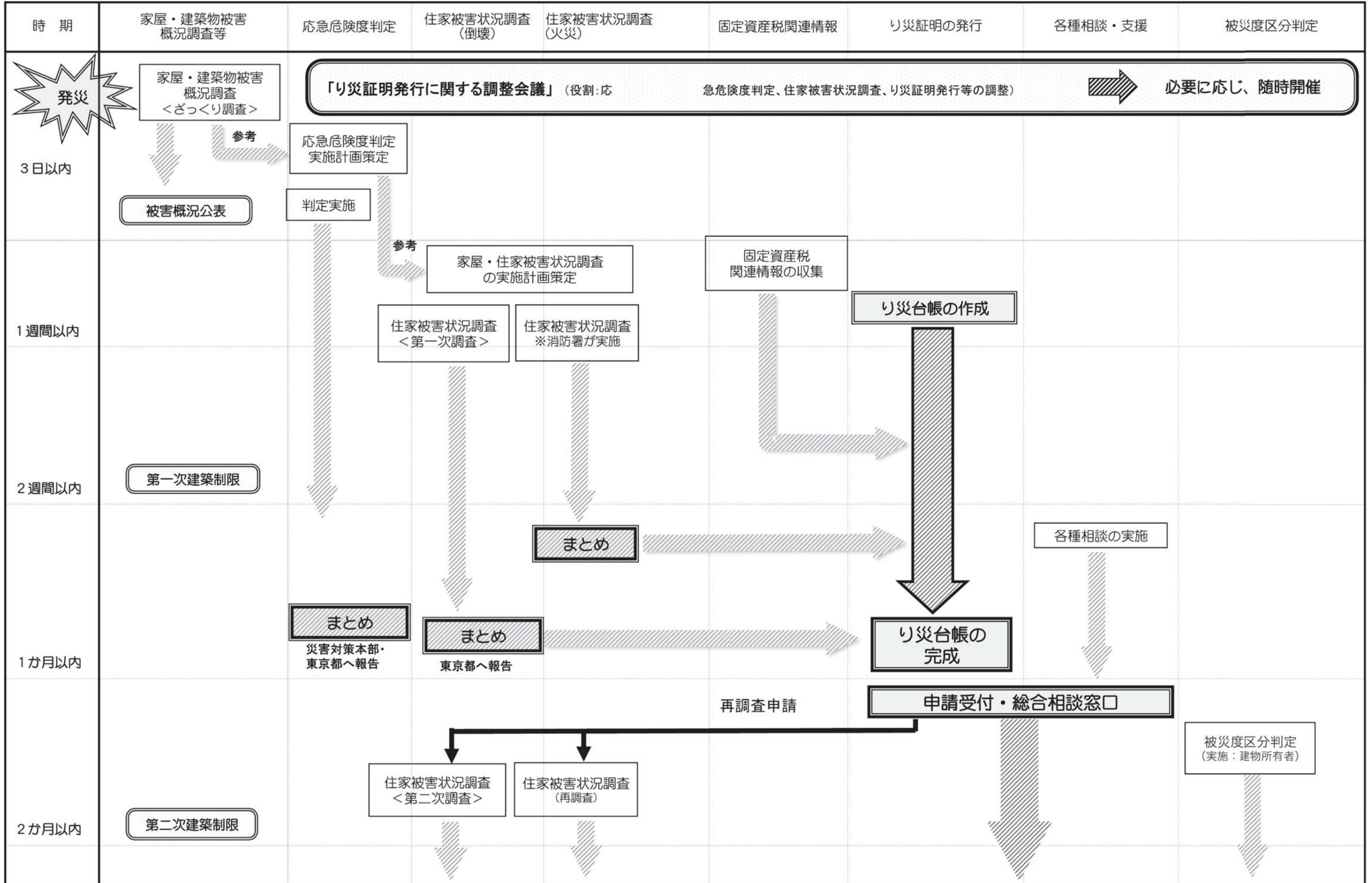
第十六条 第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

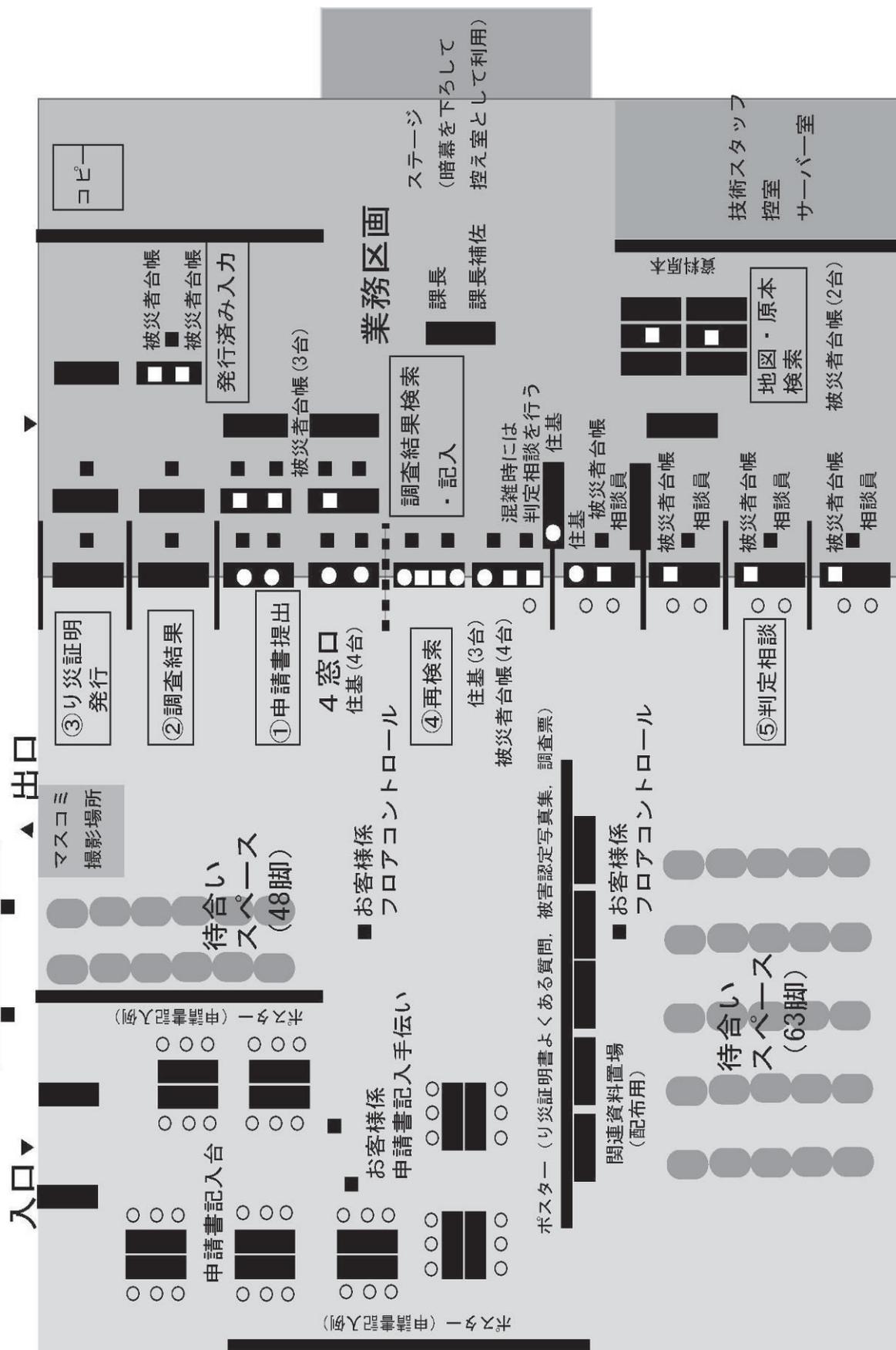
り災証明発行に係る流れ (案)

この流れは標準的なものを示したもので、被災規模等により異なる。



り災証明発行・総合相談窓口設営例

平成16年新潟県中越地震時の
レイアウトの事例



総合相談窓口を併設

(資料提供) 牧 紀男 助教 (京都大学防災研究所 巨大災害研究センター)

江東区災害対策等緊急起工処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区工事施行規程(昭和47年5月江東区訓令甲第7号。以下「工事施行規程」という。)第15条に規定する災害等の理由により緊急に工事を施行する必要性が生じた場合における起工から契約までの手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「緊急工事」とは、災害により損傷を受けた施設を原形に復旧する若しくは原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧する工事又は公共の安全確保等の理由による施設の工事のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号に規定する緊急の必要により競争入札に付することができないものであって、起工書により決定を受ける時間的余裕のない場合に行うものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、工事施行規程の例による。

(適用の範囲)

第3条 緊急工事は、次に掲げる工事及びこれらに附帯する工事とし、災害に際し緊急に機能を回復しなければ区民の生活に支障が生じる場合に行う必要かつ最小限のものとする。ただし、単価契約及び既発注工事の工事変更により処理できるものを除く。

- (1) 道路舗装工事
- (2) 橋梁工事
- (3) 河川工事
- (4) 水道施設工事
- (5) 下水道施設工事

- (6) 一般土木工事
- (7) 建築工事
- (8) 電気工事
- (9) 給排水衛生工事
- (10) 空調工事
- (11) その他工事

(緊急起工の特例)

第4条 工事主管課長は、緊急に起工する必要がある場合であって、やむを得ない事情により工事施行規程第15条に規定する部長の指揮を受けられないときは、緊急起工及び契約の相手方の決定を行うことができる。

(緊急工事の相手方の決定)

第5条 工事主管課長は、工事内容を十分把握した上で、原則として災害協定を締結した団体又は区内事業者で、速やかな工事着手及び十分な施行能力を有するものを緊急工事の相手方として選定しなければならない。

2 緊急工事の相手方の決定は、前項の規定により選定した者からの承諾書(別記様式)の提出をもって決定とみなす。

(施行者に対する工事実施前の措置)

第6条 工事施行規程第16条に規定する施行者に対する工事実施前の措置は、文書により行う。ただし、やむを得ず口頭による措置を行った場合は、事後において措置内容を文書により施行者と確認し、記録として保管する。

(予算措置)

第7条 工事主管課長は、事後の手續において財政上の不都合を生じないように、速やかに当該工事について財政課長及び経理課長と調整を行わなければならない。

(契約事務)

第8条 経理課の契約担当者は、起工後速やかに江東区契約事務規則(昭和39年3月江東区規則第11号)に基づき契約手続を行う。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

承諾書

年 月 日

江東区長 殿

住所
請負者
印

氏名

江東区災害対策等緊急起工処理要綱第5条第2項の規定に基づき、下記の緊急
工事を行うことを承諾します。

記

1 件名

2 施行場所

3 工期

緊急時における契約手続等について

緊急時の契約手続等については、以下のことを留意のうえ処理すること。

1 起工手続

「江東区工事施行規程」では、災害時等の緊急起工の処理について次のとおり規定している。
(第15条)

- 工事主管課長は、地震、暴風雨、豪雪、こう水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に工事を施行する必要があるときは、部長の指揮を受けて、この規程に定める手続によらないで処理することができる。ただし、事後直ちに所定の手続きをとらなければならない。

2 契約手続

(1) 契約事務の委任及び専決

「江東区契約事務規則」では、契約に関する事務は、金額に応じて委任する事務の範囲を定めているが、『区長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。』としている。
(第3条の2)

- 部課の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、当該部課の長に委任する。
 - ・ 非常災害又は緊急事態の発生に際し、人命及び財産の保護のために必要なもの

(2) 契約方法

地方自治法施行令では、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」は、随意契約により処理できることとされている。(第167条の2第1項第5号)

「緊急の必要」とは、『災害時において競争入札の方法による手続を執ると、その時期を失し、或いは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上もはなはだしく不利益を蒙るに至るような場合』等とされている。

緊急の必要があるかどうかは、契約締結権限を持つ者が客観的な事実に基づいて、個々、具体的に認定することになる。

- 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は次に掲げる場合とする。
 - ・ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

財団法人〇〇〇〇大震災復興基金（案）について

1 復興基金の目的及び業務内容

(1) 目的

震災からの早期復興のため、被災者の救済と自立支援及び被災地域の総合的な復興のための行政の取組みを補完するとともに、これらに関連する施策を長期的視点に立って機動的かつ弾力的に進め、もって災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

(2) 事業

この法人は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
- ・被災者の住宅再建等、住宅の復興を支援する事業
- ・被害を受けた中小企業の事業再開等、産業の復興を支援する事業
- ・被害を受けた私立学校の再建等、教育・文化の復興を支援する事業
- ・その他被災地域の早期のかつ総合的な復興に資する事業

(3) 都・区市町村の協力

基金事業の円滑な遂行のため必要と認められる場合には、復興基金は、東京都及び被災区市町村の関連事業実施部局に基金事業実施に対する協力を要請する。

(4) 連絡調整会議

事業の実施につき所要の調整を図るため、必要に応じて、財団法人の事務局と東京都及び被災区市町村の関連事業実施部局により構成される連絡調整会議を開催する。

2 財団の財産

(1) 基本財産に係る出捐

財団の基本財産へは、原則として東京都及び被災区市町村が出捐する。

(2) 運用財産に係る貸付け

財団の運用財産には、原則として東京都及び被災市町村からの無利子貸付金（転貸債を原資とする。）を充てる。なお、被災特別区の分については、現行の地方交付税制度及び都区財政調整制度を前提として、東京都において一括して貸し付けることも検討する。

寄附金、震災復興宝くじの収益金等についても、運用財産として受け入れることができるものとする。

東京都及び各被災区市町村に集まる義援金は、義援金配分委員会の決定に従って被災者に配分することになるが、一定期間（1、2年程度）経過後の未使用残額又はその後集まる義援金については、復興基金の運用財産として引き継ぐものとする。ただし、義援金は生活再建支援事業に充てることを原則とし、その使途及び金額が明らかになるように経理し、定期的に公表を行う。

なお、転貸債は10年後に元本を一括して返済する必要があるため、これを原資とする貸付けの受入金については元本据置型基金として経理し、その運用により得られ

る果実を事業実施の原資とする。一方、その他の収益金や義援金からなる運用財産は元本を取り崩しても差し支えないので、元本取崩し型基金として、別に経理する。

(3) 復興基金事業の決算の公表

毎年度、義援金の充当内容等が明らかになるようにして公表する。

(4) 貸付金の返還

財団の解散時に、貸付金の元本を東京都及び被災市町村に返還する。

3 財団の組織及び運営

(1) 組織の構成

財団の組織は、理事会、評議員会及び事務局とする。(具体の組織については、行政改革推進室と協議のうえ、決定する。)

理事会は、基金の予算、事業内容等を審議し、決定する。理事長は東京都知事とし、被災区市町村長を理事とする。互選により2名以内の副理事長を置くことができるものとする。

評議員会は、財団の運営や基金の事業内容等について理事長の諮問に応じ、意見交換、事業内容の調整等を行う。評議員は、東京都及び被災区市町村の復興担当の局長級又は部長級の職員とする。

事務局は、日常業務の処理や関係者間の意見調整を行う。

(2) 職員の派遣

事務局本部の業務に従事させるため、財団に基本財産を出捐する東京都及び被災区市町村は、職員を派遣する。

職員の派遣要請は、財団を所管する総務局総括部が、東京都職員については総務局人事部に対して、区市町村職員については総務局行政部を通して区市町村に対して行う。

東京都職員を派遣する場合には、総務局総括部に配属させたうえで、派遣する。

区市町村職員の派遣については、総務局行政部の要請に基づき、各地方公共団体が直接財団に派遣する。

なお、職員の派遣に当たっての服務上の取扱い及び給料等の経費負担については、事前に関係団体と協議する。

※ 東京都において復興総局が設置された場合、「総務局総括部」は「復興総局」と読み替える。

財団法人〇〇〇〇大震災復興基金寄附行為（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、財団法人〇〇〇〇大震災復興基金という。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区西新宿二丁目8番1号に置く。

（目的）

第3条 この法人は、〇〇〇〇大震災からの早期復興のための各般の取組みを保管し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
- (2) 被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業
- (3) 被害を受けた小中企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業
- (4) 被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業

第2章 資産及び会計

（資産の構成）

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

（資産の種別）

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、東京都知事の承認を得て、担保に供することができる。

（資産の管理）

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に

信託し又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に理事会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の3分2以上の同意を得、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、収支予算に定めるところにより、当該資金を地方公共団体から借入れる場合は、理事会の同意を要しない。

2 前項ただし書きの場合において、当該地方公共団体が当該資金を金融機関から調達するときは、同時に、東京都知事の承認を得て、長期借入金に相当する資金を当該地方公共団体の金融機関に対する債務の担保に供することができる。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第14条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 〇人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 10人以上20人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2人

2 理事長、副理事長は、それぞれ東京都知事及び〇〇区長並びに〇〇市長の職にある者をもって充てる。

3 常務理事は、理事長が任命する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意により解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任命する。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄付行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第22条 理事会は理事長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急の必要があるときは、書面により賛否を求めて、理事会の議決に替えることができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければ

ならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 幹事会

（幹事会）

第28条 この法人の事業を円滑に推進するために、幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第29条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、東京都知事の認可を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、東京都知事の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、東京都及び〇〇区（市町村）に帰属する。

第7章 雑則

（委任）

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項から第4項までの規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成 年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成 年 月 日から施行する。

阪神淡路大震災復興基金事業の概要（平成14年10月現在）

基金の概要

1. 名 称：財団法人 阪神・淡路大震災復興基金
2. 設 立 年 月 日：平成7年4月1日
3. 設 立 者：兵庫県、神戸市
4. 基 金 の 規 模：基本財産（出捐金）200億円 運用財産（長期借入金）8,800億円

1 住宅対策

事業名
(個人住宅)
大規模住宅補修利子補給
被災宅地二次災害防止対策事業補助
宅地防災工事融資利子補給
被災者住宅購入支援事業補助（利子補給等）
被災者住宅再建支援事業補助（利子補給等）
県・市町単独住宅融資利子補給
住宅債務償還特別対策
高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給
隣地買増し宅地規模拡大利子補給
定期借地権方式による住宅再建支援事業補助
高齢者住宅再建支援事業補助
被災宅地二次災害防止緊急助成
(共同住宅)
被災マンション共有部分補修支援利子補給
民間住宅共同化支援利子補給
小規模共同建替等事業補助
被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設費補助
被災マンション建替支援利子補給
定期借地権による被災マンション建替支援事業補助
災害復興グループハウス整備事業補助
(賃貸住宅)
災害復興準公営住宅建設支援事業補助
特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助
被災者向ファミリー賃貸住宅建設促進利子補給
学生寄宿舎建設促進利子補給
民間賃貸住宅家賃負担軽減事業
生活福祉資金（転宅費）貸付金利子補給等
公社賃貸住宅家賃負担軽減事業
(相談等)
総合住宅相談所設置運営事業補助
ひょうご輸入住宅総合センター設置運営事業補助
災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助

2 まちづくり支援

事業名
復興まちづくり支援事業補助
復興土地区画整理事業等融資利子補給
景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助
私道災害復旧費補助
住宅再建型宅地整備事業補助

3 生活対策

事業名
(コミュニティづくりと交流・活動ネットワークづくり)
ふれあいセンター設置運営事業補助
応急仮設住宅共同施設維持管理費補助
被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助
フェニックス・ステーション設置運営事業補助
地域集会所再建費補助
復興地域コミュニティ拠点設置事業補助
民間防犯灯復旧費補助
災害復興ボランティア活動補助
被災外国人県民支援活動補助（終了）
阪神・淡路大震災被害者支援県民会議運営補助（終了）
「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助
生活復興相談員設置事業補助
生活支援マネジメントシステム事業補助
被災単身世帯緊急通報装置設置事業補助
(生活再建資金)
生活再建支援金の支給
生活復興資金貸付利子補給等
災害復興公営住宅等空家入居者支援事業
(健康・福祉の増進支援)
小規模共同作業所復旧事業費補助
医療関係施設復興融資利子補給
医療情報ネットワーク整備事業補助
外国人県民救急医療費損失特別補助（終了）
コミュニティプラザ医療相談事業補助

仮設住宅地スポーツ遊具等設置事業補助（終了）
「こころのケアセンター」運営事業補助
健康づくり支援事業補助
アルコールリハビリテーション事業補助
健康アドバイザー設置事業補助
（生きがいづくり）
元気アップ自立活動補助
いきいきライフサポート事業補助
消費生活協同組合貸付金利子補給

4 教育対策

事業名
私立学校復興支援利子補給
私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助（終了）
私立学校仮設校舎事業補助
私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助（終了）
私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助（終了）
文化財修理費助成事業補助
歴史的建造物修理費補助
私立登録博物館修理費補助
私立博物館相当施設修理費補助（終了）
私立博物館類似施設修理費補助
被災地芸術文化活動補助

5 雇用・産業対策

事業名
（雇用対策）
被災者雇用奨励金
雇用維持奨励金
被災地しごと開発事業補助
被災地求職者特別訓練事業補助
いきがい「しごと」づくり事業補助
（中小企業等対策）
政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給
緊急災害復旧資金利子補給
環境衛生金融公庫融資利子補給
環境事業団融資利子補給
港湾運送事業者等復興支援利子補給
民有海岸保全施設復旧融資利子補給
農林漁業関係制度資金利子補給
地域産業活性化支援事業補助
地域産業活性化支援事業補助（地域産業情報化推進事業）
小規模製造企業復興推進事業補助
路線バス災害復旧費補助（終了）

産業復興ベンチャーキャピタル制度
新産業構造拠点地区進出企業賃料補助
新産業構造拠点地区中核的施設建設費補助・利子補給
新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業（特別会計）
事業再開等支援資金利子補給
本格復興促進支援利子補給
復興市街地再開商業施設等入居促進利子補給
小規模事業者事業再開支援事業
（商店街等対策）
商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助（終了）
商店街・小売市場復興イベント開催事業補助
震災復興高度化事業促進助成補助
商店街・小売市場共同施設建設費補助
被災商店街復興支援事業
被災商店街コミュニティ形成支援事業補助
共同店舗実地研修支援事業
店舗共同化促進利子補給事業
（観光等）
テレビCM放映事業補助（終了）
会議、大会等誘致奨励金交付事業補助（終了）
観光復興リレーイベント開催事業補助（終了）
観光対策推進事業補助

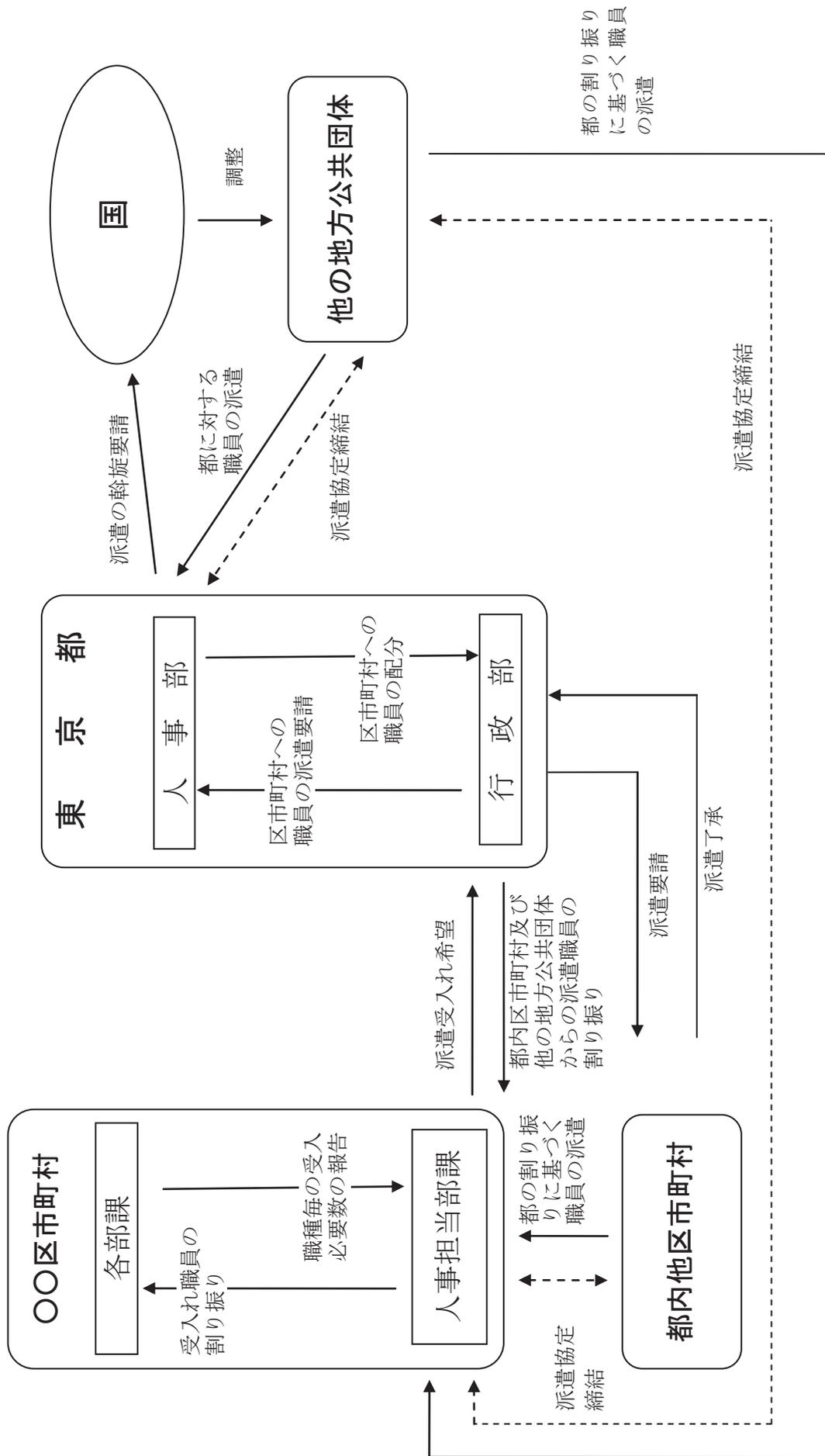
6 その他

事業名
追悼行事関連文化復興事業補助（終了）
震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助

7 自主事業

事業名
被災者自立復興支援事業
震災復興広報強化事業

派遣職員の受入れの流れ



オープンスペース等利用計画の策定

1 目的

震災時の活動拠点となるオープンスペース等を事前に確保し、あらかじめ様々な応急活動の用途に充てるための利用計画を策定することにより、迅速な応急活動が可能となるようにすること。

2 根拠

- (1) 東京都震災対策条例第52条
- (2) 東京都震災対策条例施行規則第26条及び第27条

3 個別利用計画

本計画においては、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議のうえ把握し、次の用途に関する個別利用計画を策定していく。

- (1) 大規模救出・救助活動拠点
- (2) (1)以外の救出・救助活動拠点
- (3) 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場
- (4) 物資輸送を中心とするヘリコプター緊急離着陸場
- (5) 広域ボランティア活動拠点
- (6) がれき置き場
- (7) 遺体安置所
- (8) ライフライン復旧活動拠点
- (9) 応急仮設住宅建設用地
- (10) 公営住宅建設用地
- (11) 庁舎建設用地
- (12) 時限的市街地づくり用地
- (13) その他の用地

4 活動拠点の指定及び告示

個別利用計画のうち、(1)、(3)及び(5)の活動拠点については、指定を行い、告示していく。

5 主管部署

総務局総合防災部

第52条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4 知事は、震災時に、災害救助法（昭和22年法律第118号）第26条第1項又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第1項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

（土地及び家屋の利用計画）

第26条 条例第52条第2項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

- (1) 救出及び救助活動
- (2) 災害時におけるヘリコプター緊急離着陸
- (3) ボランティアの活動
- (4) 生活物資の集積及び輸送
- (5) 公営住宅等の建設
- (6) 庁舎の建設
- (7) その他知事が必要と認める事項

（活動拠点の指定等の告示）

第27条 知事は、条例第52条第4項に規定する救出及び救助の活動拠点を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

事前用地調整方針

I 用地調整の基本的考え方

震災後の応急・復旧対策事業及び復興事業を進めていく過程で、各種の用地需要が被災地を中心に発生する。しかし、当区市町村においては、利用可能な用地が限られるため、目的ごとに必要な用地の確保が難しく、緊急時の対応に支障が生じることも予想される。

限られた用地を合理的かつ効率的に使用するためには、用地の全体的な把握、使用時期・使用目的ごとの用地需要の集約及び中長期的視点に立った土地利用を適切に行うため、災害対策の経過に合わせて優先順位を考慮し調整する必要がある。

さらに緊急用途需要に対して不足が見込まれる場合は、国や都、公社、民間の用地についても対象にし、必要な確保に努める。

II 用地調整の基本的枠組みについて

発災後の土地利用調整を円滑に行うため、①発災～2週間程度、②2週間～1か月程度、③1か月～2年間程度の期間に分けて、予め震災対策に必要な用地需要を想定し優先順位を設定した調整方針を作成する。

【発災～2週間程度】

避難者の安全を確保するための拠点、被災者の救出・救助活動にあたる警察、消防、自衛隊等の活動拠点、被災地内の医療活動を迅速に行うための拠点、緊急輸送路の確保等が必要であり、そのために利用できる用地を優先的に割り当てる。

発災当初は被災者の安全確保のため、各区市町村で対応する場合が多くなることが想定されるが、被害状況等により広域的な対応が必要な場合等用地の確保が求められる時は、東京都災害対策本部が調整する。

〔優先的に対応する用途〕

- ① 広域避難場所
- ② 救出・救助活動拠点
- ③ ヘリコプター緊急離着陸場
- ④ がれき仮置き場

〔都本部との調整〕

- (1) 区市町村は、用地の利用要望を都本部に提出する。

- (2) 都本部は、被害状況を把握し、緊急活動に必要な用地の確保及び現在の利用状況を把握する。
- (3) 都本部は、応急対策に伴う全体的な用地需要を集約・整理するため調整部会を設置する。
- (4) 都各局及び区市町村の利用要望に対して不足が予想される場合は、行政間の調整及び他の未利用地を活用する。
- (5) 用地を使用する機関は、定期的に使用状況を都本部に報告する。

【発災後 2 週間～ 1 か月程度】

震災復興本部設置後の用地使用は、災害対策本部と震災復興本部が共同で設置する「用地調整会議」において調整する。

救出・救助活動は継続していることも想定されるが、用地調整基本方針に基づき、被災者の生活復旧に向けた用途について優先的に調整する。

〔優先的に対応する用途〕

- ① 応急仮設住宅建設用地
- ② 生活物資の集積・輸送拠点
- ③ がれき置き場

〔都本部との調整〕

- (1) 区市町村は、家屋の被害状況、避難所利用者数、がれき等の発生量を予測し、復旧対策に必要な用地需要を報告する。
- (2) 都本部は、用地調整会議を設け各用途の復旧対策に伴う全体的な用地需要を集約し調整する。

【発災後 1 か月～ 2 年間程度】

震災復興本部は、住宅を失った被災者のための災害住宅の建設、時限的市街地づくりなど復興事業を長期的視点に立って計画的に実施していくために必要な用地について、復興計画に基づき優先的に調整する。

〔優先的に対応する用途〕

- ① 公営復興住宅建設用地
- ② 時限的市街地づくり用地

〔都本部との調整〕

- ① 区市町村は、復興対策に必要な用地の利用要望を震災復興本部に提出する。
- ② 新たな需要に対する割り当て（区市町村を含む）は、その必要性や用地の利用状況等を考慮し調整する。

東京都震災復興マニュアル（復興施策編）より抜粋

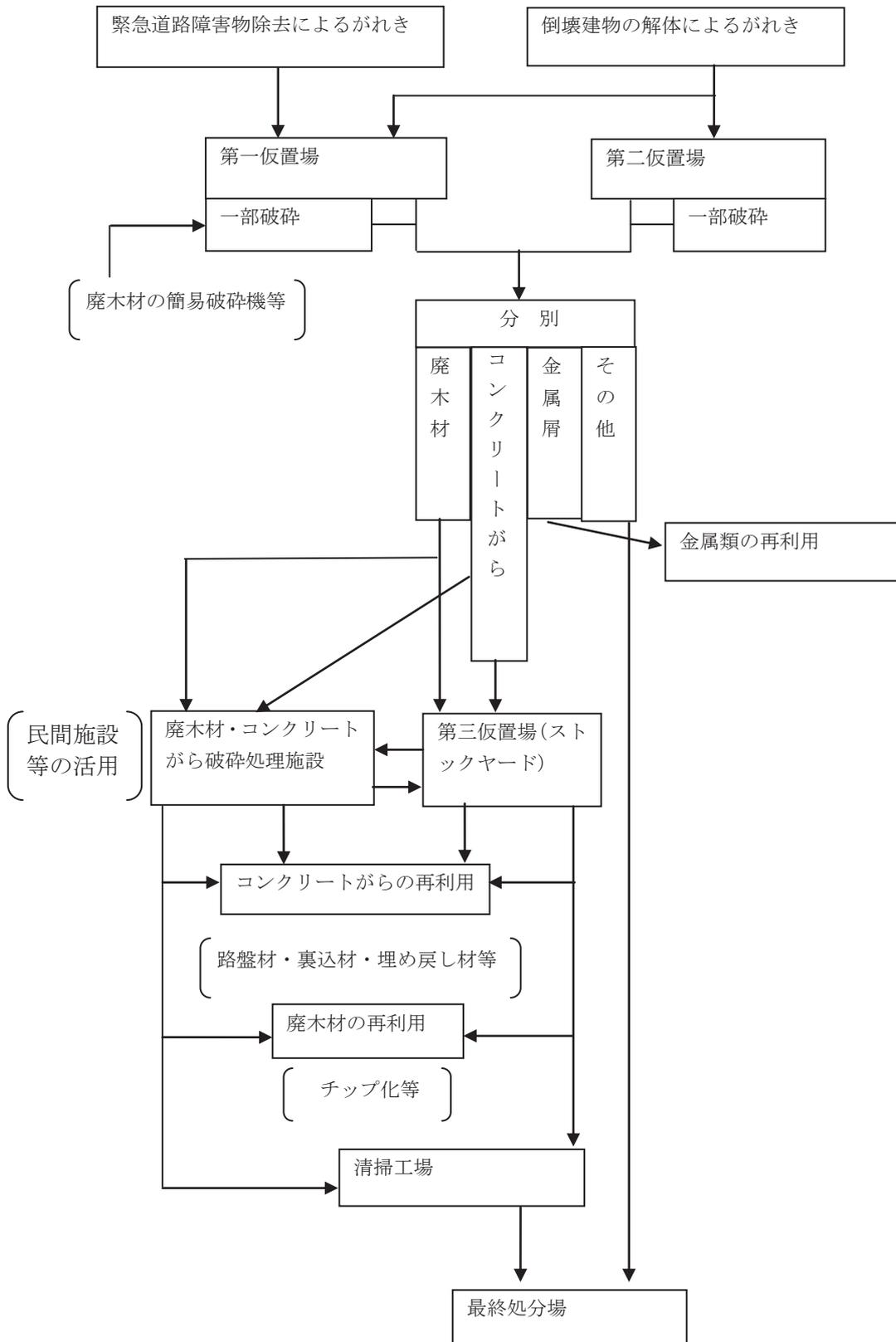
震災後対策に必要な用地の例

用 途	設置・利用の時期	所 管
避難場所	事前（発災時）～数日間	
住民の一時集合場所	事前（発災時）～数日間	
野外受入施設設置場所	被災直後～短期間	
救出・救助部隊の活動拠点	被災直後～3か月程度	
災害時へリ緊急離着陸場	被災直後～短期間	
生活物資の集積・輸送拠点	被災直後～1か月程度	
ライフライン復旧工事のために必要な資材置場、工事事務所・宿舍	被災直後～6か月程度	
がれき等の集積場（分別場）中継所	被災直後～約1年間	
第一仮置場（道路啓開がれき等） 第二仮置場（積替え用地） 第三仮置場（貯留・減容化用地）	被災直後～約1年間 被災後2週間～約1年間 被災後2週間～約1年間	
応援部隊活動拠点・宿舍	被災直後～	
ボランティア活動拠点等	被災直後～	
応急仮設住宅建設用地	被災後1週間～約2年間	
仮設診療所用地	被災後1か月～	
賃貸型共同仮設工場・共同仮設店舗の設置用地	被災後2週間～	
その他福祉施設等の新設、移転改築 仮設庁舎、仮設校舎、仮設施設用地	随時	

※ 上記例示の用地のほか、必要な用地確保に伴う調整所管（担当部課）については、災害対策本部または、震災復興本部において指定する。

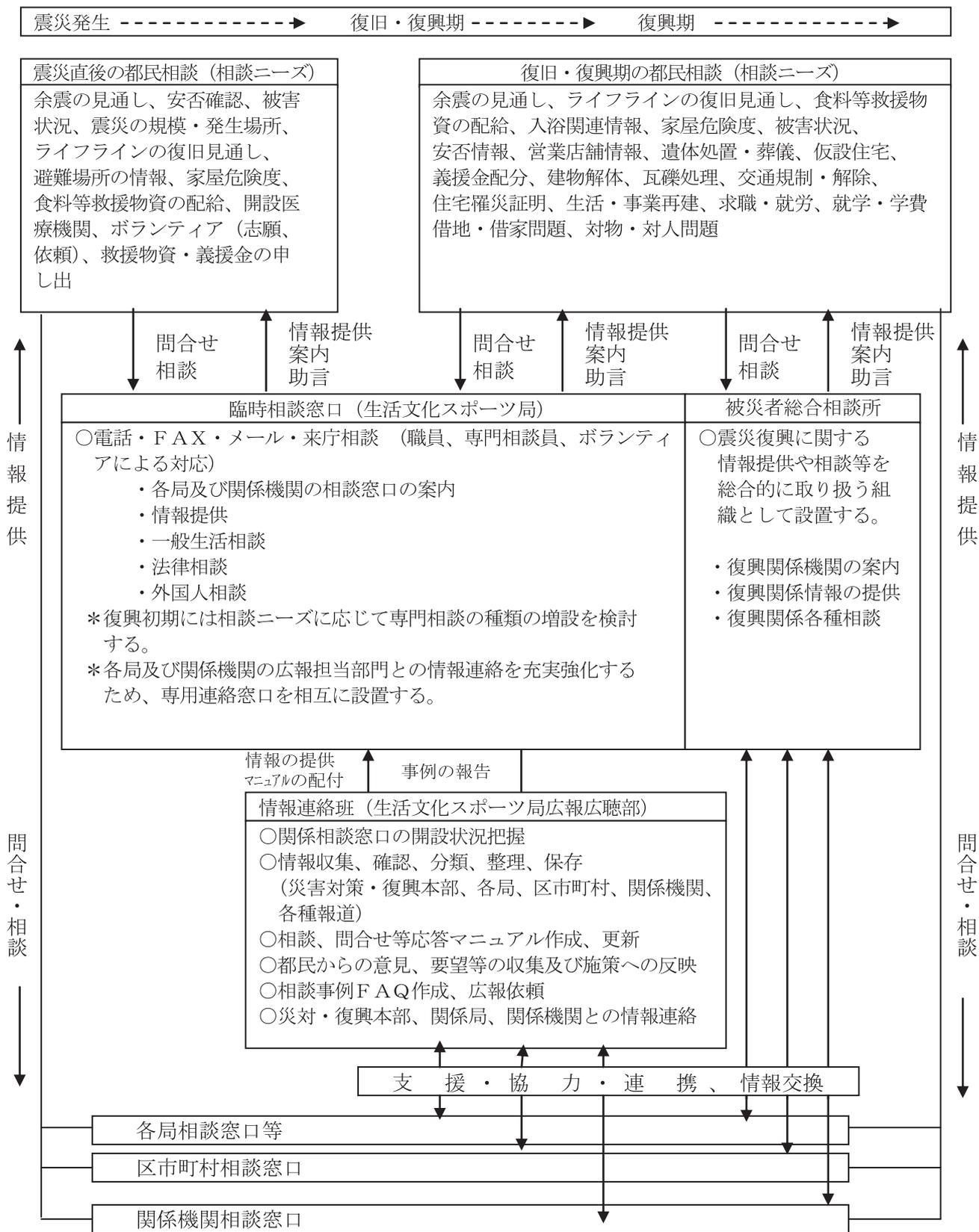
「がれき処理」の基本的流れ（東京都地域防災計画より）

〔被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する。〕

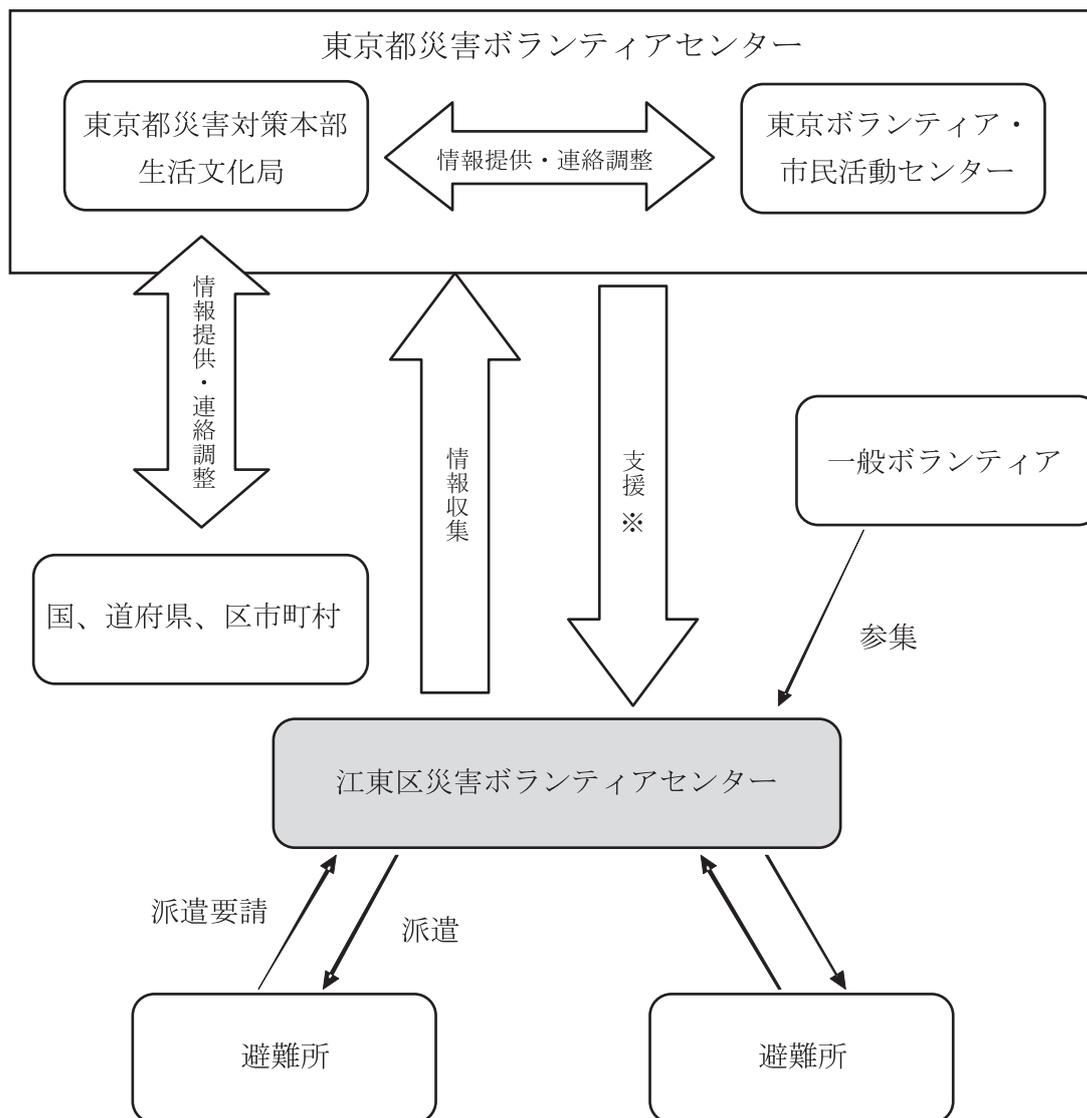


東京都震災復興マニュアル（復興施策編）より引用。区市町村の体制に応じて整理してください。

震災時の相談体制



ボランティア活動運営関連図



※災害ボランティアコーディネーターの派遣
区災害ボランティアセンターの設置・運営支援
資器材・ボランティア等の区市町村間の需給調整
区ボランティアセンター代替施設の確保 等

資料編 第2章 都市の復興

■区都市復興基本計画（骨子案）策定指針

【策定内容】

1 都市復興の理念・目標

都市復興基本方針で示された都市復興の理念・目標を踏襲する。また、都市復興の目指す期間について提示する。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 短期目標は3～5年以内の実現を目指す。長期目標は、大規模な被災であっても、10年以内の復興事業完了を目指す。
- イ 行政と住民が対話し、協働して住民参加型のまちづくりを進める。
- ウ 地域特性に応じたまちづくりを進める。

2 土地利用の方針

既定計画を踏まえながら大括りのゾーニングごとの整備の方向性を示す。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 基本構想や基本計画、都市計画マスタープランなどの既定計画を踏まえて、被災地域の土地利用の基本的方針を示す。
- イ 被災の程度が大きく都市全体にわたって改造が必要となる場合には、既定計画にとらわれない土地利用方針の設定も検討する。

3 都市施設の整備方針

道路や公園、公共施設などで、区市町村が主体的に整備すべき都市施設について、都市復興における整備の基本的方針を示す。なお、整備の基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 壊滅的に被災した市街地では、都市計画道路、都市計画公園等の既に都市計画決定済みの都市施設は原則として整備する。
- イ 事前に都市計画マスタープランにより位置づけられ、又は、被災後その必要性が地域住民に十分に認識された都市施設については、新たに都市計画決定を行い整備を進める。特に、土地区画整理事業等の面整備を実施する地区においては、地区レベルの防災性向上に寄与する駅前広場、近隣公園、街区公園及び避難路、集散道路等の整備を図ることが望ましい。
- ウ 広域的な都市整備の観点から、早急な整備が求められる都市施設は、都市計画法第55条の指定と先行買収を進めながら整備する。

4 市街地の整備方針

被災を繰り返さないまちづくりを進めるための方針を定める。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

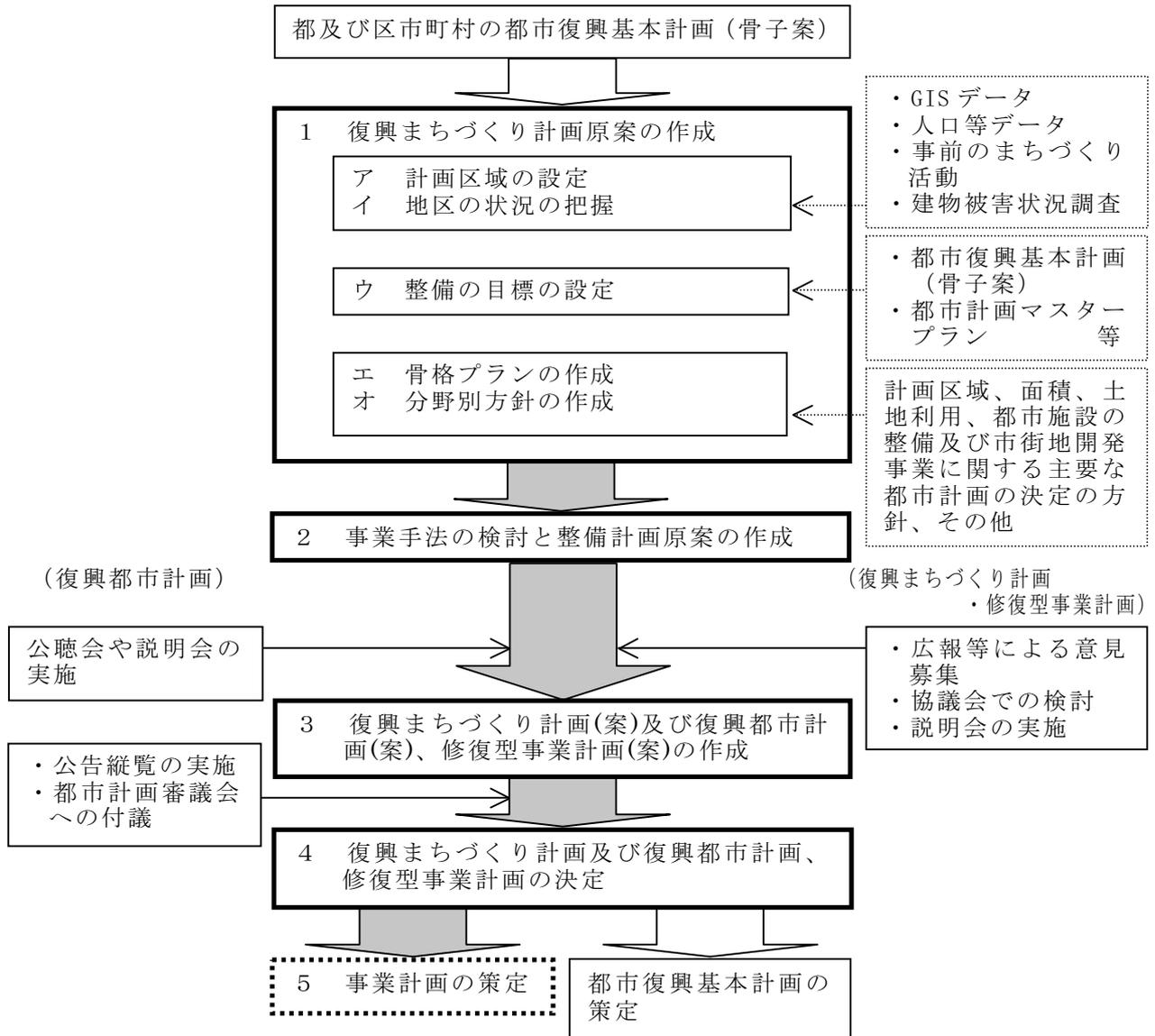
- ア 被災した市街地においては、被災を繰り返すことのないように、安全な基盤づくりを推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により総合的なまちづくりを進める。
- イ 市街地復興に当たっては、まちの特性、被災の状況を踏まえてきめの細かい市街地の復興方策・整備手法を適用していくことを基本とする。そして、これらまちづくりを広域的な都市基盤整備を通じて体系的に組み立て、全体的な市街地復興を図る。
- ウ 壊滅的に被災した基盤未整備の地区では、原則として被災市街地復興推進地域の指定を行い、建築を制限し、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業を実施する。
- エ 半壊的あるいは被災建物が散在的に分布する地区(住工混在地区など)のうち、基盤未整備市街地については、地元のまちづくりの機運に応じて面整備を推進する。また、面整備を実施しない場合は、主要生活道路のネットワーク化及び狭あい道路の整備方針を作成し、その方針に沿って必要な道路幅員を確保しつつ、本格建築の誘導を図る。
- オ 被災した市街地のうち、土地区画整理事業(耕地整理、震災復興区画整理を除く)等による基盤整備済みエリアにおいては原則として再度の面整備は実施しない。ただし、土地利用更新や高度利用の必要性が高い地区については、再開発事業等により基盤整備水準の向上を図る。
- カ 重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区について地区毎の特性などを踏まえつつ、主に以下の次号について定める。
 - (ア) 都市施設の配置や土地利用の方針
 - (イ) 防災機能確保の方針（避難地、延焼遮断帯、消防水利など）
 - (ウ) 基盤施設整備の方針
 - (エ) 公共公益施設整備の方針
 - (オ) その他地区に必要な事項の方針

■復興まちづくり計画等策定指針

復興まちづくり計画及び復興都市計画、修復型事業計画は、都市復興基本計画(骨子案)で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具現化を図るものである。

復興まちづくり計画等策定指針は、復興まちづくり計画及び復興都市計画、修復型事業計画の策定手順、並びに復興まちづくり計画原案の作成方法と作成例を示すものである。

1 復興まちづくり計画等の作成の流れ



2 復興まちづくり計画原案の作成方法

(1) 計画区域

被害の分布を基本に、既定計画や街区構成、地元組織（町会・自治会、協議会等）の区域などを踏まえて以下の内容を整理・作成する。

a 位置、b 面積

(2) 地区の状況

ア 被災前の状況の整理

GIS等を活用し、以下のデータを整理する。

a 復興対策基本図1(現況特性図)、b 復興対策基本図2(現行計画図)、c 用途地域図
d 土地利用現況図(数値データとしても整理する)
e その他(当該地区を特徴づけるもので復興に関係するもの)
f 年齢別人口、世帯数等のデータを整理(入手できない場合は登記簿と住民基本台帳を利用)
g 事前のまちづくり活動の有無及び活動内容を整理

イ 被災状況の整理

当該地区について、「2.家屋被害状況調査」の結果を引用する。

(3) 整備の目標

都市復興基本計画（骨子案）、都市計画マスタープラン等の計画を踏まえて、以下の内容を整理・作成する。

a 計画年次、b 将来像、c 目標

(4) 骨格プランの作成

以下の内容を整理・作成する。

a 地区の拠点、b 地区の軸

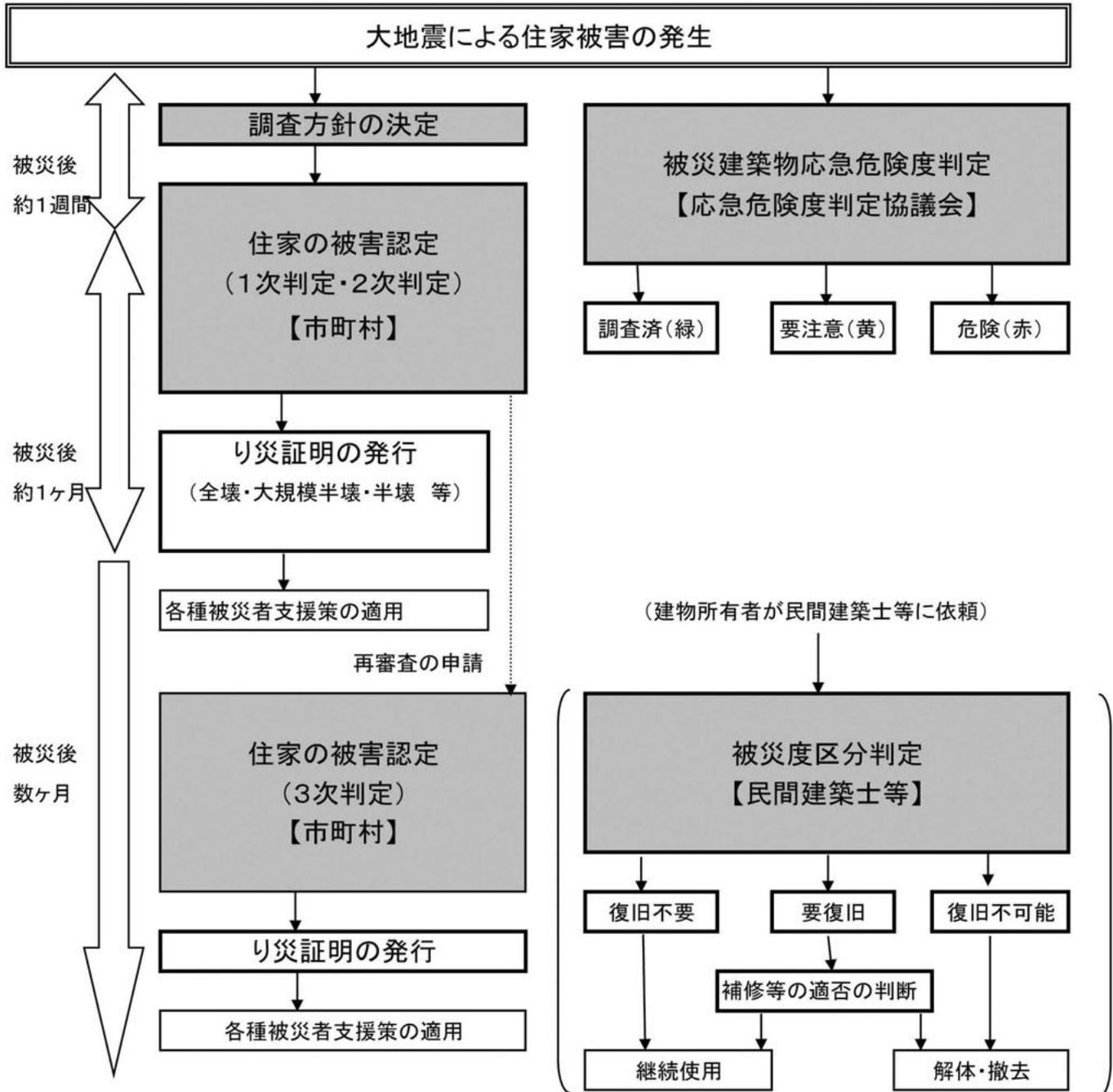
(5) 分野別方針の作成

都市計画、及び導入事業を踏まえて以下の内容を整理・作成する。

a 土地利用の方針、b 都市施設の整備方針、c 市街地復興の基本方針、d その他

資料編 第3章 住宅の復興

大地震発生後の3つの建物被害調査の実施の流れ



- ①人命に関わる二次災害の防止を目的とした応急危険度判定については、被災後概ね1週間から10日後までの完了を目途として、被災直後から実施されることとなる。
- ②り災証明書の発行を目的とした住家の被害認定については、財産的価値の被害を証明するもので、被災規模等を踏まえて調査方針を決定した後、応急危険度判定の終了時期と前後して調査が実施されていくこととなる。
- ③被災世帯が再調査を申請した際に行われる住家の被害認定(3次判定)、並びに建物所有者が民間建築士等に依頼することにより行われる被災度区分判定については、各々住家の被害認定(2次判定)及び応急危険度判定の後、被災建物の復旧修理を行う前に実施することとされている。

被災度区分判定の概要

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、所有者等の要請により建築士等がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の構造躯体の損傷状況等を調査して、残存耐力を明らかにし、その被災度を区分するとともに、継続使用が可能かどうか、そのための復旧補修の可能性について判定を行い、もって被災建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的としている。

被災度区分判定の主な対象としては、応急危険度判定において主に「危険」あるいは「要注意」と判定された建築物などが考えられ、構造躯体に見られる損傷状況から被災建築物に残存する耐震性能を推定することにより、「復旧不要」、「要復旧」、「復旧不可能」といった判定がなされ、「要復旧」の場合はさらに補修・補強の要否とその程度、手法等の判断もあわせて行われることとなる。

【参考】東京都の被災度区分判定調査班の編成等（案）

（調査班の設置）

住宅復興対策を迅速かつ計画的・効果的に実施するため、「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）」を標準とした被災度区分判定基準の基づき、公営住宅等における被災度区分判定を実施するための被災度区分判定調査班を設置する。

（調査班の構成）

調査班は、都市整備局都営住宅経営部が主管となり、都職員、都住宅供給公社職員、専門家等により構成する。

（対象となる住宅）

都営住宅等、特定優良賃貸住宅（都、公社施行型）、公社賃貸住宅とする。

（調査班の業務）

- 1 被災度区分判定基準に基づき、対象となる住宅の被災度判定を実施する。
- 2 被災度区分判定の結果を東京都に報告する。

大地震の際に行われる 3 つの建物被害調査の関係（抜粋）

内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について」

大地震による住家被害が発生した場合、住家の被害認定の他に、被災建物応急危険度判定（応急危険度判定）や被災度区分判定といった建物調査が実施されることがある。

これらの調査は、それぞれ被害認定とは異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、被害認定の実施にあたっては、各調査の判定結果の取り扱いや、調査の実施時期が異なることに留意して調査を進めていく必要がある。

また、被災住民側から見ると、これら 3 つの建物被害調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、特に住家の被害認定と応急危険度判定については、調査の次期が重なった場合に混乱が生じる場合もあることから、大地震発生時においてはこれらの調査の混同が生じないように、それぞれの調査目的と判定の意味を理解したうえで、十分な周知及び広報計画をたてることが重要となる

一方で、これら 3 つの建物被害調査は、調査項目等に類似する点も多く見受けられることから、情報共有等の連携を図っていくことも効果的である。特に応急危険度判定は、自治体の建築・住宅・都市部局などに実施本部が設置されることが多く、また、これらの部局における専門的な知見も調査の参考になることから、住家の被害認定の実施にあたっては、これらの部局との連携を図っていくことが望ましい。

	住家の被害認定	応急危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係るり災証明書 の発行	余震等による二次災 害の防止	被災建築物の適切か つ速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村（都道府県・ 応急危険度判定協議 会が支援）	建物所有者
判定調査員	主に行政職員（り災 証明書発行は行政職 員のみ）	応急危険度判定士 （行政又は民間の建 築士等）	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合（経 済的被害の割合の算 出	当面の使用の可否	継続使用のための復 旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査 済み	要復旧・復旧不可能 等
判定結果の表示	り災証明書に判定結 果を記載	建物に判定結果を示し たステッカーを貼付	判定結果を依頼主に 通知

被害認定基準運用指針と応急危険度判定及び被災度区分判定との関係（抜粋）

応急危険度判定は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも全壊又は半壊と認定されるとは限らない。

また、被災度区分判定は建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかを比較的簡便に判定しようとするものである。

したがって、応急危険度判定及び被災度区分判定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とした被害認定業務を行うための本運用指針とはその目的、判定基準を異にするものである。

ただし、住家の被害を調査するにあたり、傾斜度など調査内容において共通する部分もあることから、本運用指針による調査に先立ちこれらが実施されている場合に、相違を踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

具体的には、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定結果を参考にする。また、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。

【参考】東京都住宅復興計画のフレーム案

I 住宅復興計画の基本的な考え方

1 目標

- 応急住宅対策の実施による避難所生活の早期解消
- 公的支援による被災者の自力再建の促進
- 公的支援等による恒久的な住宅の確保
- 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

2 役割

- 東京都復興総合計画の特定分野計画
- 応急住宅対策を含む住宅復興に向けた施策の方向性等を示す

3 計画期間

- 5カ年

II 施策

1 応急的な住宅の整備等

- (1)被災住宅の応急修理
- (2)一時提供住宅の供給
- (3)応急仮設住宅の供給

2 自力再建への支援

- (1)マンション等の再建
- (2)住宅資産活用等による住宅再建
- (3)民間住宅の供給促進
- (4)民間賃貸住宅への入居支援
- (5)住まい・まちづくり推進体制
- (6)情報提供及び住宅相談

3 公的住宅の供給

- (1)公営住宅
- (2)公社・機構住宅

4 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

- (1)安全で快適な住宅・住環境の整備
- (2)福祉のまちづくりの推進
- (3)がれき等の処分及び発生の抑制等
- (4)その他

<被害認定フロー(地震による被害 非木造)>

【第1次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2)傾斜による判定

- ①外壁又は柱の傾斜が1/30以上
- ②(基礎ぐいを用いる住家について、)外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量が30cm以上

該当

いずれにも該当しない

(3)部位※による判定

柱又は梁の損傷率が75%以上

該当

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

全壊

40%以上50%未満

大規模半壊

20%以上40%未満

半壊

20%未満

半壊に至らない

※第1次調査における判定の対象となる部位は、柱(又は梁)並びに雑壁・仕上等又は外壁及び設備等(外部階段を含む。)とする。

被災者から申請があった場合

【第2次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2)傾斜による判定

- ①外壁又は柱の傾斜が1/30以上
- ②(基礎ぐいを用いる住家について、)外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量が30cm以上

いずれかに該当

いずれにも該当しない

(3)部位による判定

柱、耐力壁又は梁の損傷率が75%以上

いずれかに該当

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

全壊

40%以上50%未満

大規模半壊

20%以上40%未満

半壊

20%未満

半壊に至らない

【被災者から不服の申立てがあった場合の対応】

被災者から不服の申立てがあった場合

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

<被害認定フロー(地震による被害 木造・プレハブ)>

【第1次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

↓
いずれにも該当しない

(2)傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

↓
該当しない

(3)部位※による判定

基礎の損傷率が75%以上

該当

↓
該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)
から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

全壊

40%以上50%未満

大規模半壊

20%以上40%未満

半壊

20%未満

半壊に至らない

※第1次調査における判定の対象となる

部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

被災者から申請があった場合

【第2次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

↓
いずれにも該当しない

(2)傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

↓
該当しない

(3)部位による判定

基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上

いずれかに該当

↓
該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)
から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

全壊

40%以上50%未満

大規模半壊

20%以上40%未満

半壊

20%未満

半壊に至らない

【被災者から不服の申立てがあった場合の対応】

被災者から不服の申立てがあった場合

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

「被害状況調査要領」

1. 調査準備

(1) 調査計画の策定

区内全建物悉皆調査のため、区割り、優先順位、人員、かかる日数などを算出する。

区割り検討に基づいて、調査に用いる住宅地図を用意する。

(2) 家屋・住家被害状況調査に係る応援人員の派遣要請

ア 区市町村は、被災地近傍での宿舍の確保など必要な受入れ態勢の整備を行う。

イ 区市町村は、都に応援要請するにあたり、以下の点を明らかにして要請する。

活動内容・人数・場所・期間/交通手段/その他特記事項(建物被害状況調査担当責任者・連絡先、携行品
宿泊に関すること等)/要請担当責任者

2. 被害状況調査の調査要領

(1) 事前準備

使用する地図は、住宅地図、1/2,500地形図、1/10,000地形図(江東区全図・白図)。

・住宅地図⇒調査用1部(必要な図面をコピーして使)、整理用1部、予備用1部

・1/2,500地形図(街区別被害度分布図作成用)

⇒整理用1部、東京都報告用1部、公表用1部、予備用1部

・1/10,000地形図(地区別被害状況図作成用)

⇒整理用1部、東京都報告用1部、公表用1部、予備用1部

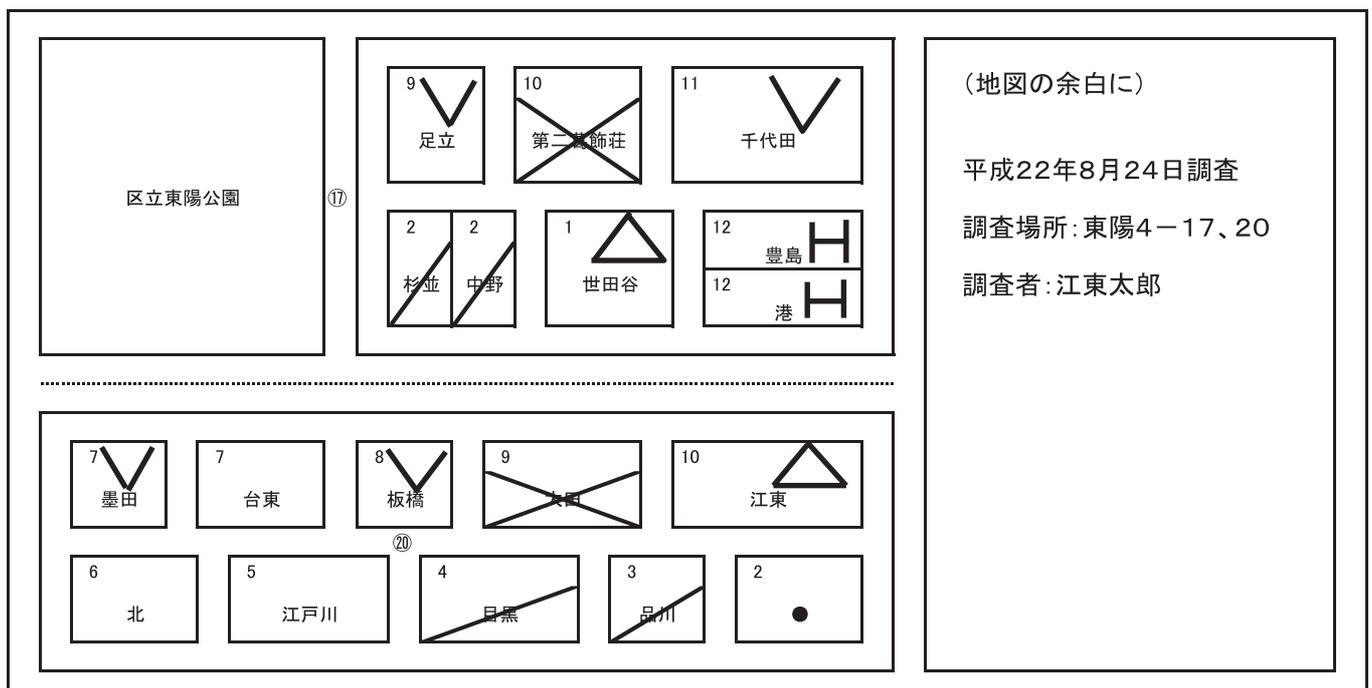
・筆記具(赤ボールペン、黒ボールペン、マジック、色鉛筆、蛍光ペン、画板)

・その他(ヘルメット、手袋、安全靴、下げ振り、巻き尺、電卓、懐中電灯(予備電池)、身分証明書、デジカメ)

(2) 現地調査の記載要領

地図への記載情報 調査年月日、調査場所(町丁・番)、調査者氏名

凡例: ×は全壊、/は半壊、Vは一部損壊、・は無被害、Hは全焼、△は半焼とする。



住家被害認定 調査票 地震 木造・プレハブ 第1次A		調査票 番 号	■判定した住家の範囲が分かるように記載	
				3 配置状況
調査日	平成	年	月	日
1 調査時	:	~	:	
調査員				
	所在地			
	世帯主			
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)			

4 応急危険度判定	(危険) (要注意) (調査済) (不明)	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記
-----------	-----------------------	-------------------------

5 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ破壊している基礎直下の地盤に地震に伴う陥没、隆起、液状化等の被害有	いずれかに該当	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	---	---------	----------------------------------

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
	水平距離(cm)							

7 躯体	<input type="checkbox"/> 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)	損傷率75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	--	----------	----------------------------------

8 基礎	損傷割合	0%	~10%	~20%	~40%	~60%	~74%
		0	1	2	4	6	7

9 壁	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%
	無被害	0	0	0	0	0	0
	程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8
	程度Ⅱ	2	4	8	12	16	20
	程度Ⅲ	4	8	16	24	32	40
	程度Ⅳ	6	12	24	36	48	60

10 屋根	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%
	無被害	0	0	0	0	0	0
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8

【損害割合算出表】

(注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。

傾斜無	8基礎	+9壁	+10屋根	= 計あ	傾斜有	6傾斜	+10屋根	= 計い
						1 5		
判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上			
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊			

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次B		調査票番号	3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載		
調査日	平成	年			月	日
1 調査時	: ~ :					
調査員						
所在地						
世帯主						
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)					

4 応急危険度判定	<input type="checkbox"/> 危険 <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 調査済 <input type="checkbox"/> 不明	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記
-----------	--	-------------------------

5 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ破壊している基礎直下の地盤に地震に伴う陥没、隆起、液状化等の被害有	いずれかに該当	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	---	---------	----------------------------------

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
	水平距離(cm)							

7 躯体	<input type="checkbox"/> 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)	損傷率75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
------	--	----------	----------------------------------

8 基礎	損害割合	無被害	1	2	4	6	7
------	------	-----	---	---	---	---	---

9 壁	損害割合	無被害	8	16	32	48	80
-----	------	-----	---	----	----	----	----

10 屋根	損害割合	無被害	1	2	4	6	10
-------	------	-----	---	---	---	---	----

(備考)

【損害割合算出表】

- A「6傾斜」の平均値が2cm以上(6cm未満)である
- B「9壁」の損害割合が無被害又は8である

Aに該当かつBに該当(傾斜有を計算)

上記以外

(傾斜無を計算)

	8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計
傾斜無				

	6傾斜	+ 10屋根	= 計
傾斜有	1 5		

判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊

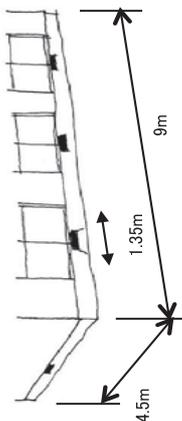
住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の立面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

<基礎> 構成比10%

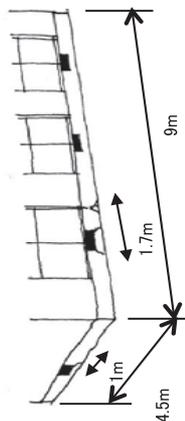
損害割合 1%

損傷率 = $1.35\text{m} / 13.5\text{m} = 10\%$
 ・ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.35m)
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 1%



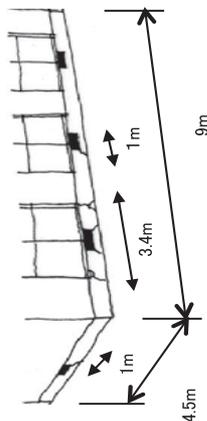
損害割合 2%

損傷率 = $(1 + 1.7) / 13.5 = 20\%$
 ・ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.7m)
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 2%



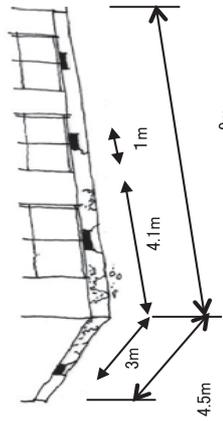
損害割合 4%

損傷率 = $(1 + 3.4 + 1) / 13.5 = 40\%$
 ・ひび割れの集中、剥落が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 4%



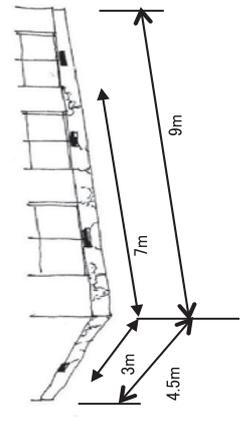
損害割合 6%

損傷率 = $(3 + 4.1 + 1) / 13.5 = 60\%$
 ・ひび割れの集中、剥落が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 6%



損害割合 7%

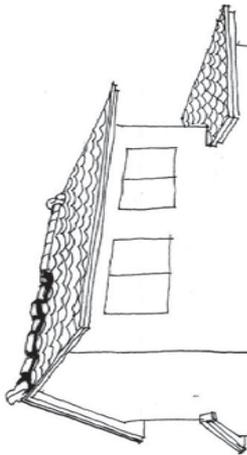
損傷率 = $(3 + 7) / 13.5 = 74\%$
 ・ひび割れの集中、剥落が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 7%



<屋根> 構成比10%

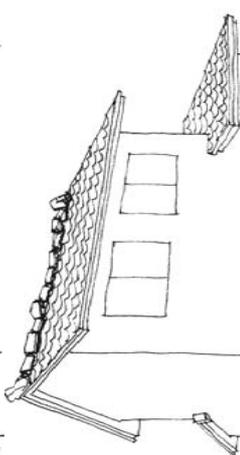
損害割合 1%

損傷率 = $25\% (\text{程度II}) \times 4 / 10 = 10\%$
 ・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 1%



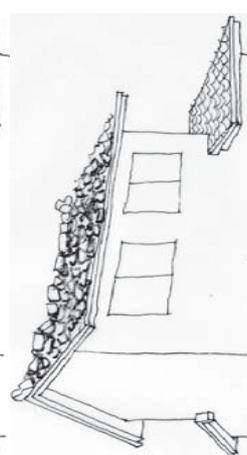
損害割合 2%

損傷率 = $25\% (\text{程度II}) \times 8 / 10 = 20\%$
 ・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 2%



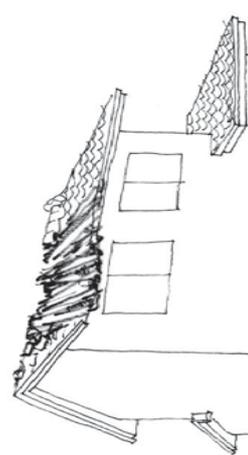
損害割合 4%

損傷率 = $50\% (\text{程度III}) \times 8 / 10 = 40\%$
 ・棟瓦が全体的にずれ、破損あるいは落下している。棟瓦以外の瓦のずれも著しい。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 4%



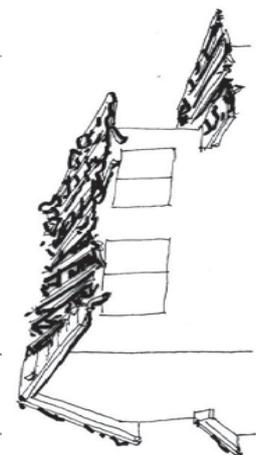
損害割合 6%

損傷率 = $100\% (\text{程度V}) \times 6 / 10 = 60\%$
 ・小屋根の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって剥離、亀裂、剥落が見られる。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 6%



損害割合 10%

損傷率 = $100\% (\text{程度V}) \times 10 / 10 = 100\%$
 ・小屋根の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって剥離、亀裂、剥落が見られる。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 10%



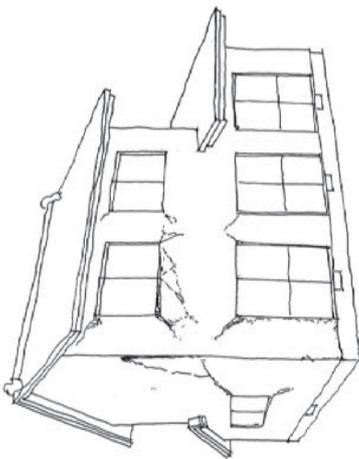
住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の被害状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において被害状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の算定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

<壁> 構成比80%

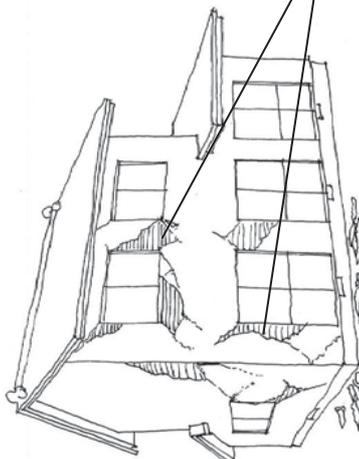
損害割合 8%

損傷率 = $25\%(\text{程度II}) \times 8/20 = 10\%$
 ・仕上の剝離が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 8%



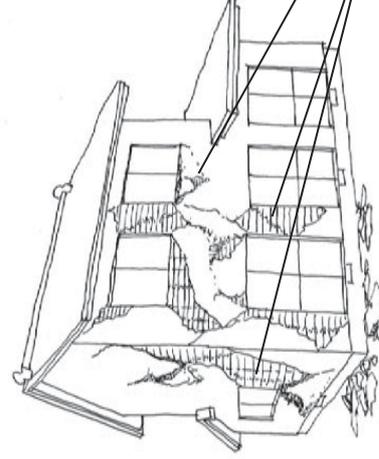
損害割合 16%

損傷率 = $50\%(\text{程度III}) \times 8/20 = 20\%$
 ・仕上材が脱落している。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 16%



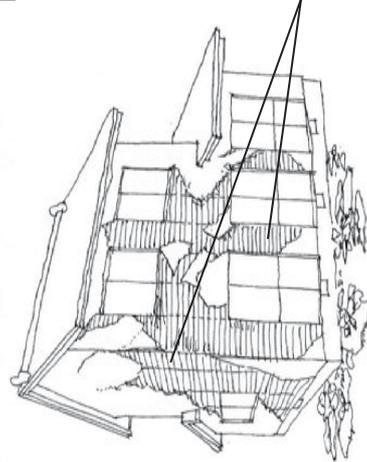
損害割合 32%

損傷率 = $50\%(\text{程度III}) \times 4/20 = 10\%$
 $75\%(\text{程度IV}) \times 8/20 = 30\%$
 ・仕上材が脱落している。
 ・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 32%



損害割合 48%

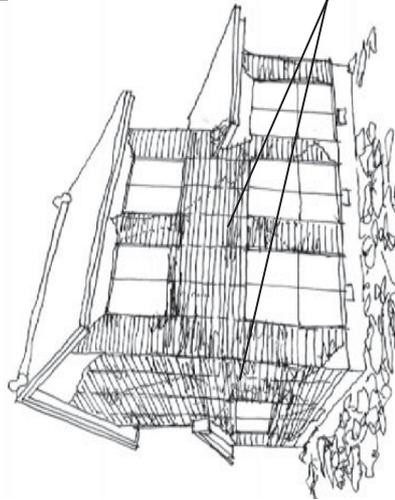
損傷率 = $75\%(\text{程度IV}) \times 16/20 = 60\%$
 ・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 48%



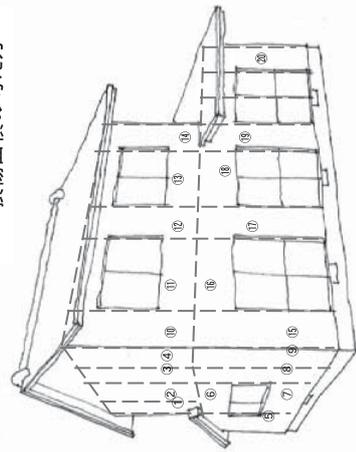
下地材にひび割れが生じている。(程度IV)

損害割合 80%

損傷率 = $100\%(\text{程度V}) \times 20/20 = 100\%$
 ・仕上材が脱落しており、下地材に破壊が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 80%



* 損傷面積の考え方



※仕上材が脱落している場合の取扱い
 壁の仕上材が脱落している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。
 損傷なし ⇒ 程度III(50%)
 ひび割れあり ⇒ 程度IV(75%)
 破壊あり ⇒ 程度V(100%)

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-1		調査票番号	3 外観 <input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 地盤被害により基礎に著しい損傷		<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
			4 傾斜 水平距離(6m) ① ② ③ ④		平均値 6cm以上 <input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
1 調査日 平成 年 月 日 調査時 : ~ : 調査員 所在地 世帯主		2 住家 <input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)			
5 基礎	損傷長(m) 全長(m)	損傷率 = (損傷長 / 全長) × 100		損傷率 75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
6 柱(又は耐力壁)	<input type="checkbox"/> 柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上			損傷率 75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)

該当しない場合は2頁「7」以降へ

【損害割合算出表】

(注)h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別損害割合	階別重み付け		重み付き損害割合	(□傾斜が2cm以上)傾斜を考慮した損害割合 あ>い→d あ≦い→g
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B [*]	C [*]	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)	
9 外壁	10							
10 屋根	10							
11 柱(又は耐力壁)	20			15%以上で全壊				
12 天井	5							
13 内壁	15							
14 建具	10							
15 床(階敷)	10							
16 設備	10							
5 基礎	10	「5.基礎」の損傷率×0.1						

※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

計	あ	「あ」又は「い」(傾斜が2cm以上の場合は、「あ」、「い」又は「う」)の中で最大の値を住家の損害割合とする。	い	う
---	---	--	---	---

判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊

住家被害認定
調査票
地震
木造・プレハブ
第2次-2

調査票
番号

主要階・その他階

()階平面図・屋根伏図

7

住家被害認定 調査票	調査票 番号	
		地震 木造・プレハブ第 2次-3

		主要階	その他階	計	
8	面積率	床	(1)	(2)	1.0
		屋根	(3)	(4)	1.0

		主要階								
		面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
9	外壁 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
10	屋根 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
11	柱 (又は耐力壁) 20%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	2	2		
		程度Ⅱ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅲ	1	2	4	6	8	10		B
		程度Ⅳ	2	3	6	9	12	15		
		程度Ⅴ	2	4	8	12	16	20		
12	天井 5%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3		B
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		
13	内壁 15%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		B
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
14	建具 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
15	床 (階段含) 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		B
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		

		その他階								
		面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
9	外壁 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
10	屋根 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
11	柱 (又は耐力壁) 20%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	2	2		
		程度Ⅱ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅲ	1	2	4	6	8	10		C
		程度Ⅳ	2	3	6	9	12	15		
		程度Ⅴ	2	4	8	12	16	20		
12	天井 5%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3		C
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		
13	内壁 15%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		C
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
14	建具 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
15	床 (階段含) 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		C
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		

		階	損傷の状況	主要階/その他階	損傷の状況	%	計
16	設備 10%	浴室 (4%以内)	主要階 1%. 配管のズレ等 その他階 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能	その他 (左記以外 の水回り ベランダ等 4%以内)			主要階
		台所 (3%以内)	主要階 1%. 配管のズレ等 その他階 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能				その他階

住家被害認定調査票 地震非木造第1次		調査票番号	3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
調査日	平成 年 月 日			
1 調査時	: ~ :			
調査員				
所在地				
世帯主				
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)			

4 応急危険度判定	<input type="checkbox"/> 危険 <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 調査済 <input type="checkbox"/> 不明	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記
-----------	---	-------------------------

5 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 又は 住家の一部の階が全部倒壊	該当 →	□判定へ (全壊)
------	--	------	--------------

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	7 傾斜確認	<input type="checkbox"/> 傾斜の平均値が4cm以上 <input type="checkbox"/> (基礎ぐいを用いる住家について) 傾斜の平均値が2cm以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上	いずれかに該当 →
	水平距離 (cm)								

8 柱・梁の確認	<input type="checkbox"/> ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合 9柱(又は梁)、11雑壁・仕上等、12設備等を調査	<input type="checkbox"/> イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合 10外壁、12設備等を調査
----------	--	---

面積・本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
9 無被害	0	0	0	0	0	0	※45%以上で全壊	
柱(又は梁) (60%)	I	1	1	2	4	5		6
	II	2	3	6	9	12		15
	III	3	6	12	18	24		30
	IV	5	9	18	27	36		45
	V	6	12	24	36	48		60

面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
10 無被害	0	0	0	0	0	0	外壁 (85%)	
I	1	2	3	5	7	9		
	II	2	4	9	13	17		21
	III	4	9	17	26	34		43
	IV	6	13	26	38	51		64
V	9	17	34	51	68	85		

面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
11 無被害	0	0	0	0	0	0	雑壁・仕上等 (25%)
I	0	1	1	2	2	3	
	1	1	3	4	5	6	
	1	3	5	8	10	13	
	2	4	8	11	15	19	
V	3	5	10	15	20	25	

設備等 (15%)	設備	損傷の状況	損害割合	計
	高架水槽・受水槽			
外部階段				
その他				

【損害割合算出表】					ア. 外観目視により柱又は梁を確認できる場合					イ. 外観目視により柱及び梁を確認できない場合					
	6 傾斜	9 柱(又は梁)	11 雑壁・仕上等	12 設備等	計		6 傾斜	10 外壁	12 設備等	計		6 傾斜	10 外壁	12 設備等	計
傾斜無					あ	傾斜無				う	傾斜無				う
傾斜有	20				い	傾斜有	20			え	傾斜有	20			え

(注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合、「あ」又は「う」を、2cm以上の場合、「あ」又は「い」若しくは「う」又は「え」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		□ 半壊に至らない	□ 半壊	□ 大規模半壊	□ 全壊

住家被害認定調査票
地震
非木造
第2次

調査票番号

調査日 平成 年 月 日

1 調査時 : ~ :

調査員

所在地

世帯主

2 住家 住家である(居住のために使用されている)

7 構造の確認

鉄骨造の場合
柱(本数で判定)
柱が見えない場合
耐力壁(ブレース数で判定)
耐力壁が見えない場合
外部仕上げ(面積で判定)

鉄筋コンクリートの場合
ラーメン構造の場合
柱(本数で判定)
壁式構造の場合
耐力壁(面積で判定)

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	床計
無被害	0	0	0	0	0	0	梁計 ※8%以上で全壊
I	0	0	0	1	1	1	
II	0	1	1	2	2	3	
III	1	1	2	3	4	5	
IV	1	2	3	5	6	8	
10% V	1	2	4	6	8	10	

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	10%
I	0	0	0	1	1	1	
II	0	1	1	2	2	3	
III	1	1	2	3	4	5	
IV	1	2	3	5	6	8	
10% V	1	2	4	6	8	10	

設備	設備	損傷の状況	損害割合	計
13 設備等(住家外) 5%	高架水槽 受水槽			
	外部階段			
	その他			

3 外観 住家全部が倒壊
住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当 →

傾斜	①	②	③	④	平均値
4					

5 傾斜確認 傾斜の平均値が4cm以上
 (基礎ぐいを用いる住家について) 傾斜の平均値が2cm以上かつ最大沈下量又は最大露出量30cm以上

いずれかに該当 →

該当しない場合は、2頁「6」以降へ →

面積・本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	※38%以上で全壊
I	1	1	2	3	4	5	
II	1	3	5	8	10	13	
III	3	5	10	15	20	25	
IV	4	8	15	23	30	38	
5% V	5	10	20	30	40	50	

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	10%
I	0	0	0	1	1	1	
II	0	1	1	2	2	3	
III	1	1	2	3	4	5	
IV	1	2	3	5	6	8	
10% V	1	2	4	6	8	10	

枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	5%
I	0	0	0	0	0	1	
II	0	0	1	1	1	1	
III	0	1	1	2	2	3	
IV	0	1	2	2	3	4	
10% V	1	1	2	3	4	5	

設備	設備	損傷の状況	損害割合	計
14 設備等(住家内) 10%	浴室	1% 配管のズレ等 2% バスタブの割れ等 3% 再使用が不可能		
	台所	1% 配管のズレ等 2% 再使用は可能だが大きく破損 3% 再使用が不可能		
	その他			

【損害割合算出表】	4傾斜	8柱(又は耐力壁)	9床・梁 ※大きい方	10外部仕上・雑壁・屋根	11内部仕上・天井	12建具	13設備等(住家外)	14設備等(住家内)	計
傾斜無									あ
傾斜有	20								い

(注)「4傾斜」の平均値が2cm未満の場合「あ」を、2cm以上の場合「あ」又は「い」のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	20%未満	20%以上	40%以上	50%以上
		<input type="checkbox"/> 半壊に至らない	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊

住家被害認定
調査票
地震
非木造
第2次-2

調査票
番号

()階平面図

6

判定基準例

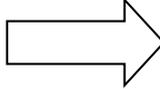
破壊の程度	判定基準		基準例	
			木造	非木造
危険または修理不能 (全壊)	1	全面的倒壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ある階が崩れている ・屋根が落ちている、または傾斜が著しい (傾斜:概ね1/20以上) 	
	2	液状化等による沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が沈下している 	
	3	基礎の破断	<ul style="list-style-type: none"> ・上部と構造が遊離している ・ひび割れが著しく上部を支えられない 	
	4	柱梁の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・柱が折損している ・柱が抜け出している ・軸組が分解している 	<ul style="list-style-type: none"> ・座屈が著しい ・折れ曲がっている ・柱脚のアンカーが破断している ・鉄筋のはみだし・曲がり・破断が認められる ・コンクリートが崩れ落ちている ・柱に剪断破壊が認められる
	5	外壁の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の構造体が剥離・剥落している、いまにも落下しそうである 	
大修理を要する (半壊)	6	部分的破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・傾きが認められる (傾斜:概ね1/60~1/20) 	
	7	基礎の破断	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎にひび割れが認められる 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎のコンクリートが部分的に破壊している
	8	柱梁の破壊	—	<ul style="list-style-type: none"> ・柱や梁がわずかに変形している
	9	外壁の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな亀裂が認められる ・目地が著しくずれている ・ガラス窓が破れ落ちている 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁の一部が落ちている ・目地がずれている ・隅角部に亀裂がある、隙間が見える
	10	屋根の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根瓦の大半が落ちているなどずれが著しい 	—
小修理を要する (一部損壊)	11	基礎の破断	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎のモルタルが剥離している 	—
	12	外壁の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・モルタルが部分的に落ちている ・壁にわずかなひび割れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラスが一部破損している
			—	
	13	屋根の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根瓦が部分的に落ちている 	—
	14	雨どいの破損	<ul style="list-style-type: none"> ・雨どいが破損している 	
15	ひさしの破損	<ul style="list-style-type: none"> ・ひさしが破損している 		
修理を要しない (無被害)	見た目には損壊がない			

代替調査(応急危険度判定調査票からの被害状況判定基準)案

応急危険度判定調査を実施した対象地区について、その結果を活用して被害状況調査に替える方法

「木造」建築物の応急危険度判定調査表からの被害状況判定基準(案)

1 一見して危険と判定される

1 建築物全体又は一部の崩壊・落階		全壊
2 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ		
3 建築物全体又は一部の著しい傾斜		
4 その他()		

* 記載内容により判断する

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険なし	2. 不明確	3. 危険あり	* 対象外
②構造躯体の不同沈下	1. なし又は軽微	2. 著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3. 小屋組の破壊、床全体の沈下	
③基礎の被害	1. 無被害	2. 部分的	3. 著しい(破壊あり)	
④建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60~1/20	3. 1/20超	
⑤壁の被害	1. 軽微なひび割れ	2. 大きな亀裂、剥落	3. 落下の危険あり	
⑥腐食・蟻害の有無	1. ほとんどなし	2. 一部の断面欠損	3. 著しい断面欠損	* 対象外


半壊


全壊

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①瓦	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損	
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険あり	
③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、はく離	
④外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊	
⑤看板・機器類	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険あり	* 対象外
⑥屋外階段	1. 傾斜なし	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜	
⑦その他()	1. 安全	2. 要注意	3. 危険	* 内容により判断する。


無被害


一部損壊


半壊

* コメント欄に記載してある場合は、その内容により判断する。

仮設住宅必要量概算シート(出典:東京都震災復興マニュアル)

応急住宅必要量概算シート(案)

[江東区]

I 家屋被害概況調査結果

○ 家屋被害概況調査による被害棟数 …(a)

II 木造全壊・焼失世帯数の算出

○ 当該区市町村の住宅系建物棟数比率 …(b)○ 当該区市町村の住宅系建物の木造建物棟数比率 …(c)○ 被害想定による当該区市町村の木造全壊比率 …(d)○ 当該区市町村の木造建物1棟あたりの平均住宅数 …(e)※木造全壊・焼失世帯数 = (a) × (b) × (c) × (d) × (e) = 0 …(f)

III 非木造大破・焼失世帯数の算出

○ 当該区市町村の住宅系建物棟数比率 …(b)○ 当該区市町村の住宅系建物の非木造建物棟数比率 …(g)○ 被害想定による当該区市町村のRC造の大破比率 …(h)○ 当該区市町村の非木造建物1棟あたりの平均住宅数 …(i)※非木造大破・焼失世帯数 = (a) × (b) × (g) × (h) × (i) = 0 …(j)

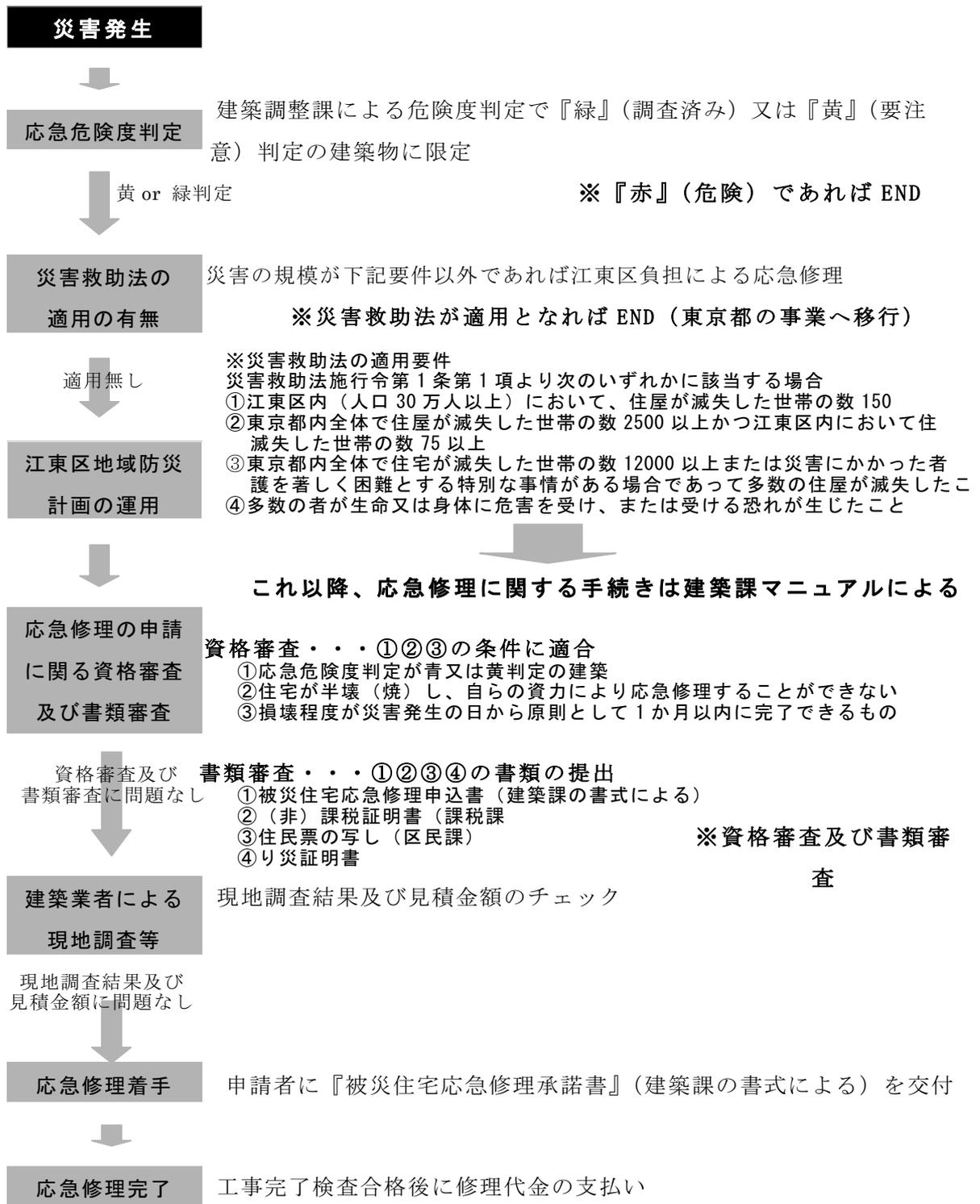
IV 全壊(大破)・焼失世帯数の算出

※全壊(大破)・焼失世帯数 = 木造全壊・焼失世帯数(f) + 非木造大破・焼失世帯数(j) = 0 …(k)

V 応急住宅必要数の算出

※ 応急住宅必要数 = 全壊(大破)・焼失世帯数 × 0.3 = 0 戸

応急修理のフローチャート



【参考】東京都の応急修理基準

被災住宅応急修理基準

第1 修理の実施

- (1) 修理箇所は屋根、台所、トイレ、居室、給排水設備等の破損箇所を必要最小限の修理をすることにより、日常生活を営めることができるようにする。
- (2) 被災住宅の構造（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）は、問わない。
- (3) 電気設備の修理は、電気が直接火災原因とならないことを確認後に実施する。
- (4) 修理に伴う解体、撤去、運搬を含む。

第2 修理の限度額

1 世帯当たりの経費は、国の定める基準とする。

第3 修理内容

修理箇所	被害の状況	修理内容
屋根	屋根の破損による雨漏り	ビニールシート張り、又は、トタン板張り
台所 トイレ 居室	天井の落下等	下地調査のうえ、ベニヤ板又は不燃ボード張り
外壁の破損	トタン板、耐水ベニヤ又は耐水ボード張り	
内壁の破損	下地調査のうえ、ベニヤ板張り 壁割れ及び隙間箇所はコーキング詰め	
床の破損	床組等不離陸調整のうえ、合板敷き。ただし畳は補修しない。	
建具の破損	建具及び建具回りの調整・補修、ガラスの割れは入れ替え 外部の扉の鍵は調整又は取替え	
給排水設備	水漏れ、蛇口の破損	漏水の修理、蛇口の取替え
電気	電灯の破損	電灯の取替え、コンセントの復旧

（出典）東京都住宅局「被災住宅に係る応急修理の実施について」平成 12 年 3 月 29 日

被災住宅応急修理申込書

年 月 日

江東区長 殿

私は、今回の〇〇〇〇〇災害により半壊（又は半焼）した現在の住居について、応急修理を行う資力が無いので、災害救助法に基づく応急修理について申請いたします。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違する時は、修理決定を取り消されても異議のないことを誓約いたします。

申請者	住所	江東区
	ふりがな	
	氏名	
	電話	

被災住宅	1. 自家（持ち家） 2. 借家 3. その他（ ）
被災状況	1. 半壊 2. 半焼 3. その他（ ）

対象区分	1. 生活保護法による被保護者・要保護者 2. 特別区民税の非課税世帯 3. 特別区民税の均等割りのみの世帯 4. 今回の災害により失業した世帯 5. その他（ ）
------	--

修理箇所 及び 破損内容	1. 台所（ ） 2. トイレ（ ） 3. 居室（ ） 4. 屋根（ ） 5. その他（ ）
--------------------	--

希望優先順位 1 _____ 2 _____ 3 _____

別添略平面図

被災住宅応急修理承諾書

江東区長 殿

私は、今回の〇〇〇〇〇〇災害により半壊した私所有の下記の家屋について、次の理由により応急修理を行う資力が無いので、災害救助法に基づく応急修理について、借家人の申請によって貴区が施工されることを承諾します。

住宅の応急修理を行う資力が無い理由（該当する番号に○印をして下さい）

1. 〇〇〇〇〇〇災害により住家が全壊・半壊した。
2. 区民税の非課税世帯である。
3. その他（具体的に記入して下さい）

記

家屋所在地 江東区

修理箇所 台所 トイレ 居室 屋根 その他（ ）

借家人氏名 _____

承諾者住所 _____

承諾者氏名 _____

承諾者連絡先 電話 _____（ ）

江 東 区											
住宅 番号	所在地	住宅の 名称等	区分	全戸数	空き家 戸数	間取等	階/ 階高	EV 有無	規模(m ²)・室番号等	その他一時提供の条 件等	管理者・連絡先等
1			<input type="checkbox"/> 都 営 <input type="checkbox"/> 区 営 <input type="checkbox"/> 特優賃 <input type="checkbox"/> 公 社 <input type="checkbox"/> U R <input type="checkbox"/> 民 間			1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他					
2			<input type="checkbox"/> 都 営 <input type="checkbox"/> 区 営 <input type="checkbox"/> 特優賃 <input type="checkbox"/> 公 社 <input type="checkbox"/> U R <input type="checkbox"/> 民 間			1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他					
3			<input type="checkbox"/> 都 営 <input type="checkbox"/> 区 営 <input type="checkbox"/> 特優賃 <input type="checkbox"/> 公 社 <input type="checkbox"/> U R <input type="checkbox"/> 民 間			1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他					

【参考】建設可能用地リストフォーマット(事前調査用)

江東区

用地番号	用地の名称等	所在地	区分	敷地面積	有効面積	道路	給水	排水	電気	ガス	大規模造成	調査分担
1			<input type="checkbox"/> 国有 <input type="checkbox"/> 都府 <input type="checkbox"/> 区有 <input type="checkbox"/> 民有									
2			<input type="checkbox"/> 国有 <input type="checkbox"/> 都府 <input type="checkbox"/> 区有 <input type="checkbox"/> 民有									
3			<input type="checkbox"/> 国有 <input type="checkbox"/> 都府 <input type="checkbox"/> 区有 <input type="checkbox"/> 民有									
4			<input type="checkbox"/> 国有 <input type="checkbox"/> 都府 <input type="checkbox"/> 区有 <input type="checkbox"/> 民有									
5			<input type="checkbox"/> 国有 <input type="checkbox"/> 都府 <input type="checkbox"/> 区有 <input type="checkbox"/> 民有									

東京都震災復興マニュアル

【参考】東京都の入居者選定基準

応急仮設住宅・一時提供住宅入居者選定基準(案)

本基準は、東京都地域防災計画(震災編)第16章に規定する応急仮設住宅及び一時提供住宅(以下「応急住宅」という。)の入居者選定基準を定め、迅速かつ的確な危機管理に資することを目的とする。

1 入居者の資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

- 一 住宅が全焼、全壊又は流失した者
- 二 居住する住家がない者
- 三 自らの資力では住家を確保できない者

2 入居者の選定

(1) 応急住宅の入居者は、次の各号に規定する優先順位により選定する者とする。ただし、必要に応じ、募集戸数の一定割合については、これによらないものとすることができる。

- 一 第1順位 高齢者(65歳以上)のみの世帯、障害者(中度以上)のいる世帯
乳幼児(3歳未満)のいる母子世帯
- 二 第2順位 高齢者(65歳以上)のいる世帯、乳幼児(3歳未満)のいる世帯、
母子世帯(子どもが18歳未満)、多子世帯(子どもが18歳未満)
妊婦のいる世帯
- 三 第4順位 病弱な者のいる世帯、特に配慮を要する世帯
- 四 第5順位 前1号から3号に規定する世帯以外の世帯

(2) 応急住宅の戸数が使用申込者の数に充たないときは、前項の各号に掲げる者を各号に規定する優先順位に従い、抽選により入居者を決定する者とする。

(3) 応急仮設住宅の建設用地が不足する地域において、概ね10戸以上の応急仮設住宅の建設が可能な用地を個人又は共同で提供した土地所有者に対しては、原則として応急仮設住宅への優先的な入居を認めるものとする。

【参考】東京都の入居者名簿案

入居者名簿(案)

調査日	年 月 日	住宅名		部屋番号																																																	
世帯主氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	歳																																																
従前居住地																																																					
入居年月日	年 月 日 ~																																																				
入居資格	ア 罹災証明書	<input type="checkbox"/> 全壊・全焼	<input type="checkbox"/> 半壊・半焼																																																		
	イ 選定基準	<input type="checkbox"/> 優先入居	<input type="checkbox"/> 一般入居																																																		
世帯収入	ア 被災前の世帯収入	1カ月約	円																																																		
	イ 現在の世帯収入	1カ月約	円																																																		
家族構成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>続柄</th> <th>氏名</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>職業</th> <th>収入</th> <th>障害の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					続柄	氏名	性別	年齢	職業	収入	障害の有無	備考			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
続柄	氏名	性別	年齢	職業	収入	障害の有無	備考																																														
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
特記事項																																																					

一時提供住宅窓口の設置等案

(一時提供住宅窓口の設置)

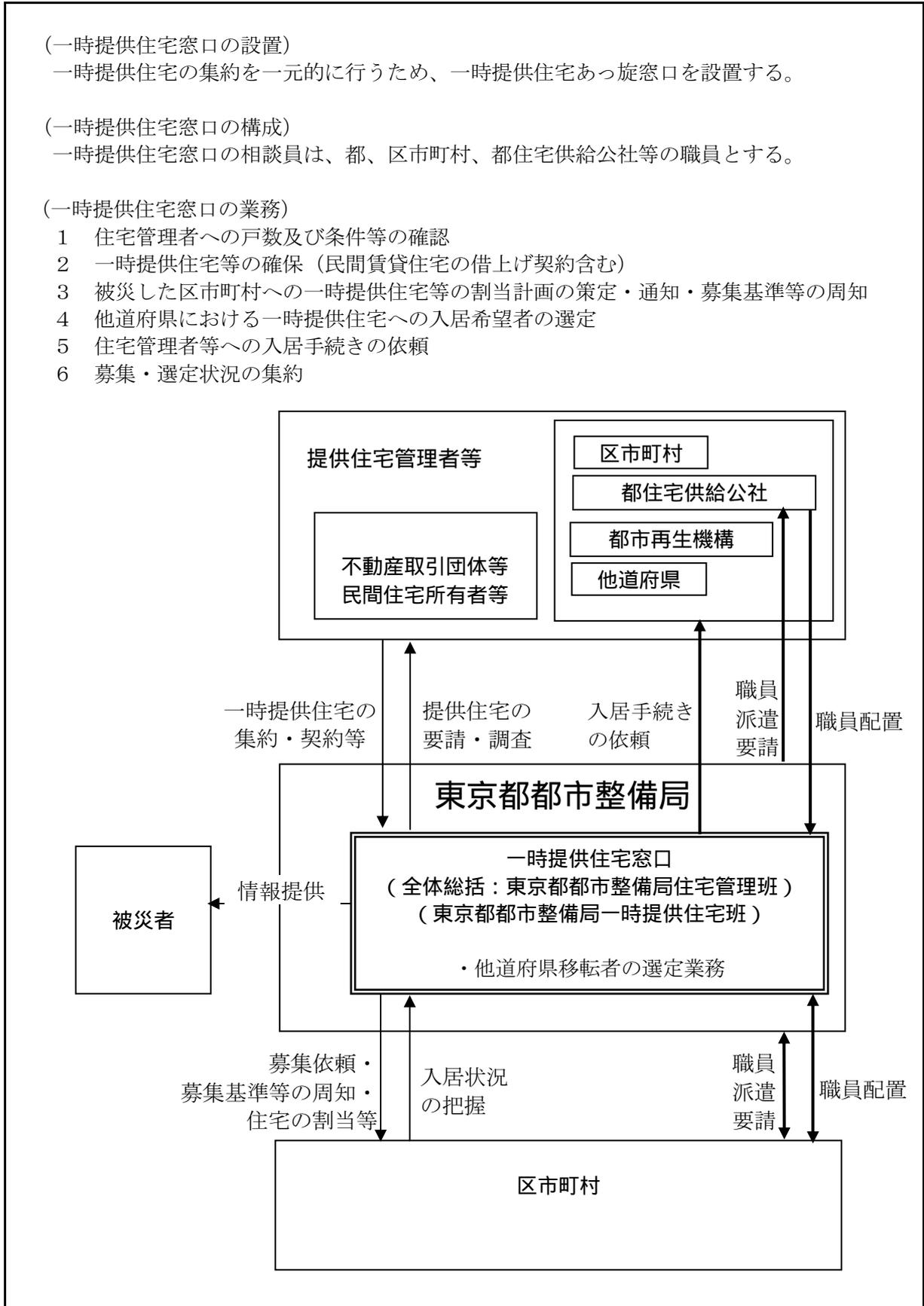
一時提供住宅の集約を一元的に行うため、一時提供住宅あつ旋窓口を設置する。

(一時提供住宅窓口の構成)

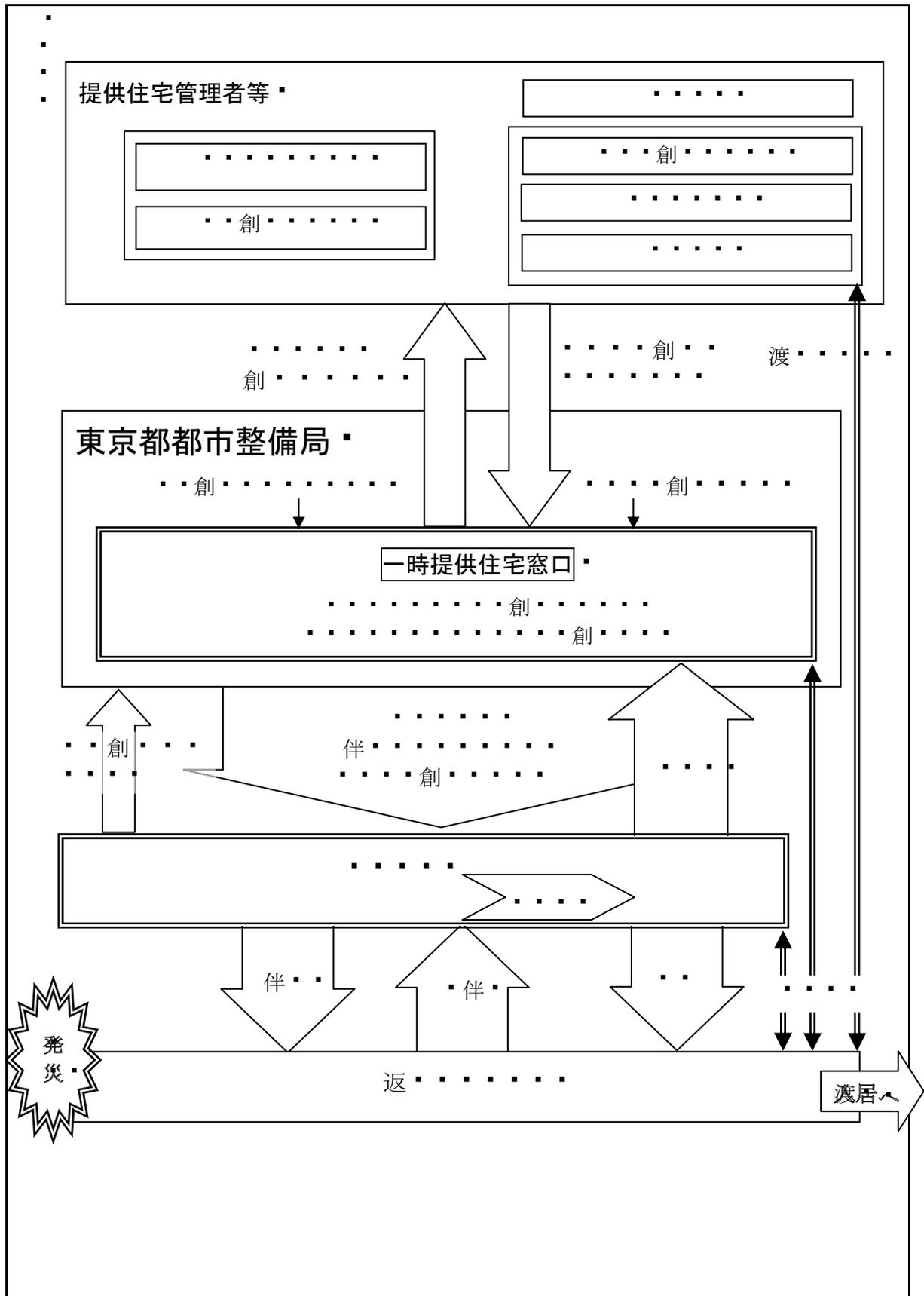
一時提供住宅窓口の相談員は、都、区市町村、都住宅供給公社等の職員とする。

(一時提供住宅窓口の業務)

- 1 住宅管理者への戸数及び条件等の確認
- 2 一時提供住宅等の確保（民間賃貸住宅の借上げ契約含む）
- 3 被災した区市町村への一時提供住宅等の割当計画の策定・通知・募集基準等の周知
- 4 他道府県における一時提供住宅への入居希望者の選定
- 5 住宅管理者等への入居手続きの依頼
- 6 募集・選定状況の集約



一時提供住宅の提供等に係る主な業務のフロー案



復興住宅供給協議会について

[参加団体候補案]

○ 生産者団体

- ・東京都地域住宅生産者協議会の参加団体

○ 不動産業界団体

- ・(社) 全日本不動産協会東京都本部、(社) 東京都宅地建物取引業協会、(社) 日本在宅建設産業協会、(社) 不動産流通経営協会

○ 消費者団体

- ・主婦連合会、日本生活協同組合連合会、東京弁護士会

○ 公的機関等

- ・東京都住宅供給公社、(財) 東京都防災・建築まちづくりセンター、都市再生機構、住宅金融支援機構、全国銀行協会

○ 行政機関

- ・国土交通省、区市代表、都

[設置要綱案]

東京都復興住宅供給協議会（仮称）設置要綱（案）

（目的）

第1条 ○○大震災後の東京における住宅復興に向けて、関係団体と行政機関がそれぞれの役割分担のもとに、互いに協力しながら、良質な民間住宅の供給促進に取り組んでいくため、東京都復興住宅供給協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（活動内容）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 各種計画事業についての周知連絡、及び情報交換
- 二 各種復興事業などについての周知連絡、及び情報交換
- 三 狭小・欠陥住宅の建設防止や、劣悪な住環境形成の防止に係る協力体制の検討
- 四 その他必要と認める事項

（構成）

第3条 協議会の構成は、別紙に掲げる団体及び行政機関とする。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。会長は、協議会を招集し、議事を進行する。

- 2 会長は、東京都都市整備局住宅政策推進部長とする。なお、会長が不在の場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に別紙に掲げる団体及び行政機関以外の者の出席を求めることができる。

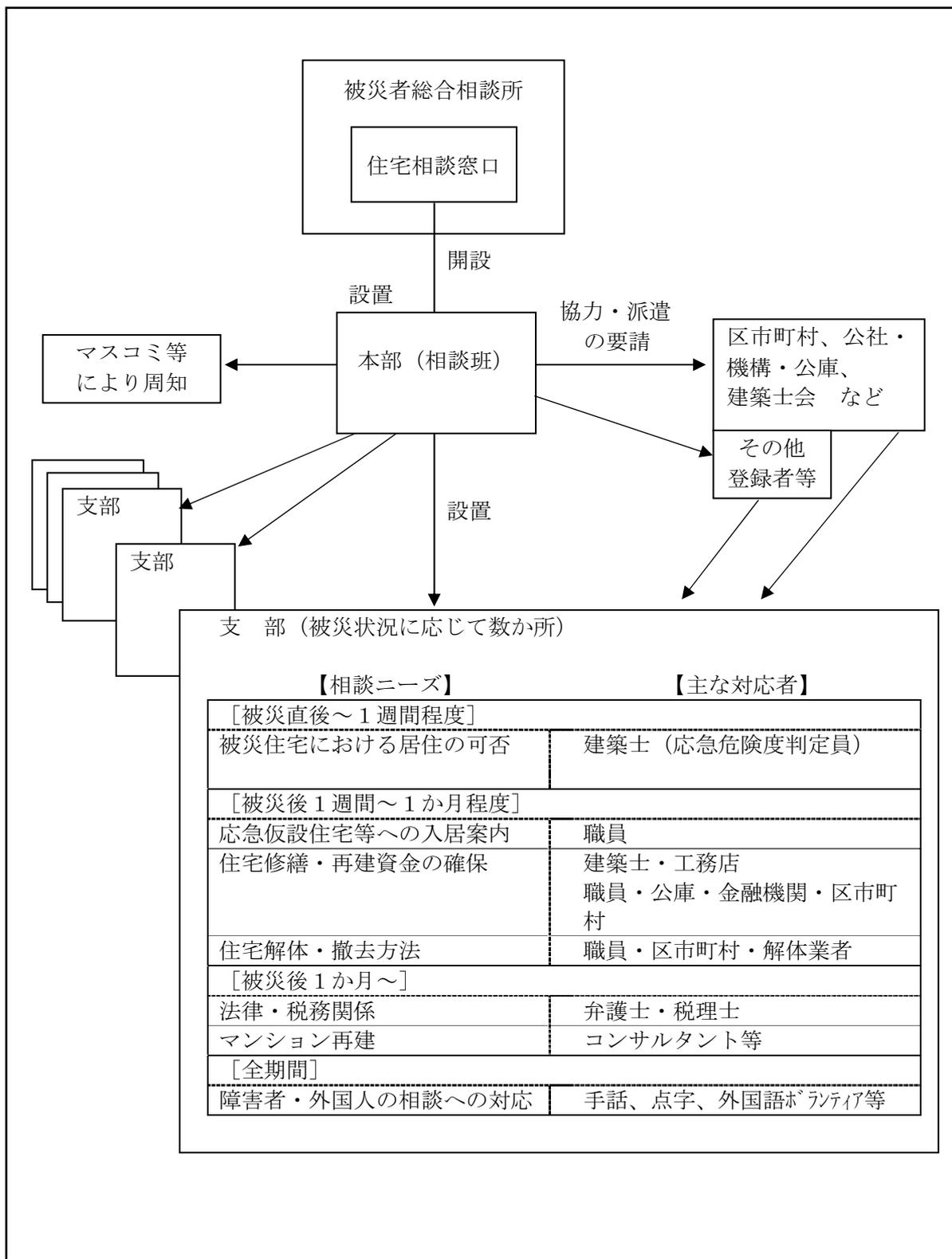
（事務局）

第5条 事務局は、東京都都市整備局住宅政策推進部○○○課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、そのつど、会議において決定する。

住宅相談所のイメージ



資料編 第4章 <らしの復興

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 4 日

条例第 34 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（昭 57 条例 48・全改）

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 区民 災害により被害を受けた当時、江東区の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 区は、区民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（昭 57 条例 48・一部改正）

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にいる場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(昭50条例51・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭50条例51・全改、昭52条例8・昭53条例22・昭56条例41・昭57条例48・平3条例38・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手續)

第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行なうべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行なうものとする。

2 区長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(昭57条例48・追加)

(災害障害見舞金の支給)

第9条 区は、区民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(昭57条例48・追加)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(昭57条例48・追加、平3条例38・一部改正)

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭 57 条例 48・追加)

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(昭 57 条例 48・旧第 3 章繰下)

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 区は、令第 3 条に規定する災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行なうものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭 57 条例 48・旧第 9 条繰下・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は、そのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(昭 50 条例 51・昭 52 条例 8・昭 53 条例 22・昭 56 条例 41・一部改正、昭 57 条例 48・旧第 10 条繰下、昭 62 条例 15・平 3 条例 38・一部改正)

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(昭 57 条例 48・旧第 11 条繰下)

(償還等)

第 15 条 災害援護資金の償還は、年賦償還または半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(昭 57 条例 48・旧第 12 条繰下・一部改正)

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭 57 条例 48・旧第 13 条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平 23 条例 16・旧付則・一部改正)

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けに関する特例)

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第 2 項及び第 14 条の適用については、第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、第 14 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント(保証人を立てる場合にあっては無利子)」とする。

(平 23 条例 16・追加)

3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令第 14 条第 7 項の規定によるものとする。

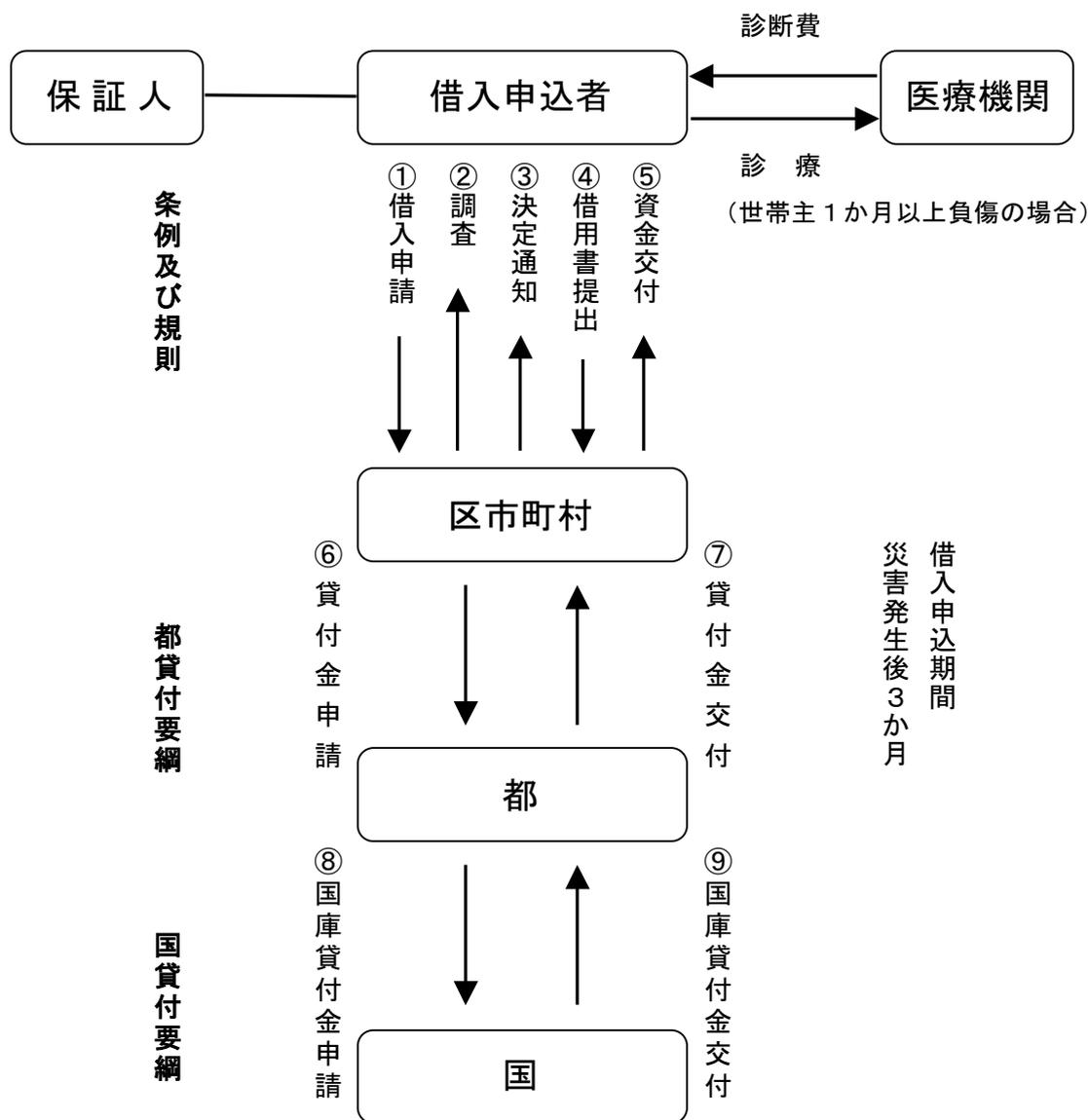
(平 23 条例 16・追加)

附 則 (中間省略)

附 則 (平成 4 年条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

災害援護資金の貸付手続き



「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、貸付対象災害の発生した区は、都貸付金貸付要綱（昭和49年10月9日民生局長通知）により、福祉保健局に災害援護資金の貸付を申請する。

福祉保健局では、予算措置を行い、当該区へ貸し付けるとともに、国庫貸付金の貸付要綱（昭和49年6月6日社会局長通知）により厚生労働大臣あて貸付申請する。

区からの償還金については福祉保健局が受け入れ、国庫貸付金の受入、返還等は財務局公債課が行う。

災害援護資金申請者一覧

申請日	氏名	住所	確認事項	チェック	調査結果	貸付日	備考
			① 借入申込書 ・ 借入申込者の住所、氏名 ・ 貸付けを受けようとする ・ 貸付けを受けようとする ・ 保証人となるべき者に関する事項 ② 世帯主の負傷を理由とする額を記載した診断書 ③ 被害を受けた日の属する年は、前々年とする。において、該世帯の前年の所得に関する当 ④ 提出日（被災日の属する月の	□ □ □ □ □ □ □ □	貸付決定		
			① 借入申込書 ・ 借入申込者の住所、氏名 ・ 貸付けを受けようとする ・ 貸付けを受けようとする ・ 保証人となるべき者に関する事項 ② 世帯主の負傷を理由とする額を記載した診断書 ③ 被害を受けた日の属する年は、前々年とする。において、該世帯の前年の所得に関する当 ④ 提出日（被災日の属する月の	□ □ □ □ □ □ □ □	貸付決定		
			① 借入申込書 ・ 借入申込者の住所、氏名 ・ 貸付けを受けようとする ・ 貸付けを受けようとする ・ 保証人となるべき者に関する事項 ② 世帯主の負傷を理由とする額を記載した診断書 ③ 被害を受けた日の属する年は、前々年とする。において、該世帯の前年の所得に関する当 ④ 提出日（被災日の属する月の	□ □ □ □ □ □ □ □	貸付決定		

第1号様式(規則第6条関係)

災害援護資金借入申込書

受付日		受付番号		受付者		貸付番号	
被災日時	年 月 日 時			災害名			
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			被害場所			
返済方法	1 年賦 2 半年賦			いつまでに返 せますか	年 月(回)		
借 入 申 込 者 に つ い て	ふりがな				男・女	年 月 日 (歳)	
	氏名						
	現住所	江東区			職業		
	本籍	都道府県			勤務先の名称 と所在地		
	郵便番号	〒	電話番号				
	世帯 の 状 況 と 収 入	氏名	世帯主と の続柄	年齢	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
		収入合計	円		支出合計	円	
資産 の 状 況	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の 状況		(1)自家(2)借家(3)借間(4)同居		
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護				
	負債	(内容)		(金額)	円		
連 帯 保 証 人	氏名				男・女	大・昭・平 年 月 日(歳)	
	現住所				本籍	都道府県	
	職業		月収	円	申込者との 関係	家族 人	
	資産	土地			勤務先 名称		
		建物			所在地	電話番号	
	この災害の前一年以内に被災した ことの有無及びその状況			(有・無)状況	資金の内訳	合計	円
	この災害により世帯主が死亡または 重度の障害となった事実の有無			(有・無)	災害援護資金で		円
資金 の 使 途	資金の使い方総額				手持ち資金で		円
				に			円
				に			円
					その他()で		円

被害 の 状 況	被災時の具体的状況				負傷	全治	カ月	
	住居の被害		(1)全壊 (2)半壊					
	被害 家 財 の 被 害 況	品名	現在購入に 要する費用	被害額	品名	現在購入に 要する費用	被害額	
		和だんす			テレビ			
		整理だんす			ラジオ			
		洋服だんす			掛時計			
		鏡台			目覚まし時計			
		腰掛机			紳士用腕時計			
		本箱・本棚			婦人用腕時計			
		食器・戸棚			畳(畳中畳 が被害)			
		食卓・茶ぶ台			障子			
		げた箱			襖			
		照明器具			ステレオ			
		じゅうたん			電子レンジ			
		扇風機			サイドボード			
		石油ストーブ			応接セット			
		電気こたつ			小計			
		冷蔵庫			その他被害のあった家財			
		電気ガス炊飯器			品名	現在購入に 要する費用	被害額	
		洗濯機						
掃除機								
ミシン								
アイロン			小計					
自転車			合計					

上記のとおり災害援護資金を借入letak申し込めます。

年 月 日

借入申込者

印

上記の借入れに対し、連帯して負債を負担します。

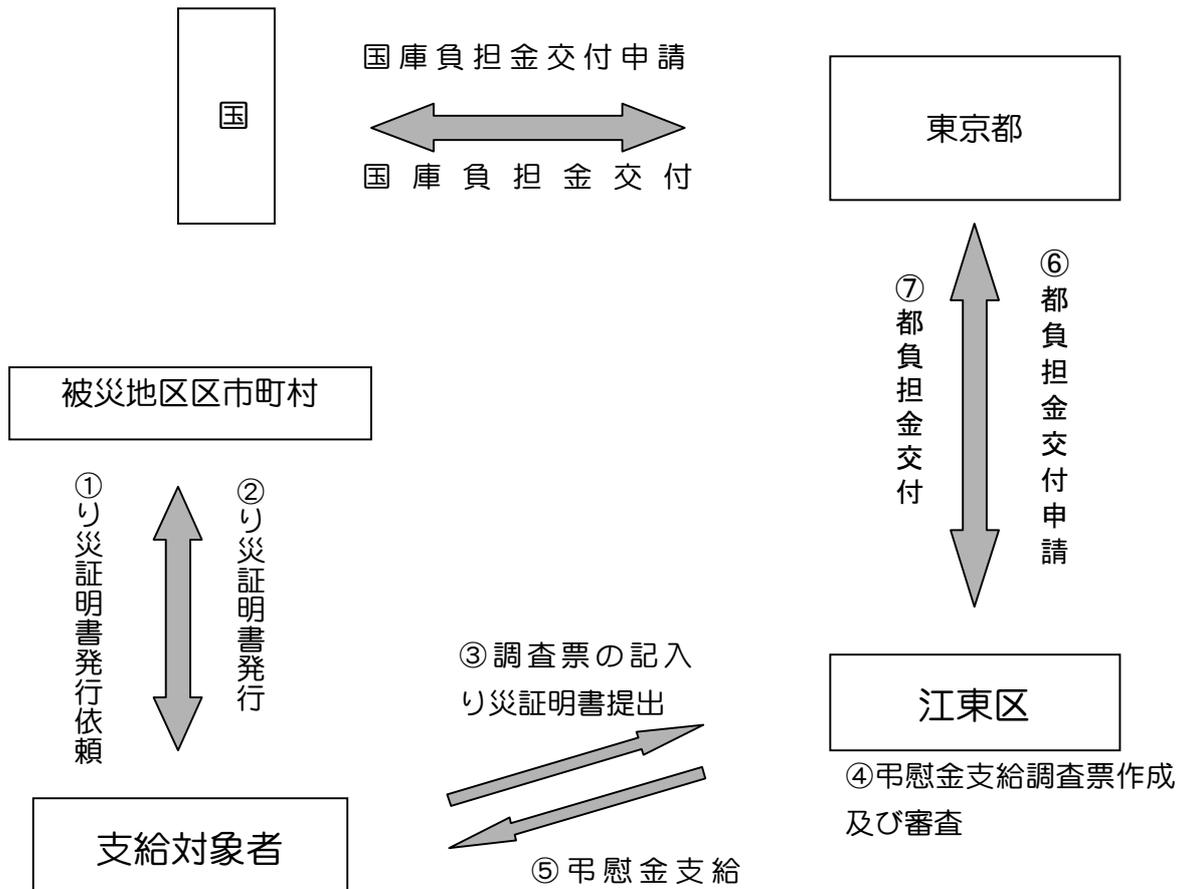
年 月 日

連帯保証人

印

江東区長殿

災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続き



・調査票作成にあたっては、次の点に留意する。

1. 死亡者の生活の本拠が江東区にあったか、納税状況等により確認。(住民登録≠生活の本拠)
2. 法第5条、災害弔慰金の支給等に関する条例準則第7条についての調査も必要。
3. その他「災害弔慰金等関係法令通知集」を参考にするとともに、不明な点は都福祉保健局を通じ厚生労働省に確認すること。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、区は、対象者に弔慰金（見舞金）を支給し、都負担金交付要綱（昭和49年9月11日民生局長通知）により、都福祉保健局へ3/4の額を申請する。

都福祉保健局は、区に交付した額の2/3について、国庫負担金交付要綱（昭和49年4月27日厚生次官通知）により（厚生労働大臣へ）交付申請する。

災害弔慰金・災害障害見舞金申請者一覧

申請日	氏名	住所	申請内容	確認事項	フツ	支給日	備考
			災害弔慰金の申請	① 死亡者（行方不明者を含む。）の住所、氏名、性別、生年月日 ② 死亡（行方不明者を含む。）の年月日、死亡状況 ③ 死亡者の遺族に関する事項 ④ 支給の制限に関する事項 ⑤ 区外で死亡した区民の遺族に対し、死亡地の官公署が発行する被災証明書 ⑥ 区民でない遺族について、遺族であることを証明する書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
			災害障害見舞金の申請	① 障害者の住所、氏名、性別、生年月日 ② 障害の原因となる負傷または疾病の状態となった年月日、負傷、疾病の状況 ③ 障害の種類、程度に関する事項 ④ 支給の制限に関する事項 ⑤ 区外で障害の原因となる負傷または疾病の状態となった区民に対し、負傷または疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書 ⑥ 障害を有することを証明する医師の診断書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
			災害弔慰金の申請	① 死亡者（行方不明者を含む。）の住所、氏名、性別、生年月日 ② 死亡（行方不明者を含む。）の年月日、死亡状況 ③ 死亡者の遺族に関する事項 ④ 支給の制限に関する事項 ⑤ 区外で死亡した区民の遺族に対し、死亡地の官公署が発行する被災証明書 ⑥ 区民でない遺族について、遺族であることを証明する書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
			災害障害見舞金の申請	① 障害者の住所、氏名、性別、生年月日 ② 障害の原因となる負傷または疾病の状態となった年月日、負傷、疾病の状況 ③ 障害の種類、程度に関する事項 ④ 支給の制限に関する事項 ⑤ 区外で障害の原因となる負傷または疾病の状態となった区民に対し、負傷または疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書 ⑥ 障害を有することを証明する医師の診断書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
			災害弔慰金の申請	① 死亡者（行方不明者を含む。）の住所、氏名、性別、生年月日 ② 死亡（行方不明者を含む。）の年月日、死亡状況 ③ 死亡者の遺族に関する事項 ④ 支給の制限に関する事項 ⑤ 区外で死亡した区民の遺族に対し、死亡地の官公署が発行する被災証明書 ⑥ 区民でない遺族について、遺族であることを証明する書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
			災害障害見舞金の申請	① 障害者の住所、氏名、性別、生年月日 ② 障害の原因となる負傷または疾病の状態となった年月日、負傷、疾病の状況 ③ 障害の種類、程度に関する事項 ④ 支給の制限に関する事項 ⑤ 区外で障害の原因となる負傷または疾病の状態となった区民に対し、負傷または疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書 ⑥ 障害を有することを証明する医師の診断書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

災害弔慰金等の支給対象一覧

災害弔慰金の支給	
対象災害	① 区内において全壊した世帯が5世帯以上のもの ② 都内において災害救助法が適用された区市町村が1つ以上あり①の場合をのぞくもの ③ ①、②とは別に厚生労働大臣が定めるもの
支給対象	① 死亡した区民の遺族 ② 支給する遺族の範囲 配偶者、子、父母、孫、祖父母
弔慰金の額	① 弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合 <u>500万円</u> ② その他の場合 <u>250万円</u> ただし、死亡者がその死亡に係る災害で、既に災害障害見舞金を受けている場合は、災害障害見舞金の額を控除した額とする。
災害障害見舞金の支給	
対象災害	災害弔慰金の支給対象と同様
見舞金の額	① 災害により負傷し、また疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた者の場合 <u>250万円</u> ② その他の場合 <u>125万円</u>

災害弔慰金支給調査票

(参考)

※太枠のみご記入ください。

死亡した方に関する事項	フリガナ			男・女	生年月日	
	死亡した方の氏名				大正・昭和・平成 年 月 日生	
	住所	江東区		死亡年月日	平成 年 月 日	
	死亡の状況 (行方不明)	災害名				
死亡した場所						
<input type="checkbox"/> 家屋の倒壊 ・ <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他 () 被災時業務中 <input type="checkbox"/> はい：勤務先 _____ ・ <input type="checkbox"/> いいえ						
死亡した方の遺族に関する事項	死亡した方の続柄	氏名	住所		備考	
支給に関する事項	死亡当事、死亡者により生計を主として維持していた <input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> その他					
		氏名	死亡者との続柄			
		住所	連絡先	電話番号 ()		
		現在の居所	連絡先	電話番号 ()		
		先順位者の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		同順位者の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
		先順位者又は他の同順位者が申請しなかった理由		<input type="checkbox"/> 先順位者及び同順位者が行方不明のため <input type="checkbox"/> 同順位者で協議し、受給者を決定したため <input type="checkbox"/> その他 ()		
区使用欄						
支給制限に該当の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無						
支給金額 <input type="checkbox"/> 500万円 ・ <input type="checkbox"/> 250万円						
備考						

(裏面)

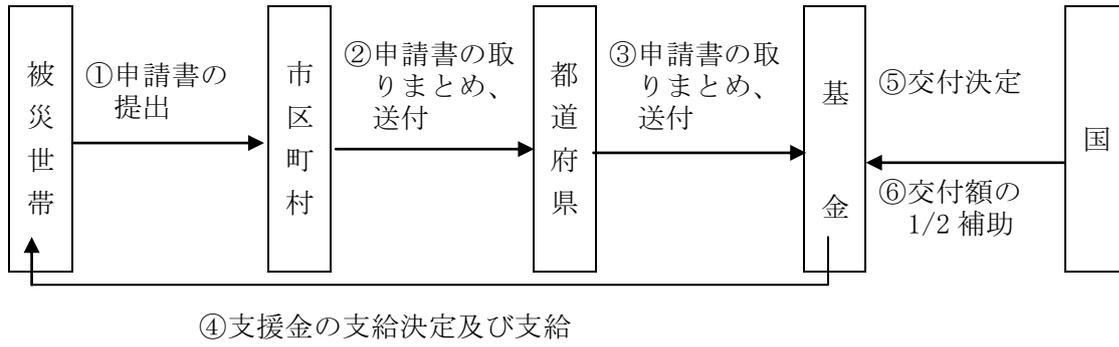
江東区が災害弔慰金に係る調査を行うため必要な範囲で住民基本台帳・戸籍・所得確認・国民健康保険に係る情報、被災証明書（町外で被災された場合）の閲覧、公用に関する事、また今後江東区がおこなう義援金分配等の情報提供に使用することに同意します。

平成 年 月 日

(自筆署名) _____ (印)

別紙 1

被災者生活再建支援金支給事務の手続き



資料編 第5章 産業の復興

災害復旧・復興時の事業再開等関連施策

〈中小企業対策〉

◎ 融資制度

(1) 災害復旧のための現行融資制度（平成 22 年 4 月 1 日現在）

【東京都の融資制度】

① 災害復旧資金融資

- 対象者：知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者等
- 限度額：1 災害につき 8,000 万円
- 利率：（責任共有利率）固定金利 1.7%
（全部保証利率）固定金利 1.5%
- 期間：運転資金・設備資金 10 年以内（いずれも据置期間 1 年以内を含む）
ただし、特に必要があると認められる場合には、都において災害ごとに融資期間を拡大することができる。

② 経営支援融資

- 対象者：災害により事業活動に影響を受けている中小企業者等
- 限度額：（認定書必要型）1 企業・1 組合 2 億 8000 万円
（認定書不要型）1 企業 1 億円、1 組合 2 億円
- 利率：（責任共有利率）固定金利 融資期間により 1.7%以内～2.2%以内
（全部保証利率）固定金利 融資期間により 1.5%以内～2.0%以内
- 期間：運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内
（いずれも据置期間 1 年以内を含む）

【日本政策金融公庫の融資制度】

③ 災害復旧貸付

- 対象者：別に指定された災害により被害を被った中小企業のかた
- 限度額：直接貸付 別枠 1 億 5000 万円
代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠 7500 万円
- 利率：基準金利（閣議決定により、特別金利が適用される場合がある）
設備資金については、設備資金貸付利率特例制度により、貸付後 2 年間について 0.5%の利率を控除がある。
- 期間：運転資金・設備資金 10 年以内（いずれも据置期間 2 年以内を含む）

【商工組合中央金庫の融資制度】（平成 18 年度 4 月 1 日現在）

④ 災害復旧資金

- 対象者：金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
- 限度額：特に定めず
- 利率：所定利率
- 期間：設備資金 20 年以内（うち据置期間 3 年以内）
 運転資金 10 年以内（うち据置期間 3 年以内）

【中小企業基盤整備機構の高度化事業】

⑤ 災害復旧高度化事業

- 対象者：既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や施設の復旧に当たって新たに高度化事業を実施する者
- 限度額：事業費の 90%以内
- 利率：無利子
- 期間：20 年以内（うち据置期間 3 年以内）

(2)新分野進出、事業転換等新時代に対応するための現行融資制度(平成 22 年 4 月 1 日現在)

【東京都の融資制度】

- ① 産業力強化融資（チャレンジ） 次のいずれかを行う中小企業者。
 - ・ 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業
 - ・ 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業
 - ・ 平成 22 年度において重点的支援を行う事業等
- ② 創業等支援融資 次のいずれかに該当するもの
 - ・ 事業を営んでいない個人で、創業しようとする者
 - ・ 事業を営んでいない個人で、自己資金があり、創業しようとするもの
 - ・ 創業した日から 5 年未満の中小企業者及び組合
 - ・ 創業した日から 5 年未満であり、東京都出資の投資法人傘下の投資事業有限責任組合から出資を受けている中小企業者
 - ・ 創業した日から 5 年未満で、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「ベンチャーファンド」事業が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けている中小企業者
 - ・ 分社化しようとする法人

【日本政策金融公庫の融資制度】

③ 新規開業ローン

(新規開業資金)

新たに事業を始める者、事業開始後おおむね 5 年以内の者

(女性、若者/シニア起業家資金)

女性または 30 歳未満か 55 歳以上の者であって、新たに事業を始める者または事業開始後おおむね 5 年以内の者

(再チャレンジ支援融資 (再挑戦支援資金))

廃業歴等のある者で、新たに事業を始める者または事業開始後おおむね 5 年以内の者

(新事業活動促進資金)

経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図る者

④ 企業活力強化資金

(企業活力強化資金)

卸売業、小売業、飲食業またはサービス業を営む者で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入を行う者

(IT 資金)

情報化のための設備の取得などを行う者

(財務向上サポート資金)

経常利益が赤字であるなど一定の要件に該当する者であって、生産能力拡大のための取り組みなどを行うことにより収益性の向上が認められる者

(地域活性化・雇用促進資金)

社会貢献型事業を営む者、承認企業立地計画などに従って事業を行う者または雇用創出効果が見込まれる者など

⑤ 以上のほかに、セーフティネット貸付等がある。

【商工組合中央金庫の融資制度】(平成 18 年度 4 月 1 日現在)

⑥ 新事業活動促進資金

経営革新支援法に基づき経営革新計画の承諾を受けた中小企業者

⑦ 新事業育成資金

技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、当金庫の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業者

【日本政策投資銀行の融資制度】（平成 18 年度 4 月 1 日現在）

⑧ 知的基盤整備（新技術開発）

高度先端技術の基礎応用研究に必要な研究施設、新技術を実証するためのパイロットプラント等の建設資金及び研究開発資金、新技術の成果を企業化するために必要な資金等

⑨ 知的基盤整備（新産業創出・活性化）

高度な技術力や独自のノウハウがありながら、まだ成長段階にあるため十分な信用力がなく、事業資金の調達が困難な企業が、新製品・新商品の開発や新たなサービスの提供等を行うための資金

⑩ 以上のほかに、経済構造改革(規制緩和・事業革新等)等がある。

【中小企業基盤整備機構の高度化事業】（平成 18 年度 4 月 1 日現在）

⑪ 集団化事業、集積区域整備事業、共同施設事業等の高度化事業がある。

震災による被害が債務者の償還能力や地域の産業に及ぼした程度その他の経済・社会情勢を踏まえ、東京都及び政府系中小企業金融機関等の現行融資制度に係る対象者、限度額、利率、期間等の条件の緩和を検討・要請する。

(3)震災復興のために検討すべき特例措置

①東京都及び政府系中小企業金融機関の既往融資に係る負担軽減措置の検討

震災による被害が債務者の償還能力に及ぼした程度等に応じ、震災発生前に東京都及び政府系中小企業金融機関が既に行っていた融資に係る返済の猶予、利払いの軽減等の負担軽減措置を検討・要請する。

②現行制度に係る融資条件の緩和の検討

震災による被害が債務者の償還能力や地域の産業に及ぼした程度その他の経済・社会情勢を踏まえ、東京都及び政府系中小企業金融機関等の現行融資制度に係る対象者、限度額、利率、期間等の条件緩和を検討・要請する。

③復興基金等による利子補給の検討

復興基金が設置され、又は（財）東京都中小企業振興公社の中小企業振興基金に対して財源手当てがなされる場合には、東京都及び政府系中小企業金融機関の現行融資制度による融資について、これら復興基金等から利子補給を行うことを検討・要請する。

④新たな融資制度の検討

被災区域内においてライフラインの復旧工事、大規模小売店舗等生活基盤施設の復旧工事、地域の経済基盤としての機能を果たす事業の復興を図る工事等を行う事業者に対する融資制度を日本政策投資銀行に新たに設けるよう要請する。

以上の諸措置のほか、復興の過程で活力ある産業を生み出すために特にこ入れすべき分野がある場合には、当該分野について東京都及び政府系中小企業金融機関等に新たに融資制度を設けることを検討・要請する。

江東区中小企業融資取扱金融機関名リスト

平成25年1月4日現在

	幹事店	金融機関	支店	チェック	備考			金融機関	支店	チェック	備考
1		みずほ銀行	亀戸			37		東京東信用金庫	亀戸		
2			錦糸町			38			本所		
3	○		深川			39			大島		
4		三菱東京UFJ銀行	錦糸町			40			深川		
5			深川			41			錦糸町		
6	○		門前仲町			42			住吉		
7			亀戸			43	○		江東中央		
8			木場深川			44			深川北		
9		三井住友銀行	砂町			45			東砂		
10	○		亀戸			46			森下駅前		
11			錦糸町			47	○	東栄信用金庫	亀戸		
12			深川			48	○	小松川信用金庫	亀戸		
13		りそな銀行	本所			49	○	城北信用金庫	深川		
14	○		亀戸			50		商工組合中央金庫	新木場		
15			錦糸町			51	○		深川		
16	○	千葉銀行	錦糸町			52	○	文化産業信用組合	本店		
17			深川			53	○	江東信用組合	本店		
18	○	東京都民銀行	深川			54			洲崎		
19			城東			55			森下		
20			東陽町			56	○	大東京信用組合	亀戸		
21	○	東和銀行	深川			57			押上		
22			南砂			58	○	第一勸業信用組合	千田町		
23		東日本銀行	平井								
24	○		深川								
25			立花								
26	○	東京ベイ信用金庫	城東営業部								
27			砂町								
28			大島								
29			豊洲								
30		朝日信用金庫	押上								
31			立川								
32	○		猿江								
33	○	興産信用金庫	人形町								
34		東京シティ信用金庫	深川								
35			砂町								
36	○		菊川								

平成25年 月 日()締め切り

災害状況調査一覧(江東区中小企業融資取扱金融機関)

※問合せは幹事店に行う。

	金融機関	支店	幹事店 (調査先)	被害状況	営業再開 予定日	特別融資 の実施	備考
1	みずほ銀行	亀戸					
2		錦糸町					
3		深川	○				
4	三菱東京UFJ銀行	錦糸町					
5		深川					
6		門前仲町	○				
7		亀戸					
8		木場深川					
9	三井住友銀行	砂町					
10		亀戸	○				
11		錦糸町					
12		深川					
13	りそな銀行	本所					
14		亀戸	○				
15		錦糸町					
16	千葉銀行	錦糸町	○				
17		深川					
18	東京都民銀行	深川	○				
19		城東					
20		東陽町					
21	東和銀行	深川	○				
22		南砂					
23	東日本銀行	平井					
24		深川	○				
25		立花					
26	東京ベイ信用金庫	城東営業部	○				
27		砂町					
28		大島					
29		豊洲					
30	朝日信用金庫	押上					
31		立川					
32		猿江	○				
33	興産信用金庫	人形町	○				

	金融機関	支店	幹事店 (調査先)	被害状況	営業再開 予定日	特別融資 の実施	備考
34	東京シティ信用金庫	深 川					
35		砂 町					
36		菊 川	○				
37	東京東信用金庫	亀 戸					
38		本 所					
39		大 島					
40		深 川					
41		錦 糸 町					
42		住 吉					
43		江東中央	○				
44		深川北					
45		東 砂					
46	森下駅前						
47	東栄信用金庫	亀 戸	○				
48	小松川信用金庫	亀 戸	○				
49	城北信用金庫	深 川	○				
50	商工組合中央金庫	新木場					
51		深川	○				
52	文化産業信用組合	本店	○				
53	江東信用組合	本店	○				
54		洲崎					
55		森下					
56	大東京信用組合	亀戸	○				
57		押上					
58	第一勸業信用組合	千 田 町	○				

江東区災害被害状況調査

※幹事店が同金融機関分を記入してください。

1. 回答日	平成 年 月 日（被災後 日目）																
2. 回答者	金融機関名							担当者									
	支店名							連絡先									
3. 対象店舗	金融機関名																
	支店名																
	連絡先																
	担当																
4. 被害状況	建物被害 (該当するところに○)	全壊	半壊	一部損壊	損壊なし	全壊	半壊	一部損壊	損壊なし	全壊	半壊	一部損壊	損壊なし	全壊	半壊	一部損壊	損壊なし
	その他被害 <具体的に記入してください>																
5. 復興目処	営業再開 予定日	月 日			月 日			月 日			月 日						
		未定			未定			未定			未定						
6. 被災者支援	災害復興支援 融資の実施	有・無			有・無			有・無			有・無						
	融資概要																
7. その他	区に協力 できること																
	区に要望 すること																
	ご意見等																

※基本的に被災後2日以内にご提出ください。

江東区東陽4-11-28 TEL03-3647-2331

(災害規模によってはこの限りではありません)

江東区地域振興部経済課融資相談係

江東区震災復興マニュアル策定会議等の開催経過

平成21年度

- 平成21年12月14日 第1回策定会議
- 平成22年 1月28日 各課への事務説明会
- 平成22年 3月26日 第1回幹事会（マニュアル原案報告）

平成22年度

- 平成22年 8月18日 第2回幹事会（原案修正報告）
- 平成22年10月29日 第2回策定会議（マニュアル素案報告）
- 平成22年12月 各課ヒアリング

- 平成23年 3月18日 第3回幹事会 ※震災により中止
- 平成23年 3月25日 第4回幹事会 ※震災により中止

平成24年度

- 平成24年 7月 3日 第3回策定会議（経過説明、作業再開）
- 平成24年 8月29日 第4回策定会議（修正作業確認）
- 平成24年 9月20日 各課への事務説明会
- 平成24年10月 マニュアル案修正作業（各課）
- 平成24年11月15日 第5回策定会議（マニュアル修正案報告）
- 平成25年 2月22日 第6回策定会議（マニュアル策定）

（事務局：総務部防災課）

○江東区震災復興マニュアル策定会議設置要綱

平成21年12月1日

21江総防第743号

(設置)

第1条 震災発生時における都市の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業(以下「震災復興事業」という。)を迅速かつ円滑に実施することを目的とした江東区震災復興マニュアル(以下「マニュアル」という。)を策定するため、江東区震災復興マニュアル策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項について協議し、マニュアルを策定する。

- (1) 復興体制の構築に関する事項
- (2) 都市の復興に関する事項
- (3) 住宅の復興に関する事項
- (4) 暮らしの復興に関する事項
- (5) 産業の復興に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、震災復興事業に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、総務部を担任する副区長(以下「総務部担任副区長」という。)をもって充てる。
- 3 副会長は、総務部担任副区長以外の副区長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 策定会議における協議に必要な事項を検討するため、策定会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 会長は、必要に応じて策定会議を招集し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、前条第3項の順序により指定された副会長がその職務を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を策定会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 策定会議及び幹事会の庶務は、総務部防災課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

政策経営部長、総務部長、地域振興部長、区民部長、福祉部長、生活支援部長、保健所長、こども未来部長、環境清掃部長、都市整備部長、土木部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長
--

別表第2(第3条関係)

企画課長、総務課長、危機管理課長、防災課長、地域振興課長、経済課長、福祉課長、都市計画課長、住宅課長、建築調整課長

江東区震災復興マニュアル

平成25年4月 印刷物規格表第1種
印刷番号(25)9号

編集発行 江東区総務部防災課
江東区東陽4-11-28
電話(3647)9111(代表)

印刷所 睦美マイクロ株式会社
江東区東陽1-16-12
電話03-5690-7275